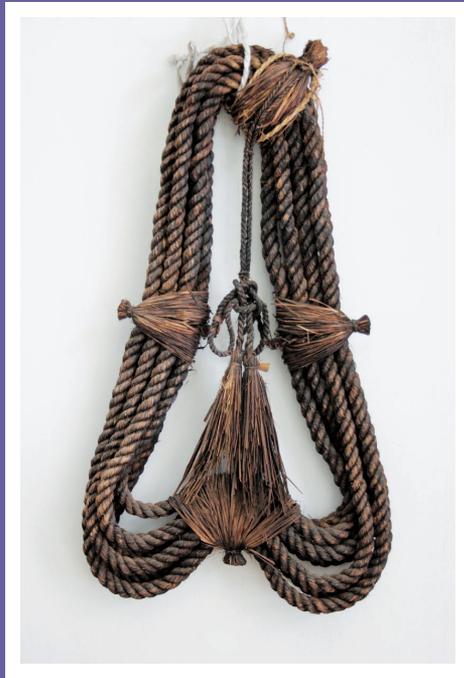


雪 國 民 俗

(第 31 号)

鎌田幸男教授退任記念号



用心縄

雪 國 民 俗 館

(秋田経済法科大学・総合研究センター内)

用心縄

直径三cm、長さ一〇mほどの縄。付近に火災があるとその一端を屋根のぐしに縛り、他の端をもって屋根の上を走りまわり、家にふりかかる火の粉を防ぐ。火の災厄から家を守るといふ火伏せの信仰との関わりも考えられる。



鎌田幸男教授

献辞

「鎌田幸男教授退任記念」刊行に寄せて

学長 小泉 健

鎌田幸男教授の定年退職にあたり、「雪国民俗」第三十一号を退任記念号として刊行できることはこのうえない喜びです。学園として感謝の意を表し、先生の「退任記念号」とした次第です。

鎌田幸男教授は本学園に奉職されてから四十三年間にわたり、秋田経済法科大学雪国民俗研究所研究委員、秋田栄養短期大学教授、総合研究センター主任研究員、雪国民俗館長、教育指導室長などの要職を歴任され、学園に多大なる貢献をしていただきました。とりわけ、十年以上休刊していた「雪国民俗」を改めて発刊された功績は特筆すべきものと思います。

また、先生は学内のみならず、学外でもご活躍されており、秋田県民俗学会長として秋田県の民俗学研究の発展にもご尽力なされております。そして、先生はご専門の研究の分野でも数多くの業績を残され、秋田県地名辞典、日本民具辞典、日本民俗大辞典(上)(下)、図説「秋田市の歴史」、図説「雪国の民具」を刊行されるなど、現在も精力的に研究活動を続けておられます。

なお、先生はご専門の研究だけでなく、学生の教育にも情熱を注がれたことについて特筆しなければなりません。特に、教育指導室長として学生の学園での規律ある生活指導を実践され、生活態度の改善に実績を残していただきました。

先生にはご健康に留意され、今後ともいろいろな面でご教示・ご助言を賜りたいと思っております。終わりに、この記念論文集の編集発行に当たられた皆様の「ご尽力」に対し、心から感謝申し上げます。

目次

献辞		
「鎌田幸男教授退任記念」刊行に寄せて	小泉 健	
はじめに		
論説		
村の変革と民俗 激激な民俗の変容から	鎌田幸男	1
萱葺き農家のカマドと囲炉裏における 火の民俗文化	平 辰彦	15
日本と韓国の民家における比較を中心に	嶋田忠一	45
社会組織ということ	齊藤壽胤	55
村の変革と衣食民俗 民俗の変容とはどういうことか	平 辰彦	69
献呈のことば		
雪国の民俗文化を愛し、研究された鎌田幸男先生の 鎌田民俗学 に魅せられて	平 辰彦	69
研究報告		
安心安全な秋田県土づくりについての考察	奈良 洋	71
「平成十八年豪雪」の人的被害を検証して	鎌田幸男	87
活動報告		
最終講義から	鎌田幸男	87
鎌田幸男教授研究業績		
編集後記		

雪国民俗 (第三十一号)

はじめに

「雪国民俗(三十一号)」の構成は、シテイカレッジ講座(民俗学)の内容と一本の論文(研究員)から成る。前者の主題は「村の変革と民俗 急激な民俗の変容から」である。これは本学総合研究センター主催、シテイカレッジ二〇〇六の後期講座「民俗学講演会・パネルディスカッション」からのものである。テーマを「村の変革と民俗」としたのは、次のような視点からである。

高度経済成長の波が、一九六〇年以降農村の隅々まで浸透した結果、村から都市へ人口が流出し、村によつては過疎化という深刻な問題に直面した。祭りや芸能の担い手が不足となり、それが原因で休止したり消滅してしまったものも少なくない。しかもこうした現象は過疎に直面した村ばかりでなく、例えば秋田市

街の近郊農村でも同様である。周辺に田畑は残されているが地域開発が進み、道路が整備・舗装され交通機関が発達し生活圏が拡大した。また農作業は機械化の導入により合理的・能率的となり、余剰労働力を産み出した。それは兼業化へ拍車をかけることとなり、若者の在村離農型が増加する要因ともなった。こうした事は、村に暮らす人々の生活様式・生活習慣にも大きな影響を与えることになる。

「民俗」は、一定地域に暮らす人々の生活様式、生活習慣、思考様式など、日常の暮らしの中で長く伝承されてきた生活文化ということが出来るが、農山漁村はこうした伝統的な生活文化を濃厚に伝承してきたところである。民俗調査といえば農山漁村が対象になる理由もここにある。しかし変革した村、そして変容し

た民俗を知るには、従来の調査方法だけでは成し得ないものがたくさんある。現代社会での民俗がかかえる課題でもある。

本講座では、講演とパネルディスカッションをした。特にパネルディスカッションでは、村の社会生活と暮らし、衣と食、住の暮らしの視点から三人のパネリストが各三十分、問題提起をした。最後質疑応答では、民俗事象を伝承するにあたりどのようなことに留意することが必要か、吉田三郎の「農民日録」を例として、例えば農家・漁家・諸職人の「詳細な日録」を残す必要がないか、また学生（本学経済学部四年生）からは、地域社会との連携をもちながら学生ができるボランティア活動を考えてみてはどうかなどの意見交換があった。

市民の方々、教職員並びに学生、関係者などたくさんの方々がご参加下さり有意義な講演会・パネルディスカッションであった。今後共よろしくご援助の程お願い申し上げる次第である。

後者の論文は、総合研究センターの雪国民俗館所属主任研究員（奈良洋氏）のものである。『秋田の地域づくり』（二〇〇六・秋田活版）を出版されたが、ここでは「地域づくりは現実を直視することから始まる」とし、その検証をふまえての考え方が随所に見られる。本論文は、冒頭で触れているように秋田県が平成十二年に策定した長期計画「あきた21総合計画」、副題「時と豊かに暮らす秋田」のコンセプトの第一が「安心・安全に楽しく暮らす秋田」である。問題は、どのように安心安全な県土を構築するかが大きな課題と指摘している。これを「平成十八年豪雪」の人的被害を検証して考察したものである。

（館長 鎌田 幸男）

論 説

村の 変 革 と 民 俗

急激な民俗の変容から

鎌 田 幸 男

はじめに

私はこの問題を考えるにあたり、特に一九六〇年（昭和三十五年）〜九十年までの三十年間を視点として。それは高度経済成長の波は一九五〇年代の半ばから起こっているが、一九六〇年になると農村の隅々まで浸透することになる。具体的には離農化、生産労働人口の大都市への流出、過疎化現象が生ずる要因となった。換言すると日本の産業構造に大きな変革を及ぼしたということになる。こうした村の変革を秋田市街周辺の農村（以下村と表記）に視点を置いてお話をすすめることとする。

さて村の象徴ともいえるものに萱葺の曲家がある。その構造は、牛馬がいた内廐の曲がりの空間、主に作業用としての土間庭空間、そしてそこには構造上また

信仰的にも重要である大黒柱や竈があった。更に暮らしの中心的存在である居住空間から成っている。居間は、神仏の間でありまた囲炉裏が設けられていて、横座を中心に囲炉裏と座席の文化そして家風が築かれたところといえる。

この萱葺きの曲がり形式の家がトタン屋根の家に変わった。農作業は牛馬を使用しての手作業から農業機械化の時代を迎えることになる。これまでは年季奉公人を雇い入れたり、ユイ（結）や手間替えなど組や班を編成するなどの共同作業であったものから、個別・家族的な作業へ移行したことを意味するものである。同時に村内における社会的な結びつきや生活様式にも影響を及ぼすことになる。肥料も家の前庭へ整然と積み重ねていた堆肥から化学肥料へと変わった。こうして農業機械の普及など物質的・技術的な変革を第一

義的変容とすれば、村内の社会的な関わり、生活習慣、暮らしぶりの変容は第二義的変容とみることができる。

次に道路が整備・舗装され交通機関が発達したことから、やや離れた町との往来が短時間で可能となるなど生活圏が拡大したことである。ことに自家用車の普及はそれに拍車をかけたといえる。その結果離農化や若年層の在村離農化と結びつき、また農業就業人口の老齡化現象が顕著になるなど、村は運営の上からも課題をかかえることになる。

こうした村の変革は、一九六〇年の生活改善運動からも読みとれる。例えば衣は、作業衣や下着の改良など、食は保存食や自家菜園の作付など、住は台所、風呂場、給水施設の改良などである。また保健衛生の面では、カヤハエや寄生虫の駆除、一般生活の改善では冠婚葬祭の簡素化、それに文化器具として電気洗濯器・テレビまたオートバイ・スクーター・バイクなどの普及である。

このように高度経済成長の波が農村の隅々まで浸透したほぼ三十年間（一九六〇～九〇）は、生産組織体としての村が崩壊するいわゆる村の変革期であったととらえることができる。それは必然的に民俗の変容ともなった。次にそれを具体的に見て行くことにする。

一 村の急激な変革

(1) 民俗の母体としての村

ここでいう村は、統一された共同体をさす。多くは小字の村がこれに当たる。近世の村（大字）の中にはいくつもの小さな村（小字）が存在したが、その小さな村（集落）のことである。例えば下北手村（明治二十二年）、昭和二十九年）は、旧河辺郡の自治体名だが昭和二十九年に秋田市に合併、そして下北手が冠称されたところである。実は太平洋川下流域及び支流には、桜・松崎・柳館・寒川・宝川・通沢・黒川・梨平という戦国期以来の八ヶ村が存していて、それが合併して下北手村を形成、旧村名はそのまま大字となった。ここで対象とする村は、行政組織の単位としてのそれではなく、例えば大字の梨平には、袖ヶ沢・梨平・登館・向田という小字がある。こうした一つのまとまりのある社会組織を形成している集落（小字）としての村である。こうした村を部落ともいう。そこには差別の意味は全くなく暮らしの中に定着していて、古老の中にはこの方がわかり易いともいう。ここで扱う村は、こうした意味で部落と同義という事になる。

さて村にはさまざまな規則がある。罰則規定が盛り込まれたものもあるが、これにより村は運営されるのである。総会はヨレ（奇合）又はヨレコといい各戸の

世帯主で構成される。「バンゲ、六時からヨレがある」(今晚、寄合)と触れがまわると、特別なことがない限り出席してきた。

村の主な事業は、神社の維持管理と祭典、道普請などの奉仕作業、共有財産(入会地・郷山)の維持管理、虫送りや雨乞などの共同慣行等がある。また相互に労働力を交換しあうユイ(結)、雇いによる賃金契約の手間替え、更に葬儀への手伝などの相互共同・協力もある。次はその具体的な事例である。

祭典は村の主だちが主務を努めるが、若者は講中を組織して旗をたてたり、踊り山を曳いたり参詣者へ湯茶の接待をするなど補助的(脇役的)な役割を担ってきた。しかし余興や芸能については主体的にあたったことに相撲大会は祭典に付随して行われた村人の娯楽の一つであった。村の若者の他に近郷近在の者も参加した。例えば百崎の諏訪神社祭典の相撲では、参加する常連として猿田川・小山川・桃の花・稲荷山・百ヶ崎・荒男・宝山・荒熊(『秋田市史(民俗)』)などの名が知られていた。そしてこの日は村中の者が仕事を休み、神社に参詣するなど皆が祭典に参加してきた。「祭典二八部落民一同礼服用必ず参拝スルモノトス」(大正五年、村の規則(下浜))とあるのはそれを語っている。

道や堰の普請など奉仕作業がある。原則的には各戸

の世帯主をもつて作業班を構成するが、代理人や女性作業員の出役などもある。この場合は細かな取り決めがある。また馬やその他運搬具等を出した場合も同様である。

山林原野などの共有財産に対する慣行では、採草・萱の刈り取り・薪や炭材その他用材の採取・植林更に財産の分与等の取り決めがある。

田畑につく害虫を追い払う呪術的な行為の虫送りや降雨を祈願する雨乞がある。前者は祈禱を受けたご幣を笹竹に結んで水口に立てたり、青年会が主体となり太鼓を打ち大きなご幣を振り、虫を追い払うしぐさをしながら田の畔を練り歩くなどした。後者は神社に絵馬を奉納したり、掛軸をかけて雨乞の祈願をしたが、その際の呪文が残されていたり、また神社の境内やお堂などに雨乞地藏が立つていたり、更に雨乞森などの名称があるのは、そうした名残りを今に伝えている。

村に伝わる伝統芸能、例えば番楽やササラがある。演ずる若者が不在で消滅したところも少なくないが、小・中学生を担い手として育成し伝統を継承しているところもある。

この他に衣・食・住の生活、人の一生、暮らしの中の信仰、年中行事、子供の遊び更に民間説話・占い・気象知識など暮らしの中の様々な民俗の語りがあ

る。このように村には多くの民俗事象が色濃く伝承され

ており、民俗の宝庫となっている。換言すると村は民俗の伝承母体なのである。民俗調査の対象として村が選ばれる理由もここにあるといえる。しかしその村が大きく変革したのである。必然的に民俗の調査方法も工夫されなければならない。

(2) 農業機械化の時代を迎える

世界農林業センサス（一九六〇～九〇）によると、村に動力耕うん機・農用トラクターが入るの是一九六〇年である。所有台数（若干の共有を含む）は、村により異なるが、農家戸数の多い村（三百～六百戸）では、ほぼ五・〇～七・七％台である（農家戸数の少ない村では例外的に一％に満たない）。一九七〇年になるとその所有台数は著しく伸びるが、新たに動力防除機の導入が顕著となり、更に動力刈取機・米麦用乾燥機それにわずかながら自脱型コンバインも普及してきた。一九八〇年には動力田植機の導入が顕著となる。そして一九九〇年には、いわゆる農業用機械がほとんどの農家に普及したことになる。このように一九六〇～九〇年の三十年間に農業の機械化の時代を迎えたことになる。

表(1) 農家戸数

(単位戸)

	総数 (専・兼)	専業 農家	兼業農家		
			総数	農業主	兼業主
太平村	586	130	456	277	179
	583	17	566	295	271
	551	15	536	135	401
	487	16	471	77	394
飯島村	403	155	248	102	146
	373	41	332	177	155
	323	25	298	105	193
	265	25	240	67	173
下新城村	590	126	464	267	197
	562	22	540	261	279
	508	26	482	153	329
	454	44	410	69	341
上新城村	321	114	207	135	72
	320	31	289	182	107
	312	14	298	113	185
	293	20	273	61	212
浜田村	325	17	308	27	281
	267	4	263	22	241
	199	4	195	16	179
	219	10	119	2	117
豊岩村	357	118	239	109	130
	357	17	340	162	178
	343	4	339	76	263
	309	25	284	36	248
金足村	627	224	403	217	186
	620	17	603	337	266
	556	16	540	172	368
	495	30	465	91	374

「世界農林業センサス（秋田県統計課）」より
上から順に1960、1970、1980、1990の各年
(ただし1970の兼業農家は1975のもの)

表(2) 農業労働力保有状況構成比 (単位%)

	専従者 なし	専従者 女子のみ	男子専 従者いる	一世帯
				人数(人)
太平村	78.9	10.1	11.0	6.7
	88.0	4.7	7.3	5.3
	85.0	3.9	11.1	4.9
				4.6
飯島村	58.8	12.6	28.5	6.4
	60.4	13.3	26.3	5.2
	57.0	10.9	32.1	4.8
				4.6
下新城村	75.2	7.8	17.0	6.4
	72.2	10.2	17.5	5.2
	74.2	4.6	21.1	4.8
				4.5
上新城村	68.8	9.8	21.5	6.5
	71.5	9.0	19.6	5.3
	76.5	5.5	17.7	4.9
				4.6
浜田村	84.8	8.7	6.5	6.3
	82.9	9.5	7.5	5.3
	90.0	2.3	7.8	4.7
				4.5
豊岩村	61.2	19.5	19.3	6.5
	73.5	12.1	14.6	5.3
	63.1	14.6	22.3	4.8
				4.8
金足村	77.0	7.1	16.0	6.2
	79.9	7.4	12.8	5.2
	75.4	5.9	18.8	4.7
				4.6

上から順に1960、1975、1980、1990の各年

村の変革と民俗

表(3) 農用機械(有台数) (単位 台)

	動力耕うん機 トラクター	動力防除機	動力田植機	動力刈取機	自脱型コンバイン	米麦用乾燥機
太平洋村	44(12) 392 417(15) 457(13)	301 335(11) 243(6)	0 305(21) 315(16)	41 195(1) 136(2)	4 20(13) 258(10)	38 24(6) 254(6)
飯島村	31(6) 241 238(2) 295(1)	143 207(1) 148(1)	1 162(12) 148(7)	44 97(1) 60(-)	4 119(-) 143(3)	13 115(2) 135(21)
下新城村	42(10) 358 405(26) 414(28)	318 335(8) 265(4)	0 249(10) 243(32)	63 138(1) 85(-)	4 18(16) 207(21)	15 210(3) 213(4)
上新城村	20(14) 225 237(19) 272(7)	137 205(7) 148(4)	0 185(20) 185(8)	15 166(2) 124(-)	0 77(3) 128(5)	6 93(3) 132(2)
浜田村	3(1) 54 68- 73-	18 30(1) 34-	0 19(2) 32(1)	1 33- 26-	0 14- 18-	2 154- 16-
豊岩村	18(1) 234 272(4) 267(2)	66 197(12) 143(1)	0 160(15) 179(2)	17 33(2) 19(-)	3 140(3) 145(5)	58 157(5) 157(-)
金足村	43(6) 351 468(15) 480(10)	397 464(5) 269(1)	0 349(15) 343(7)	57 206(2) 121(-)	5 212(7) 274(8)	30 242(3) 266(-)

「世界農林業センサス(秋田県統計課)より
上から順に1960、1970、1980、1990の各年
ただし1960動力耕うん機は、動力耕耘機の台数
1970の動力防除機は、動力噴霧機、動力撒粉機の台数
1980以降の動力刈取機はバインダー(結束型)の台数
()内の数字は数戸共有台数

表(4) 農業就業人口 (年齢別)

	男		女	
	16 ~ 49	50 ~ 70 (70歳以上含)	16 ~ 49	50 ~ 70 (70歳以上含)
太平洋村	945		944	
	108	124	301	235
	63	118	197	230
	28	116	94	248
飯島村	562		637	
	93	107	209	148
	44	95	151	159
	16	118	64	190
下新城村	919		981	
	106	117	246	215
	72	149	212	235
	36	169	110	287
上新城村	512		546	
	84	80	192	135
	45	90	130	147
	21	115	69	180
浜田村	524		588	
	22	34	91	102
	15	40	66	102
	2	45	17	84
豊岩村	556		628	
	42	93	180	147
	37	101	135	167
	13	128	61	200
金足村	980		1008	
	134	146	326	230
	69	137	186	215
	46	148	120	268

世界農林業センサスより作成
上から順に1960、1975、1980、1990の各年
ただし1960は農業従事者数

(「世界農林業センサス(1960...90)」から(秋田市史「民俗」編)

さて農作業が機械化されることにより、農家と村にどのような影響が生じたのだろうか。すなわち一九六〇〜七〇年までの十年間には、専業家が極端に減少した。離農化傾向も一因だが、兼業農家の増加を裏付けるものである。そして一九八〇年には農業よりも兼業主體の方が顕著な現象となる。この傾向は秋田市街の近郊村ほど著しい。また農業就業人口は、五十才以上の高齢化現象が着実に進行したこと、そして全体的には農業に占める女性の就業者比率が高いことである。その根底には、若年層の離村化又はその在村離農化現象と、家長の離農化又は兼業化の要因がある。牛馬を主体とした手作業時代には、ユイや手間替えなどの共同・協力が、また大農家では更に若勢や年季奉公人など雇人を必要としたが、機械が導入されたことにより家族労働で賄うことが可能となった。つまり農業は、共同から個別化へと移行したのである。しかも作業が合理化され能率も今までと比較にはならない程向上したことから、余剰労働力が生まれた。それは兼業化へ結びつく要因となった。また道路が整備、舗装され交通

機関が発達し離れた地域との往来も便利となった。ことに自家用車の普及は通勤圏を拡大し兼業化に拍車をかけることになる。他方商品生産とその流通、コミュニケーション作用も働き通婚圏の拡大にも影響した。要するに農業が機械化の時代を迎えたことから農作業は家族化・個別化となり、今までの生産組織体としての村は崩壊したことになる。つまり共同体としての村の暮らしぶりにも大きな変化が生じたのである。このように民俗の母体としての村は、大きな変革期を迎えたことになる。

二 暮らしの変化

次に村の暮らしの変化 生活様式・生活習慣それを支える思考がどう変容したか考えてみようと思う。

(1) 衣の生活

仕事着は、農良着・作業着ともよばれ木綿や麻を素材としたものが多く、上衣と下衣に分かれていた。上衣は、長短によりナカリ・ミジカ(短)とよばれたり、袖のつけ方や形態からテツポウ・ムジリ(モジリ)ともいった。更にハンチャ・ツツレ・ハンテン・ジバ(ジバン)など様々によばれた。下衣は、モツペ(モンペ)が多いが、特に女性用のそれは使用目的や形態

などから田モツペ・姉コモツペ・スネコモツペ・モツクラモツペなどもよばれた。

古着を細く裂いて緯糸にして織った裂織がある。丈夫で保温性に富むものである。更に破れや傷んだ箇所を補修したものの、刺し子といつてははじめから補強を目的に布を刺したものもある。その縫い目跡が次第に模様化し装飾化と結びついたものに刺し子と刺し子模様がある。これらは刺し子着と総称された。

このように仕事着の種類は様々だが、保温性・経済性(耐久性)・機能性があり、しかも刺し子着のように装飾性も加わるなど、そこには主婦の創意と工夫が表現されている。更に刺し方・止め方・模様などには信仰的な一面も考えられる。このように仕事着には個性があつたが、現在は作業服として画一的な既製のものが用いられている。

他にかぶり物・帯・前掛け・手甲・脛当て・履物などがある。また作業内容(田・畑・山など)や天候状態(雨・日照り・寒い)によりネコゲラ・ケラ・キゴモなどが用いられた。仕事着は、上衣や下衣その他個々のものつくり方・用法またその特性を知ることが重要であるが、仕事の内容にあわせて頭から足の先まで賄いをしてはじめて仕事着としての機能性がわかるし、またその美しさ(機能美)が見えてくる。

藁製の履物も消えた。村によっては朝仕事や夜業を

して薫製品を作り自家消費をしてきた。そして一方ではその製品の販売を奨励してきたところもある。その他にケラ・ネコゲラ・キゴモなどもある。こうした薫細工には、編み方とその模様・形態など一定の型があり、それはそのまま地域性をあらわしている。技術の伝播とも関連するが、一つの地域の文化圏を形成していたと見ることができ。

今では薫製品それ自体が実用性を失い、その技術は民芸品にわずかに継承されているにすぎない。薫製品もまた暮らしの変遷を伝えていく。

田植えは神事と関連する。例えば田の水口に柳の小枝や笹竹を立て赤飯などを供える水口祭りがある。そこは田の神が鎮座する神聖な場とされた。また苗の植えはじめの日は、田の神に赤飯を炊いて供えた。早乙女が田の畔に集まり火を焚いてあたるが、田植えに際して田の神への祈願つまり神事であるという。早苗振りもまた田の神祭り、田植え神事に関連するものとされる。田植えには神祭的色彩が見られるが、新しい仕事着に身仕度をした早乙女の姿からも、こうした田植えの晴れの意識が連想される。しかし近年は、仕事着という言葉さえ忘れかけてきており、既製服として画一化された作業服へと変わった。そこには地域性も個性もなく、また神事性を感じさせるものも見られず、ただ画一化された現代の作業服と農業機械の上に乗っ

て作業をするバリエーションが目につく。

(2) 食の生活

(ア) 「こつ」と「かん」が消えた

ご飯は鍋か釜で炊いた。鍋は囲炉裏の自在鉤にかけ、釜は土間庭に築いた竈を用いた。ご飯炊き用の釜は、まわりに羽根がついていることから羽根釜といった。また鍔釜（ツバガマ）とかヘツツ釜ともいった。羽根のないものはへら釜といい湯を沸かしたり、味噌用の大豆を煮たりした。

ご飯の炊き上がりは、水加減が大きく影響する。炊く米の量により水の量は決まるが、例えば研ぎ終わった米の上に手を当てる水が手首のところまでくる、指を立てて中指の第一関節を越えたところまでくるなどと目安を立てて測った。麦が入ると更に水の量を多くするなど調整をしてきた。ご飯が固いとか柔らかいというのは水加減が第一だが、火加減も影響する。また炊き上がってから蒸れるまでの時間がごはんの美味しさを左右することから「蒸れによる炊き干し」も忘れてはならない要件となる。羽根釜の蓋が木製で重いのは、炊き干しと関係があるともいう。火加減により「こげ」が付くことも珍しい事ではなかった。むしろ少々こげが付く方が美味しく炊き上がっているというこげたところはお握りなどにして食べた。

行事や節供には、こわ飯（強飯・赤飯）は欠かせないものだった。糯米を研ぎ一晩水に浸しておいたものを甑に入れ湯釜の上に乗せて蒸気で蒸してつくるが、その過程で何度もシトリ（水）を打たなければならぬ。そして指先でつまんで食べてみて固さを確かめてシトリを打つのである。その加減とタイミングが大切なのである。

ところで農家から囲炉裏と竈がなくなり、鍋と釜は必要でなくなった。代わって電気自動炊飯器が登場した。これには米の量により水量が目盛られているので多少の加減はあるとしても、手首とか指を用いた測り方は必要でなくなった。標準化された水量により自動的に炊き上がるのである。こわ飯もまた指示されている過程に従うと炊き上がることになる。このように「こ飯を炊いたり、こわ飯を蒸したりする技術（「こつ」と「かんこ）は、囲炉裏や竈（鍋と釜）が消失すると共に必要でなくなったのである。

(イ) 個性のある味 家の味が消えた

普段の食事の定番は、「こ飯・味噌汁・漬物であった。特に漬物と味噌汁はその「家の味」を伝えるものであった。

例えば漬物づくりがある。通称ガツコである。漬物小屋にはたくさんの桶（樽）があるが、それだけ漬物の種類が多いことを示している。農家にとって漬物は

欠かすことのできない食べ物の一つであった。

漬物には浅漬と保存を基本にしたものがある。「あそこの家のガツコは美味しい、漬け方が上手だ」などと話題になったものだが、そこには「家の味」が浸み込んでいることが語られている。この場合どちらかといえば浅漬よりは保存用のものを指していることが多いが、それぞれの工夫が「家の味」を醸し出す要因にもなる。姑は嫁に「家の味」を代々伝えてきたし、嫁はしつかりとそれを踏襲してきたのである。こうして家の伝統的な味が作られてきたことになる。今もそれを懐かしむ風がある。

現在「いぶりガツコのつけ方」を聞くと、例えばいぶり大根一〇kg・塩五百g・こうじ一・五kg・米ぬか一・五kg・ざらめ一・五kgなどというように標準化した漬物の仕方となる。そこには多少の工夫はあるとしても、こうして作られているので味はほぼ均質になっている。現代では雪国 冬期間といえども生野菜があり、その扱いも多様化していて必ずしも漬物などの保存食に頼らなくても良いのである。このように経験とこつ・かんによる伝統的な漬け方の技術は失われてきているといえよう。

(3) 住の生活

農家の特徴的な造りに曲家形態がある。中門造・両

中門造がそれに当たる。そして居住空間・曲り空間（内厩）・土間空間（作業場）の三部で構成されている。

農家を象徴するものの一つに囲炉裏がある。一日の生活は「囲炉裏によって始まり、囲炉裏によって終る」といわれるように居住空間では、囲炉裏と囲炉裏のある部屋が暮らしの中心の場であった。囲炉裏は家の火や家の神が存する神聖なところであり、豆占いや苗代に見立てるなど諸作法もあるが、災厄を避けるための様々な禁忌もあった。囲炉裏のある居間は神仏の間でもあった。正月にはマユ玉飾りをするなど儀礼の間でもあった。横座で象徴される厳格な座席、家長を中心とした囲炉裏の文化、家風が築かれてきたところなのである。要するに居間は、農家の伝統的な生活文化を形成してきたところなのである。しかし囲炉裏がなくなり、台所が整備されてダイニングキッチンが中心となることにより、伝統的な横座中心の座が崩壊、テレビが居間の中心を占めるようになる。

曲りの空間は、通路としての土間（オカマヤ）と牛馬のいる内厩になっている。そして内厩は東向きの日当たりの良い場所に位置していた。馬は「百姓家第一の財産」といわれ、人も馬も同じ屋根の下で一緒に暮らしてきたのである。厩の前に馬頭観音の御札や幣を貼ったり、正月にはメ縄を張り馬の餅を供えた。厩

の守護神として猿の頭骨を祀った家もある。また「はぐらこ」（獣医など）による馬の健康診断をした。いわゆる馬づくりで夏・冬年二回、年当番制をしいて行った。

土間空間は作業場であるが、庭囲炉裏や大黒柱がある。庭囲炉裏は村人の社交の場にもなっていた。

こうした家の構造と間取り、そこで行われてきた諸儀礼は、農家を象徴するものばかりである。その茅葺きの曲家形態をもつ農家が村から姿を消し、代わって内厩や土間庭や囲炉裏のないトタン屋根の近代型農家が現れた。それでも間取りの上では、神仏の間が設けられている。それは直系家族と先祖の関わりをあらわしている証しであり、伝統的な家の継承を伝えるものである。しかもそこには先祖の肖像画が掲げられていて、そのまま家の歴史と変遷が伝えられているのである。

家など建物をたてる際に土台に当たる場所を固める「土づき」の儀礼がある。地固めの作業だが、一方では大勢の力により大地に潜む靈魂を鎮める意義をもつ一種の呪術的作業ともいう。土づき唄は、その時にうたいがれてきた。今ではこの儀礼は見られないが、神主による地鎮祭に類例する。また上棟式は、柱立ての儀礼ともいい、祝詞の奏上や魔除けの弓矢を立てるなどの儀礼をする。このように急速に衰退する儀礼が

ある一方では、変容しながらも継承されているものもある。

(4) 共同慣行が消えた

農業が手作業の頃は、親類・知人・近隣同士によるユイ（ウエコ・ヨイ）や手間替え、それに田植の班や組を編成するなど相互に共同・協力をして労働力を提供してきた。農繁期になると小学校の子供たちも学校を早退して子守りやコネウチ（小苗打ち）などの手伝いをした。村内には、こうした田植や稲刈りなどを中心としたつながりがあり、他に本家・分家、一家（マキ）の關係、講組織、冠婚葬祭の相互扶助・協力・隣りの關係など複雑な社会的なつながりがあった。また先に触れたように農業の機械化時代を迎えて共同・協力の作業から家族中心の個別化へと向かった。こうした現象は、村の生業は農業という共通したものから、農業を離れるか（離農家）、農業を従とした兼業化主体の方向へ変化したことを意味している。要するに村に暮らしながら農作業を生活の基盤とした労働形態ではなくなくなってきていることを意味するものである。それは同時に村内に複雑な社会的つながり、組織も希薄化したことを示唆することでもある。民俗の母体としての村は、現代の町化した村へと変わった。

(5) 屋敷神の信仰の衰退

屋敷神は、屋敷地やその付属の土地、または少し離れた自己所有の地に祀られている神を総称している。もともと屋敷に災厄や悪霊が依りつくことを防ぐ土地神・地主神としての性格をもつが、やがて屋敷地の守り神としての信仰を厚くするようになり、更にそこに住む家族の健康・家内安全・五穀豊穡・商売繁昌など家運をも左右する存在となる。

呼称は屋敷神とする地区、氏神とする地区、明確に区別されず両用している地区もかなりある。氏神と内神の関わりは今後検証されなければならないが、旧仙北・平鹿の地域では、ウチガミ（内神・氏神）と発音する方が多い（秋田県民俗分布図、昭和五十四年、秋田県教育委員会）。氏神について柳田国男は、近世以来の習俗として村氏神、屋敷氏神、一門氏神の三種類をあげている（定本柳田国男、第十一巻）。秋田市の屋敷神については、「屋敷神・講・祠資料」（秋田市・平成十六年）がある。それにはどのような経緯で祀られるようになったか、由来や伝承を中心に次の十三項目にまとめられている。・継承して祀る　・本家・分家の関わり　・離れた場所から移す　・病氣平癒と健康祈願　・屋敷内の蛇との関わり　・神様や祈禱師や行者のお告げによる　・家業との関わり　・勧請による　・参詣による　・歴史的な言い伝え　・地域との

関わり ・ 残されている屋神 ・ その他

こうした屋敷神の祭神は多種多様だが、稲荷と水神が顕著である。このことは「秋田民俗」(三十号、平成十六年、秋田県民俗学会)に詳細に記している。その屋敷神も近代化の波の影響でその数は急速に減少している。また、道路拡張整備で移動したり、祀る家がわからなくなり消滅したものも少なくない。祭日やその方法は様々だが、「あなたの家の稲荷さんは供物を上げなかつたり、粗末にしているので、私の屋敷神にいたずらにくる」という苦情があつたり、「孫の代になつたらさつぱり関心を示さなくなつた」と嘆く人もいる。しかし一方では、毎日ご飯・水を供え燈明して拝んだり、特定の祭日に神主を招いてお祓いをして祭祀をする人もいる。こうした屋敷神に庶民の信仰の原点があるような気がする。

三 年中行事の変容

(1) 田の神と山の神の相関

稲作の一連の年中行事を考察すると、春耕と秋収に農民の生活意識が強く反映されている。前者は春の予祝にはじまり苗代作りから田植までの一連の儀礼に見られる。そして虫送りや雨乞いの呪術儀礼を経て秋の収穫儀礼までが後者のそれに当たる。村の神社の祭礼

にしても、初午の祭りを春祭り、呪術的要素をもつ虫祭り、そして収穫感謝としての秋祭りというように農耕の一年を語っている。個々の祭礼は独立して行われるが、稲作の一年という視点からすると連続性をもっていることが明瞭である。

さて春は、種籾の選別・苗代づくり・田植というように農作業がはじまる時期である。この頃稲荷神社の春の祭典がある。二月初めの午の日つまり初午の日にあたるが、五穀豊穰・商売繁昌を祈願した。そして「初午稲荷で田の神様になる日」とされた。すなわちそれまで山を守護してきた山の神が、この日から里に降りて田の神となり田を守護するようになるという。こうしたことからこの祭典は、「田の神迎え」に当たると考えられよう。秋田県では二月九日を「ツキ(月)のクニチ(九日)」といい、この日山の神は「木の種・草の種をおろす日」「山の木々を数える日」とした。そしてこの日は仕事を休み、山へ入ることが禁じられてきた。この日「山が大荒れになる」「足跡かくしの雪が降る」との伝承があるのもそのためである。また単的に「山の神が田の神になる日」とも称されているが、こうした春の儀礼は「田の神迎え」に通じるところがある。

旧島海町では、この日で正月が終わるとされている。こうした田の神を迎えて農作業の準備に入ることにな

る。

秋は収穫期に当たる。旧暦九月がそれで九日（初節供）・十九日（中節供）・二十九日（刈り上げ節供）とそれぞれ節供がある。特に二十九日のそれは収穫作業が終了したお祝いの儀礼にあたることから、この日はどこの家でも新米で餅をつき田の神に供えた。家によっては箕に餅・稲刈り鎌・神酒を添えたりした。この儀礼は、これまで田を守護してくれた田の神（作神）に対して、収穫感謝を意味したものである。そして秋田県内では、十月十日又は十六日は田の神がそれまでの役目を終えて山へ帰る日、つまり田の神から山の神になる日とされている。

十日は「大根の年とり」「大黒様や蕪の年とり」という。この日畑で大根の割れる音を聞くと死ぬ、畑神さまが畑をまわるのでその音を聞くと病気になるなどの伝承がある。

このように農民が信仰してきた田の神は、春に山から里へ降りて「田の神」となり、秋に収穫が終わると山へ帰り「山の神」になるというのである。要するに田の神と山の神は同一神であり、一年に一回、山と里の間を往來することになる。

(2) 農民の生活意識の変容

年中行事には、反復性・両分性・地域性・抱束的な

ど様々な要素が複雑にからみあっている。また他に予祝・占い・長寿・健康・邪気払い・災厄払い・祖霊との関わり、他の儀礼との結びつきなどもある。これを生業・稲作との関わりからすると、そこに農民の生活意識、農民観、人生観が見えてくる。

例えば元旦の早期、戸主又は年男による若水汲みの儀礼がある。年越の晩、掃き清められた土間庭に伏せられた作ためしの臼の上に新しい手桶（丸餅一個入れる）と柄杓、また新しい藁靴が用意される。臼にはトシナが張られ手桶の横木には松・ユズリ葉・紙に包んだ干魚を水引かこよりで結び紅をつけた。年男はこの手桶を持つて若水汲みをするが、その際呪文をすることもある。餅は半分ちぎってそこに撒き、半分は持ち帰る。それを凍みらせて干餅にして保管、苗代づくりや田植の際に食べた。若水は元旦の朝、お茶にして家族で飲んだり、雑炊に使ったり、ご飯を炊くのに用いたりした。それは邪気払い・若返る・長寿・健康などに通じるとされた。しかし若水汲みの儀礼は、次の事例に見られるように稲作儀礼とも深く関わりをもっているのである。

若水の一部は、春まで保管しておき種籾を浸すのに用いた。手桶は種籾を入れる容器となり、藁靴は苗代づくりの履物に用いられた。要するに若水汲みの儀礼は、種籾浸しから苗代づくり、そして田植まで連続し

ていることがわかる。農民にとって苗を丈夫に育てることは、稲作の第一の条件であった。それだけに苗代作りは重要な作業である。若水汲みの儀礼の根底には、そうした農民の意識が反映されているのである。それは次の事例からも読みとれる。

稲作は自然との関わり、特に天候に大きく左右される。庭田植（雪中田植）と予祝、豆による天候占い、半夏生の頃、神官や農民たちが山中の湿田（沼）のミツガシワの成育状況により天候や稔りを予測するなどしてきた。そこには農民の稲作へのひたむきな姿、農民の生活観がある。

このように年中行事の中には、農民の生活意識や人生観がある。稲作の儀礼を丹念に継承してきた要因もここに語られている。しかし農作業の合理化と近代化の波は、それまで農業という共通していた生業に不均衡が生まれ村の暮らしを変革させた。それは農民の農業への意識・農民観にも大きな影響を及ぼしたのである。個々の儀礼の根底には、そうした農民観・人生観があることを読みとらなければならない。

おわりに

民俗学は現在学とする考え方があつた。変容しながらも伝承されている民俗に注目し、過去のそれと比較検

討しつつ現在行われている民俗を深く理解しようとする立場である。例えば鹿島祭りがある。秋田県内で広く行われている行事である。この祭りには鹿島人形、鹿島船、災厄除去、川や海へ流すという共通の要素がある。「秋田風俗問答」には能代の祭りの様子が、「秋田肴町文書」には秋田のそれが記録されている。こうした記録との比較を通じてその変遷を知ることができる。またそれを支えてきた人々の生活意識や思考、生活習慣を探ることも可能である。鹿島祭りを継承してきた要因もそこにある。

近年失われた民俗事像の見直しや再評価が叫ばれ復活させようとする動きが見られる。また民俗の掘り起こしや民俗芸能の後継者育成など様々である。新興住宅地では、神社を勧請して祭典をしたり、盆踊りや子供たちの七夕祭りなど民俗行事を通じて町内意識の高揚や団結を測るなどしている。民俗行事にイベント的な意味をもたせて村おこしや町おこしに活用しようというねらいもある。それは民俗がもつ本質的な要因からかけ離れていたとしても、それなりに意味を持たせている。民俗には暮らしが反映されていることからすると、地域住民が自分たちの村や町をどのように意識しているのか、どのような村や町づくりをするのか、住民の意志・意識が重要な鍵となる。

実は柳田国男は、男鹿のナマハゲ行事について、袁

えたものを復活させようとしてにわかになっても模倣にすぎず一部の人の満足に終わってしまう。この行事の根底には固い里人の信仰があると警鐘している。

民俗学の研究視点はここにあるが、現在を基軸として考えると町化・都市化との関わり、そして質量ともに変容した民俗とどう対応するか、まさしく現代民俗学の課題である。



講演風景



パネルディスカッションの一幕

論 説

萱葺き農家のカマドと囲炉裏における 火 の民俗文化

日本と韓国の民家における比較を中心に

平 辰 彦（秋田栄養短期大学助教授）

目 次

はじめに	
第一章 日本民家の 火 の民俗文化 韓竈からガス 竈までの系譜	
第二章 秋田の農家における囲炉裏の意義と間取りの 構成	
第三章 韓国民家のオンドルと日本民家の囲炉裏の比 較研究	
おわりに	
註	
主要参考文献	
付 記	
図版資料集	

はじめに

昭和三十五（一九六〇）年以降の高度経済成長の波は、日本の産業構造に大きな変革をもたらした。殊に農村においては、「村」の組織と運営、伝統的な「家」の構造や家族制度、衣食住の民俗文化や生活習慣、農業経営等が大きく変容した^①。

この農村社会の基本単位は、「家」であり、その生活単位である「家」と「家」が集落において取り結ぶ社会関係を通して村落が形成されていったのである^②。東北型農村の典型である秋田の農村は、「同族構造の村」と呼ばれ、「家連合が垂直的に構成された本家の同族統制が村落の結合の中枢をなしている村」である^③。この「同族構造の村」では、血縁的に本家と分

家の互助集団の中で長男相続による直系制家族制度によつて伝統的に「家」が継承され、家族は協力してその「家」を支え、生活を営むのである。そして家連合は、同族団体として「村組」を組織し、いくつかの同族や組が複雑に交じり合つて村落を形成していくのである¹⁴⁾。

民俗学においてこの村落社会の究明は、中心的な課題のひとつであり、その研究対象は、行政機構の単位としての「村」ではなく、生活の単位である家連合の複合体としての「ムラ」である。以下、この論文では、行政機構の「村」と区別してカタカナ表記の「ムラ」を用いる。

民俗学者の柳田國男は、「ムラ」を「新田百姓のムラ」「草分百姓のムラ」「根小屋百姓のムラ」「門前百姓のムラ」「名田百姓のムラ」「班田百姓のムラ」の六種類に分類しているが、このうち「名田百姓のムラ」と「班田百姓のムラ」は、現存していないので、事実上、「ムラ」の種類は四種類といつことになる。

この柳田の村落類型は、開発形態の相違によるもので、「ムラ」の起源による分類が現実の「ムラ」の社会的性格の分類になりえるとするものである。例えば、「草分百姓のムラ」は、「隠田百姓のムラ」とも呼ばれ、戦国期から近世初頭にかけて落人の主従などが戦乱を避けて山間奥地において生活をはじめてできた

「ムラ」である。栃木県湯西川の平家部落などが、その典型的な「ムラ」である。こうした「ムラ」には、いわゆる落人伝説が伝承されている。ここでは、焼畑農耕を基本的生業にしていたところが多い。稲作農耕文化が、正月の餅に示されるように白色に価値を置くのに対して焼畑農耕は、その火に象徴されるように赤色に価値を置き、儀礼面においてもこの赤色が使用される。この赤色は、平家の旗の色であり、徳島県祖谷山（いややま）では、平家の旗というものを伝えている「家」さえある。こうした伝承に対応した「家」は、旧家として認められ、「ムラ」で特権的な力を有していることが多い。つまり「ムラ」の開発伝承が、現実の「ムラ」の社会を大きく規制しているのである。民俗学者の福田アジオは、家連合の複合によつて構成される「ムラ」を「ムラ」「ノラ」「ヤマ」の三種類の領域に分類している。

- 「ムラ」＝ 集落＝ 定住地としての領域
- 「民住の一集団」
- 「ノラ」＝ 耕地＝ 生産地としての領域
- 「耕作する田畑」
- 「ヤマ」＝ 林野＝ 採取地としての領域
- 「利用する山林原野」

この三つの領域は、理念的には、同心円的構成として描くことができる⁵⁾。

ここでは、この三つの領域のうち、特に定住地としての「ムラ」を対象にする。その「ムラ」の内において宅地のあるところは、「ムラ」を構成する基本的な部分であり、そこに住む人々の生活文化の中心にあるのが、農家の「囲炉裏」(イロリ)のあるところである。

本稿では、その農家の「囲炉裏」を「カマド」(竈)と対比しながら考察し、その「カマド」と「囲炉裏」の火の民俗文化について文化人類学的視点から韓国の「オンドル」の民俗文化と比較しながら、その意義を明らかにする。

第一章 日本民家の火の民俗文化

韓竈からガス竈までの系譜

昭和三十五(一九六〇)年春、秋田短期大学(現・秋田栄養短期大学)に「雪国民俗研究所」が開設され、その研究所を研究の場として秋田県民俗研究会が誕生し、秋田県における雪国民俗の研究が本格的に始まった。そして昭和三十八(一九六三)年十月には、『雪国民俗』(第一集)と題された研究誌(創刊号)が発

刊された。そこには、「火の特集」が組まれ、秋田における火をめぐる雪国民俗についての研究成果が収録された。

この『雪国民俗』は、その後も発刊され、平成十八(二〇〇六)年三月には、第三十号が発刊されている。この『雪国民俗』の創刊号で特集されているように火は、雪国の民俗を研究する上で雪と共に重要な要素であり、それは、万物の根源のなかで洋の東西を問わず、もつとも重要なもののひとつであった。

古代ギリシャ悲劇の父といわれるアイスキュロスは、『縛られたプロメテウス』でゼウスから火を盗んだプロメテウスの姿を悲劇的に描き、日本の『古事記』では、イザナミノミコトが火の子を生んだために自身の「ミホト」(陰部)を焼かれ、それがもとで世界してしまう。

火は、このように神々と結びつき、死者の世界である黄泉の国と深い関係にある。イザナギノミコトは、イザナミノミコトの死を悲しみ、黄泉の国に逢いに行く。が、イザナミノミコトは、黄泉の「戸」(へ)「カマド」の火で焚いたものを食べたので、生者の住む現世には帰れないと告げる。この『古事記』にみられるように日本人は、火の汚れを忌み、「合火」(あいび)や「鹿火」(ししび)も厳しく戒められた。

『古事記』では、火の神は、「大戸比売命」(おほべひめのかみ)という。この神の名にある「戸」(へ)は、「カマド」を意味するので、この神は、「カマド」の神でもあるといえる。

落語に「カマド」から幽霊が出る『へつついの幽霊』という演目があるが、江戸時代には、落語の世界を通して「カマド」が他界につながるという発想が庶民のあいだに深く浸透していたことがわかる。

この「カマド」は、民家の土間に設けられているが、その民家の起源は、縄文時代の竪穴住居まで遡ることができる。民家の土間は、その竪穴住居の名残りだといわれている⁸⁰。

竪穴住居は、地面を一メートルほど掘り、くぼめて竪穴とし、その上を草屋根ですっぽりとおおった土間だけの一室住居である。

竪穴住居には、「カマド」よりも以前に炉がつくられていた。それは、縄文時代前期以降といわれている。この炉は、土間のほぼ中央に浅く掘り、くぼめてつくられていた。このように地面を浅く掘り、くぼめて火を焚くようにした炉のことを一般に「地床炉」または「地炉」という。ラテン語では、「フォーカス」(focus)という。この「フォーカス」は、英語で「中心」を意味する語の語源になっている。それは、「地床炉」が、主室の床の中央に構えつくられていたこと

による。

英国のウエールズ地方の住居でも「地床炉」(hearth)がつくられている⁸¹。その炉端には、かつて男性が専用していた肉をグリル焼きする道具も見受けられる。炉煙は、天窓(loveret)からではなく、格子つきの腰高の窓から排出される。その窓は、板戸を着脱して開閉された。

さてここで日本の「カマド」の系譜をみると、日本では、弥生時代後期から古墳時代前期にかけて「カマド」の原形ともいえる「類カマド」が発掘されている。この「類カマド」は、古墳時代前期には、次第に壁ぎわにつくられるようになっていた。その「類カマド」には、炉の周囲を粘土の壁で囲み、熱の放散をふせこうとする工夫がみられる。

英国の劇作家シェイクスピア(一五六四—一六一六)が活躍した十六世紀末のミッドランド地方の町屋は、当時の農家と同じく「地床炉」を据えているが、部屋を広く使えるようにそれを壁ぎわへ寄せつけている⁸²。軸組みづくりの壁と石の炉縁との間に土間床が多少とも残っていることから、かつては、部屋の中央にしつらえていたはずのものが、ここまで移動してきたと想定できる。

英国のエセックス地方の莊園領主邸の広間は、その規模の大きさにもかかわらず、中央に「地床炉」を構

えつくり、炉煙を天窓から排出していた⁸⁰。

日本では、こうした炉から「類カマド」がつくられ、「カマド」が登場してくる。この「カマド」は、五世紀の古墳時代中期に朝鮮半島からやってきた渡来人によってもたらされた。この頃、日本にもたらされた「カマド」は、移動式の「韓竈」（からかま）というものであった。「韓竈」は、奈良県で出土されている。「カマド」の名称は、この「韓竈」に由来するといわれている。『岩波古語辞典』では、「カマド」の「カマ」（竈）は、朝鮮語の「カマ」（가마·釜）と同源とみている。日本最古の辞典『和名抄』（九三四）に「カマド」は、「カマ」（加万）とあるから平安時代中期以前の「カマド」の名称は、「カマ」であった。また「カマド」は、「ヘツヒ」（ヘツツイ）とか「クド」とも呼ばれた。「ヘツツイ」は、本来「戸（へ）の霊」を意味し、「カマド」の神をさした。「クド」は、「ホド」（火処）の転訛だといわれている。東北地方では、「ホド」は「炉の中心の火を焚く部分」をいう。秋田弁で「囲炉裏」（イロリ）を「シフト」（鹿角地方）や「ヒプト」（北秋田地方）というが、「シ」と「ヒ」は、共に火をあらわす。「フト」は、「ホド」の転音と考えられる。またその「ホド」は、「ホト」（女陰）にも通じる。柳田國男は、『地名の研究』の中でこの点に触れ、海岸でよく見かける「フト」や「フット」という

地名は、「疑ひも無くホド即ち陰部と同じである」と述べている⁸¹。このことから「クド」という用語は、「ホト」「ホド」「フト」「クド」の過程を通して形成されたと想定することができる。

近世の民家の土間には、大小二つの「土カマド」が並んで築かれることが多い。大きな「カマド」は祭祀用であり、小振りの「カマド」は、日常の煮炊き用である。こうした近世民家にみられる大小二つの「土カマド」を並べた形式は、能楽を大成した世阿弥が活躍した室町時代にその原形ができあがったといわれている⁸²。これは、室町時代に製作された絵巻ものなどによっても確認できる⁸³。

江戸時代には、土間にじかに築かれていた「土カマド」に台がついたものが普及し、用いられるようになったが、これは、「カマド」の歴史の中で、近代化の第一歩といわれるものである。この変化は、作業が従来の床座式から立動式に変わり始めたことを示している。

日本の文化は床や畳に直接坐る「座の文化」といわれるが、その文化の変容が、「カマド」を台に乗せて立ったまま作業をするようになったことよって始まったのである。例えば、近世の風俗画集ともいいうべき『絵本江戸紫』には、厨房を描いたものがあるが⁸⁴、そこでは、「カマド」の他に調理台、流しまで台つき

になつてゐる。

またこうした台つきの「カマド」の他に江戸では、移動式の「カマド」も盛んに用いられた。祭祀用の「韓竈」に由来する移動式の「カマド」は、近世に入ると改良がめざましく、象徴性よりも機能性に重点を置いた「置カマド」というものになり、それが流行したのである。落語の「へつついの幽霊」で登場する「へつつい」は持ち運びができるこの「置カマド」であり、それは、簡便な日常の炊飯具であつた。

この「置カマド」は、燃料に木炭を使うようになると、「七厘竈」と呼ばれるものになる。これは、のちに軽量の硅藻土製のものが出まわるようになり、「七厘」と呼ばれ、都会では、昭和三十年代まで一般の家庭で使われていた。

さて江戸を経て明治時代の近代を迎えると、台所の近代化は一層、本格的に始まり、台所改良運動が盛んになり、「カマド」も台所全体の中で見直されるようになつてきた。その最初といえるものが、明治三十五（一九〇二）年、東京瓦斯会社から発売された「ガス竈」である¹⁰⁶。が、この「ガス竈」が発売されても購入できたのは、一部の裕福な家庭に限られており、一般家庭は、依然として薪や木炭を燃料とする「カマド」が使われていた。例えば、明治三十八（一九〇五）年一月、連載が始まつた夏目漱石の小説『我輩は猫で

ある』では、教師の苦沙弥家でも「へつつい」（カマド）が用いられており、それは、銅壺がついたものであつたことが小説の記述からわかる。この小説に描かれた「へつつい」のある台所の場面からもわかるように、当時の一般の家庭では、「ガス竈」ではなく、銅壺（湯沸器）を兼ねた「銅竈」などの「カマド」が主流であつた。

大正時代になると、合理的で快適な住いが提唱され、「文化住宅」と呼ばれるものが流行し、今日の「ガスレンジ」を思わせるようなモダンな「カマド」も台所に登場した。大正時代の末には、大都会の一般家庭では、「ガス竈」が普及し、「カマド」が都市から姿を消していったのである。

が、地方農村の台所は、明治・大正時代を通してほとんど変化がみられなかつた。農家では、相変わらず土間に築いた「土カマド」が使われていたのである¹⁰⁷。農家の「カマド」が改良されるのは、ずっと遅れて昭和に入つてからであり、それも本格化するのは、戦後のことであつた。次章では、秋田の農家における「囲炉裏」の意義と間取りの構成について考察してみたい。

第二章 秋田の農家における囲炉裏の意義と 間取りの構成

東北地方の農村家屋の原初形態は、一室土間の堅六式住居のようなものであり、この一室の土間空間が、農村生活の複雑化と共に機能的に分化し、住居内の間取りを生じさせていったのである³⁰⁾。間取りは、狭義には、床大部分の部屋割りを意味し、広義には、母屋の土間ニワや廐(うまや)等を含めた空間区分を意味した。

秋田県の農家は、一般に曲がりのない「直家形態」と、本家とほぼ直角に突出部をもち、そこが内廐になっている「曲家形態」の二種類がある。特に「曲家形態」のものは、「中門造り」と呼ばれ、農家の特長的な造りとされている³¹⁾。

この「中門造り」の間取りの基本的な形態は、作業場としての土間ニワ、曲家部の廐、座敷・台所(茶の間)・納屋などである。

また家の大黒柱の位置は、必ずしも決まっていなかったが、それは、大体、土間と台所との境界や、土間の「囲炉裏」のすぐ脇にあり、一段と巨大で黒々と光っている柱である。この柱は、「火を守る神が宿る柱」として神聖視されていた。こうした意味で大黒柱

は、構造上からも、信仰上からも家の中心となる柱なのである。

上り口の間は、「オエ」とも「ジョウイ」(常居)とも「デエ」とも呼ばれる。このうち「オエ」は秋田市などで用いられる。また「オエ」は、「オイエ」や「オイ」とも呼ばれる。この「オエ」は、「御前」(ゴゼン)のことで「オエ」を「オメへ」と呼ぶところもある。この「オメへ」(御前)の略称が、「オエ」になったとも考えられている。「ジョウイ」(ジョイ)は、「ジョイ」・「ジョエ」とも呼ばれ、鹿角・平鹿地方で用いられるが、この言い方は、広く東北地方で用いられる。「常居」の東北方言であるといわれている。また「デエ」は「デイ」(出居)の東北方言で、秋田では「茶の間」の意味でこの語が用いられている³²⁾。こうして「茶の間」の「オエ」には、「囲炉裏」があり、そこは、一家の中心のところであった。

農村社会学者の有賀喜左衛門は、「いろいろと住居」の中でこの「囲炉裏」のある「オエ」という大きな部屋が、「民家の原初形態」を示していると指摘し、「オエ」から「寝部屋」「座敷」などが分化し、「民家の複雑な様式の発達」がなされたと述べている³³⁾。そして有賀は、「囲炉裏」の部屋をこのような「オエ」(オイエ)系の名称で呼ぶようになったのは、「同族団における本家と分家とのこのような生活関係が根底になっ

てゐる」と考へている。

この「才工」にある「囲炉裏」の周囲には、家族の坐る座席が決まつており、それぞれ座席ごとに名称がつけられていた。

先ず一家の主人が、占める位置が「横座」であり、「ヨコジャ」と呼ばれた。この席は、入り口から入つて一番遠い場所で、土間を正面にした上座である。この「横座」に対して向つて右側は、炊事に便利などころなので主婦の坐る座になつてゐる。この座は、「カカ座」とか「ババ座」と呼ばれた。また「横座」の傍で外来の客が坐るところが、「客座」である。そして最も入り口に近い座が下座であり、そこは、「キジリ（木尻）座」とか「ヨメ座」（嫁座）と呼ばれた。「キジリ」とは、「囲炉裏」に燃料の薪木を入れるところからつけられた名称であり、嫁や奉公人、若勢などの座席であつた。

この「囲炉裏」の呼び名は、地域によつてさまざまであり、秋田県内でも「イルリ」「イルギ」「エルギ」「エヌグ」「ユルリ」「ユロリ」などと呼ばれてゐるがこの語は、本来、家人がいる場所で「居る」の語から出た言葉だといわれている。その意味で「囲炉裏」は、農家の民俗文化を生み出したところであるといえる。

この「囲炉裏」は、木枠で囲まれてゐるが、それは、「イロリブチ」とか「ユルギブチ」などと呼ばれた。

その「囲炉裏」の上には、「火棚」（ヒダナ）がある。これは、角材を格子状に組み、太縄で吊るした。火の粉が舞い上がつて屋根裏に燃え移るのを防ぎ、食物や濡れた衣服の乾燥にも役立つた。

その「火棚」の上のはりから、鉤縄（カギナ）をおろし、その先に「カギ」あるいは「カギノハナ」と呼ぶ枝木をつけ、それに鍋などをかける。現在見られる「カギナ」には、木製、竹製、鉄製などが多く、また鉤の上げ、下げの調節板がついてゐるのが特長で、それ故に自在鉤でもあつたわけである。

この自在鉤の調節する板には、さまざまなものがあつた。例えば、その中には、「魚の形を彫つた」ものがある。これは、水の中に棲む魚の形をあらわすことで、火を水で防ぐという考えが反映されたものだと考えられる。ここには、農家の人々の火に対する信仰と火と水の関係がよく示されてゐる。

有賀喜左衛門をはじめとした民家研究者は、こうした土間に接した「囲炉裏」のある大きな部屋をもつ間取りを「広間型」と命名し、この「広間型」が、農家の間取りの発達に重要な役割を担つてきたと考へる。秋田県の近世民家の間取りを大別すると、「比内型」「秋田型」「由利型」「東雄勝型」に分類することができる。

「比内型」は、床上部分が四室で構成され、前側に広い「ダイドコロ」(台所)と「ジョーイ」(常居)を取り、その裏を幅の狭い寢室とする。「ダイドコロ」は、現代的な意味からいえば、食事の調理をする場所だが、民家における「ダイドコロ」は、居間と食事をする場の機能を併せ持った日常生活の場であり、家人のくつろぎの場なのである。他の室よりは、一段低い板敷床で、土間に面して設けられる。

「ダイドコロ」は、開放的で土間との連続性が強い。なお北秋田地方と雄勝地方の一部の「広間型」の民家では、「エドコロ」(居所)という呼称が用いられている。「エドコロ」は、「居所」(イトコロ)の転訛である。また秋田地方の一部の民家には、「オジョメ」の名称が残っている。これは、「御常間」の転訛であるといわれている。

「ジョーイ」(常居)には、仏壇と神棚がまつられ、家の祭祀上の中心となる室である。このタイプの典型例が、鹿角小坂町の「秋本家」であり、従来の民家間取りの分類上は、「広間四間取型」に分類される。この型は、秋田県内にとどまらず、津軽地方や南部三戸地方とも共通する。

「秋田型」は、土間寄り付きの前側に「オエ」(オイ)と呼ぶ室を取り、その裏に寢部屋と一部土間に張り出した「オジョメ」(ダイドコロ)を配し、「オエ」

上手に梁行に二座敷を取る間取りである。典型的な古例は、十八世紀前半頃の「嵯峨家」や、宝暦年間(一七五一—一七六三)の「奈良家」であり、秋田地方の近世民家は、ほとんどがこの型に属する。

この型の「オエ」は、神棚と仏壇を設けた祭祀の主室であると共に家長が客をもてなす接客空間である。

「オエ」の裏の「オジョメ」は、日常の居間、食事の場であるため、「ダイドコロ」とも呼ばれる。妻側に二室続いた座敷は、法事などの特別の場合以外は、用いない非日常的接客空間である。この秋田型間取りは、前座敷三間取り平面に客座敷を二室加えた平面である。この前座敷三間取りは、現在、最古の民家にみられる間取りである。これは、家の表側は大きな部屋が一つあるだけで、その背後に閉鎖的な部屋(寢間など)と、土間に接する小さな居間がある間取りをいう。

「由利型」は、妻側に二座敷取る点や、祭祀と接客のための主室(茶の間)が前側に取る点で秋田型と共通し、寢部屋の位置も同じである。しかし秋田型の土間に相当するところには、後半部に広い板敷「ダイドコロ」が設けられ、大きく秋田型と相違する。典型的な実例は、十七世紀後半頃の矢島の「土田家」である。

「東雄勝型」には、二形式あり、第一の型は、十八世紀前半頃の「伊藤家」に代表される四間取りであった。土間沿いの前側の室がせまく、後方の室が主室

の「エドコロ」(居所)になって、そこに神棚と仏壇がまつられる。なお座敷の「デエ」前には、一間の入側がある。第二の型は、十八世紀後半頃の「沼倉家」に代表される広間型平面であって、土間寄り付きに表から裏まで通った「エドコロ」、その上手の後隅に「ネシキ」(寢室)を設け、「エドコロ」と「ネシキ」の隣に「デエ」とその裏の室を設ける。

この五類型の古例は、それぞれ古例の遺存上限にかなりの年代の隔りがあるが、これらの型は、平面形式上から考えて相互に独立し、江戸初期における祖型は異なっていたと考えるのが妥当である。

この五型のうち神棚と仏壇がまつられ、主人が「囲炉裏」の横座に坐って客を接待する場を秋田型では、「オエ」(オイ)というが、この呼称は、上層民家に残っていることが多い。この言い方は、おそらく分家筋が本家筋の最上層民家の祭祀室と居間を「オエ」と呼ぶことから始まったものであろう。

秋田型の典型的古例として示した「奈良家」の住宅は、昭和四十(一九六五)年五月、秋田地方の代表的な「両中門造」の民家として最初の国の重要文化財に指定され、同四十一年に修復されて、座敷前中門を除き、当初の形式に復元され、現在は、県立博物館別館「旧奈良家住宅」として公開されている。

主屋の間取りは、曲りを取って考えると、主室の

「オエ」の後に「ナンド」(寢間)と「ダイドコロ」(台所)を配した前座敷三間取の側面に座敷を二室梁行に並べた間取りである。

この「旧奈良家住宅」が国指定重要文化財となった後、「嵯峨家」、「土田家」、「大山家」、「鈴木家」の四棟がそれぞれ重要文化財に指定された。中でも「土田家」と「鈴木家」は、十七世紀後半から末の古民家である。このうち「鈴木家」の間取りは、表側の中央に十七・五畳の部屋があり、上手(かみて)には、十七・五畳間、下手(しもて)には、より小さい板の間がある。この「鈴木家」の間取りは、正面から見て三部屋が並ぶ間取りになっており、そのうちの中央の部屋が一番、大切な部屋になっている。この部屋は、背後の壁面に仏壇があり、正月などに同族の人々が集まって祝宴をおこなう部屋で、部屋の周囲の長押には、それぞれの坐り場所を示す名札が打たれている。

以上述べてきた上記の五棟は、いずれも中門造りの民家である。

第三章 韓国民家のオンドルと日本民家の囲炉裏の比較研究

日本の民家は、秋田の民家を例に試みてきたよう

に「囲炉裏」の民俗文化によって支えられているが、韓国の民家は、「オンドル」の民俗文化によって支えられている。

「オンドル」(温突)とは、床下に熱煙を通し、床面から室内を暖める暖房機構のことで、韓国の民家を考える上で最も重要な要素のひとつである。「オンドル」は、高句麗・百濟・新羅が鼎立した三国時代(紀元前一〜紀元後七世紀)に北部の高句麗(こうくり)で用いられ、それが次第に南下して高麗(こうらい)王朝時代(九一八—一三九二)の末から李氏朝鮮王朝(一三九二—一九一〇)の初期(十四世紀〜十五世紀)までには、朝鮮半島のほぼ全域に普及したとみられている。

「オンドル」を築くには、先ず基壇(地面より一段高い壇)上部から数条の溝を掘り込むか、広く面状に掘り込んだ底に石を列状に並べるなどして煙の流れるすじ道(煙坑)を作る。煙坑の平面形は、平行状・放射状・分岐状などがある。次にこの煙坑の上を平石で覆い、その上に粘土を塗る。さらにその上にザラ紙などを貼り、最後に「チャンパンジ」(壮版紙)と呼ばれる油紙を貼って仕上げをするが、かつては土塗りをした上に紙を貼らずにアンペラを敷いて使用することもあった。

室外の焚き口から送り込まれた熱煙は、煙坑を通つ

て一旦「ケジャリ」と呼ばれる煙溜めに落ちてから外に排出されるが、その間に床全体ができるだけ均等かつ穏やかに暖まるように床の厚さや煙坑の配置を決める必要がある。床が薄すぎたり、煙のまわり具合が悪かったりすると、焚き口付近だけが局部的に熱くなつてしまふ。「オンドル」の床のうち焚き口に近い部分を「アレンモク」(下頸部)といい、遠い部分を「ウンモク」(上頸部)と呼ぶが、前者の方が上席で暖かい。ここが、主人の座となる。

「オンドル」のある部屋を「オンドルバン」(温突房)というが、その部屋の出入り口は、夏季の通風も考慮して前後に設けることが多いが、開口面積は小さくして冬季の暖房効率を高めている。天井も二メートル前後と低い。建具は障子張りで両開き又は片開きの開き戸も若干見られる。また両者を組み合わせて二重にすることもある。

この「オンドル」は、日本の民家の「囲炉裏」のように韓国の民家を考える上で欠かせないものであり、両者は、それぞれの国の民俗文化を表象するものである。

が、日本と韓国の民家には、このように暖房設備の点で民俗文化の相違が認められるにも関わらず、両国の民家の内部構造には、きわめて類似した点が多くみられる。例えば、韓国の民家は、大別すると、大棟の

下に部屋を一行に配置した「単列型」の民家と二行に配置した「複列型」の民家に分類することができる。このうち「複列型」の民家は、日本の「広間型」の民家と同様に間取りの構成が「非対称的」になっている。その日本の「広間型」の民家と韓国の「複列五室型」の民家の間取りは類似しており、特に日本の民家の広間（才工）と韓国の民家の鼎厨間（チエンジュカン）は、その機能も位置も似ている。機能の点では、日本の民家の広間（才工）は、家族団欒の場であると同時に接客空間の機能も果たしており、民家の中で中心的な役割を果たす空間である。韓国の民家の鼎厨間もその機能の点で大変よく似ている。

また朝鮮半島においては、「五室型」の南側に「四室曲家」が分布しているが、日本でも「広間型」の南部に曲家が分布しており、その分布の位置が相対的に類似しており、それぞれの間取り構造も類似している。ただし秋田県のように土間に曲りをつける形式は、東北地方では、新潟県をはじめ、福島県会津地方、山形県、岩手県の旧南部領に主に分布する。

韓国では、「四室型」は主屋から畜舎が突き出した曲家と、畜舎が大陣と平行になった直屋とに分類される。江陵と原州を結んだ線を境として曲家は北部に分布し、直家は南部にそれぞれ分布している。

韓国の曲家が分布する地方は、冬季に雪が多く、寒

冷な気候的特色を示すところである。「複列型」の曲家の西側には、「単列型」の曲家が分布している。朝鮮半島の中部地方には、「複列型」および「単列型」の曲家が分布していることになる。

韓国の「複列四室型」の直家は、曲家の南側に分布しているが、日本の曲家の分布地域の南西部に縦横二室ずつの、いわゆる「田の字型」が分布しており、その分布の相対的な位置が似ており、その間取りの区分も類似している。

韓国の「四室型」の間取りは、「厨房」の部分と部屋になった「オンドル」の部分の面積が均等に二分され、さらに「オンドル」の部分の部屋が、「田の字型」に四分されているところは、日本の「田の字型」の間取りと全く同一の構造になっている。なお「田の字型」には、四つの部屋の大きさが等しい「整形」と、桁行方向の間仕切りが縦に喰い違った四室からなる「不整形」とがある。

この「四室型」の間取りの構成は、「畜舎」「厨房」（チョンジ）、それに隣接する家族生活の中心となる空間の「内房（アンパン）、主人の書斎兼接客室の「舎廊房」（サランパン）などである。このうち「厨房」は、主屋の床面積の半分を占める最も広い空間である。「内房」は、おもに主婦が使用する部屋で、外部の男子の出入りは禁止されている。

次に日本の民家の「田の字型」の間取りの構成要素のひとつひとつについてその機能を、韓国の場合と比較しながら、考察してみよう。

「デイ」(A)は、本来「出居」で、客と対応するために出て居る間という意味であったという。つまりここは、主人が出てきて客に接する座敷であった。その意味で接客の機能をもった空間である韓国の「舎廊房」(サランパン)に相当する。なおこの「デイ」には、「囲炉裏」が切つてある。

「ガイドコロ」(B)は、通称「デイドコ」と呼ばれ、大きな家になると、台所は、「オキデイドコ」(大台所)と「シタデイドコ」(小台所)とに分かれており、後者は一段低くなっていた。ここは、床が普通、板の間で、主に主婦が使用する空間であり、食事や炊事をするところである。その意味で韓国の主に主婦が利用する「内房」(アンパン)に相当する。

この「内房」(アンパン)は、「主婦の部屋」であると同時に、家族の団欒の場であり、住居の中心的な性格を持ち、最も暖かく、大きな部屋である。このように「内房」が、住居の中心的な部屋になった背景には、韓国が「母処制」の社会であったという歴史的背景が考えられる。「母処制」とは、結婚した男女が女性側の家に住むという住居規定をいう。が、そうした歴史的背景よりも生活上の実質的意味がより大きなウエイ

トを占めていたとも考えられる。

日本の「ガイドコロ」は、主婦以外にも若勢や奉公人も使用する部屋である。ここに「囲炉裏」を二つ作っている場合がある。ここでは、大型で上側になっている「囲炉裏」を家族が使用し、小型で下側になっている「囲炉裏」は、若勢や奉公人が使用したという。「座敷」(C)は、常でない来客を迎える空間として使用したり、家族が使用する部屋にもなる。

「納戸」(D)は、「ナンド」と呼ばれる場合が最も多く、その他に「内座」(ウチ座)とも「コザ」(小座)・「コジャ」(小座敷)とも呼ばれ、衣類などを置く屋内物置の性格をもち、「ネドコ」(寢床)や「ネシキ」(寢敷)とも呼ばれ、寢室にも使用された。ここには、ナンド神として家の神や恵比須などが祀られた。韓国の民家の物置部屋・納戸(トジャン)を意味する「コパン」(庫房)に相当する「トジャンパン」が「ナンド」に対応すると考えられる。

日本の民家の土間(E)は、土間と書いて「ニワ」と呼んでいる。この「ニワ」は、農作業の準備から秋の収穫後の稲扱き、米の調整、冬の葦作業に至るまで農家の生活に欠かすことのできない仕事場としての機能をもっている。また本家における土間の占める割合は大きく、生活の場としての機能を果たしている。その意味で土間は、作業場・炊事・燃料貯蔵などの場と

して利用される韓国の「厨房」にあたる想定される。

「廐(うまや)」「F」は、秋田の「中門造り」の曲家では、「内廐式」になっているが、直家の場合も、ほとんど「内廐式」になっている。馬は、農家の一番の農具であり、家の財産であり、家族の一員でもあった。廐の暖かさが廐に伝わるように、そして焚火の煙が馬の背を温め、廐の上の煤窓から排煙されるように配慮されたことであった。この「廐」は、韓国の「畜舎」にあたる。その「畜舎」も「内廐式」である。

韓国の「妻入型」(屋根の大棟と民家の前面とが垂直になった形のもの)の間取りは、「内房」(アンパン)、「舎廊房」(サランパン)、「納屋」(トジャン)、「間房」(セツパン)、「抹楼」(マル)、「厨房」(チエンジ)、「畜舎」などからなる。この民家の全体の平面図は、ほぼ正方形であり、日本の「妻入型」の民家とよく形態が似ており、間取りの構成も類似している。

韓国の民家は、この間取りのうち、板間部分の広間「抹楼」(マル)の有無によって二つに大別することができる。

この「抹楼」(マル)の用途は、「儀礼空間」「作業空間」「食料収蔵空間」「夏季の生活空間」「通路」など多岐にわたっている。

「単列型」の民家には、この「抹楼」(マル)とい

う空間が住居の中央におおむね設けられている。そして「内房」(アンパン)は、必ず「抹楼」(マル)に隣接し、しかも家の奥に位置する。こうした平面構成の原理は、韓国に根強く生き続けている儒教的道徳や慣習、あるいは「家」の制度とも深くかかわっていると考えられる。

一方、「複列型」の民家には、この「抹楼」(マル)がない場合がほとんどである。その点で日本の「広間型」と「田の字型」の民家は、韓国の「抹楼」(マル)のない「複列型」と共通点が認められる。

おわりに

日本と韓国の民家の比較を通して両国の住居は、欧米のように外履きの文化ではなく、外履きを脱いで住居内に「あがる」文化であることが共通している。そして起居様式としては、共に「ユ力座」であった。が、日本の「囲炉裏」と韓国の「オンドル」は、それぞれの住居を特徴づけるものとして存在していることが、本稿の論考で確認できた。そして日本も韓国も昭和三十五(一九六〇)年以降、急速に「ムラ」の生活が変革し、核家族化が進んでいった。こうした社会条件の様々な変化は、両国の住居にも大きな影響を与えたの

である。

この両国の民家には、住居の各空間にそれぞれの神が祀られていた。特に韓国の住居では、男中心の「儒教的祭礼」と女中心の「主婦が主管する家神」の宗教が共存していた。このうち家神は、「内房」(アンパン)にあり、守護霊として家を守り、家族全員に心理的な安定を与える。家族の者が臨終の時には、誰もが「内房」(アンパン)に移された。またそこには、祖霊と産神も祀られた。つまり家族の「生」から「死」、さらに次の世代への「生」と、代々の人々が、「内房」(アンパン)に繋がっているのである。このように「内房」(アンパン)は、人を受け継ぐ部屋であり、同時にそこは、女の文化を受け継ぐ部屋でもあった。

一方、日本の民家では、土間に土着の精霊的要素の強い神を祀り、板の間には、恵比須や大黒などの福の神を祀り、座敷には、伊勢の皇大神宮などの由緒のある大社の神々が祀られた。特に「囲炉裏」のある「オ工」は、住居の中心にあり、そこから農家の伝統的な生活文化が生み出された。例えば、各地方に残る民話や昔話などは、この「囲炉裏」の炉端から生まれた。秋田の由利(象潟)地方には、「囲炉裏」に係する「あぐばんば」という民話がある。

トロトロ燃える「囲炉裏」ばたで語り婆さの祖母は、「昔、あつたど。」と「あぐばんば」の民話を語りは

じめる。「となりのとなりの村のあぐばんば」のことを子供たちに語って聞かせるのである。このばんばは「眼がなくて鼻と口ばかり」で、その口といつても「頭のとっぺんにあつて上をむいている」という。そしてこのあぐばんばは、「いつも囲炉裏の下に住んでいて、灰をいたずらして掘ると、もくもくつと出てきて童子(わらし)「コ」をさらうて行く。またいたずらな童子(わらし)「コ」をさらうだけでなく、毎年毎年、若い娘も一人ずつ、自分の家に連れて行くので、村人たちは、このあぐばんばにびくびくしていった。ある年、めんこい娘が、このあぐばんばに見つかってしまった。あぐばんばは、家のおどとあばに「おめどこ、今夜、娘、連れにくるからな、土産もん、ずっぱり用意しておけや。」と言った。おどとあばは、娘を「囲炉裏」のあるところからずつと離れた部屋に隠しておこうとしたが、娘は、「おらが、あぐばんばを退治する」と言つておどとあばに「白い石と餅を用意してけろ」と頼んだ。

おどとあばは、仕方なく石と餅を袋に詰めて、娘に背負わせ、「囲炉裏」のそばに坐つてあぐばんばの出でくるのを待つていた。夜中になると、もくもくつと灰(あぐ)が舞いあがつて、あぐばんばが出てきた。

そして「土産もの、ずっぱりもつたか、よし、まなぐ(眼)しっかりつぶつておれにつかまつてれよ。」と

娘に言つて娘をつかまえ、灰（あく）の中へもぐつて
いった。

「ようし、まなぐあけれ。」そう言われて娘が眼を
あけると、そこは、あくばんばの家（え）だった。「ま
んずまんず風呂を焚け。」「餅を焼け。」とあくばんば
に言われ、娘は、風呂を焚き、袋から石を出して「囲
炉裏」に入れ、その上でどんどんと火を焚き、知らん
顔して餅を焼いた。あくばんばは、「いいにおいだな
焼けたところから食わせる」と鼻をひくひくさせて頭
の上の口をあぐりあげた。

「今だ！」と娘は、「囲炉裏」の中で真つ赤に焼け
ている石を、口の中へどすと入れてやった。あくば
んばは、飛び上り、「あっち、あっち、あんあん、あっ
ち、あんあん」と、泣きながら、風呂の方へ走つていっ
た。娘は、すばやく先にまわつて煮えたつた風呂のお
湯をさぶざぶあくばんばにかけて、「あっち、じゃ
あ、あっち、じゃあ」と、死んでしまった。「とつ
びんばりのぶー」と語り婆さは、語り収める。

この民話には、「囲炉裏」の灰（あく）を掘ること
が禁忌とされた民俗が背景にある。このあくばんばは、
口が頭のとっぺんについていると語られているが、こ
こに「囲炉裏」の下に潜むものの性格が巧みに語られ
ている。この民話は、灰（あく）を掘ることが、火
について無用心になることを諷めたものと考えられる

が、「囲炉裏」は、日常性を象徴する生活の火
の棲家でありながら、この民話にみられるようにあく
ばんばが住んでいような非日常性を象徴する異界
のモノが棲むところでもあった。このことから「囲炉
裏」の火が、この世に生きる人間と異界のモノを
媒介していることがわかる。そしてその「囲炉裏」の
ある部屋は、農家の家屋空間にあつては、まさに異界
に通じる特殊な神聖視される場所であつた。

が、昭和三十五（一九六〇）年以降、火に対す
る人々の意識は急速に薄れ、農家の精神文化を支えて
いた「囲炉裏」が消滅してしまつた。生活は便利になり、
暮しぶりは、近代化され、ひとりひとりの個人の
プライバシーが守られるようになったが、その反面、
家族の結びつきや絆は次第に希薄になり、「ムラ」の
共同意識は失われ、「ムラ」の民俗は大きく変容して
いったのである。

私たちは、こうした急速な「ムラ」と民俗の変容す
る中で失われた「囲炉裏」における火の民俗文化
を掘り起こし、ガストン・バシユールが言うように
「自然的存在」であるよりも、むしろ「社会的存在」
である火に着目し、観光と民俗の關係をも視野
に入れ、火の民俗文化の意義を改めて問い直し、
その伝統を現代生活の中で継承し、次の世代に語り継

いでいかなければならないと思う。

本稿では、韓国の民家における「オンドル」の民俗文化との比較を通して日本人のアイデンティティを「囲炉裏」における 火 の民俗文化に見出すことができた。今後もこうした文化人類学的視点を通して日本の民俗文化を探究していきたいと考えている。

註

- (1) 秋田市史民俗部会編『秋田市史民俗調査報告書』(一)
 (二)(三)、秋田市史編さん室 一九九五年・一九九七年・一九九八年、一 九頁。
- (2) 高橋明善・蓮見首彦・山本英治編『農村社会の変貌と農民意識 三十年間の変動分析』、東京大学出版会、一九九二年、三十頁。
- (3) 高橋・蓮見・山本編、前掲書、一九九二年、二頁。
- (4) 大内雅利編著『戦後日本の社会変動』、農林統計協会、二〇〇五年、十頁。
- (5) 福田アジオ『日本村落の民俗的構造』、弘文堂、一九八二年、三十七 三十九頁。図版1参照。
- (6) 狩野敏次『かまど』、法政大学出版局、二〇〇四年、七頁。図版2参照。
- (7) 須山義幸『炉の生活史』、三省堂 一九八九年、五十一頁。図版3参照。
- (8) 須山、前掲書、一九八九年、六十頁。図版4参照。
- (9) 須山、前掲書、一九八九年、六十一頁。図版5参照。
- (10) 狩野、前掲書、二〇〇四年、十三頁。図版6参照。
- (11) 柳田國男『地名の研究』、定本 柳田國男集、第二十巻 筑摩書房、一九六二年、一四四頁。
- (12) 狩野、前掲書、二〇〇四年、六十七頁。
- (13) 狩野、前掲書、二〇〇四年、六十八頁。図版7・図版8 参照。
- (14) 狩野、前掲書、二〇〇四年、八十五頁。図版9参照。
- (15) 狩野、前掲書、二〇〇四年、八十五頁。図版10・図版11 参照。
- (16) 狩野、前掲書、二〇〇四年、二百六十五頁。図版12参照。
- (17) 杉浦直『東北の農村家屋 その地理学的研究』、大明堂 発行、一九八八年、六十頁。
- (18) 鎌田幸男『秋田の民家と炉端』、『北海道・東北地方の住い習俗』、明玄書房、一九八三年、百六十一頁。
- (19) 今村義孝『いろりの話』、『雪国民俗』、第一集、秋田短期大学雪国民俗研究所、一九六三年、四十九頁。
- (20) 有賀喜左衛門『いろりと住居』、『村落生活 村の生活組織』、国立書院、一九五八年、三百十頁。
- (21) 有賀、前掲書、一九五八年、三百七頁。
- (22) 鎌田、前掲書、一九八三年、百八十二 百八十三頁参照。図版13・図版14参照。
- (23) 秋田県教育委員会編『秋田県文化財調査報告書 秋田県

の民家』、第二十七集、一九七三年、二十一頁。

(24) 秋田県教育委員会編、前掲書、一九七三年、九十二頁。

(25) 秋田県教育委員会編、前掲書、一九七三年、百八頁。

(26) 秋田県教育委員会編、前掲書、一九七三年、九十一頁。

(27) 大河直躬『住まいの人類学』、平凡社、一九八六年、百五頁。

(28) 秋田県教育委員会編、前掲書、一九七三年、百十頁。

(29) 秋田県教育委員会編、前掲書、一九七三年、百十六頁。

(30) 秋田県教育委員会編、前掲書、一九七三年、百十五頁。

(31) 秋田県教育委員会編、前掲書、一九七三年、百二頁。

(32) 秋田県教育委員会編、前掲書、一九七三年、百十三頁。

(33) 大河、前掲書、一九八六年、百四頁。図版15参照。

(34) 張保雄著（佐々木史郎訳）『韓国の民家』、古今書院、一九八九年、九頁。図版16参照。

(35) 張、前掲書、一九八九年、八頁。図版17参照。

(36) 張、前掲書、一九八九年、二百六十五頁。

(37) 張、前掲書、一九八九年、二百六十六頁。図版18参照。

(38) 張、前掲書、一九八九年、二百六十七頁。図版19参照。

(39) 秋田県教育委員会編、同上、一九七三年、17頁。

(40) 張、前掲書、一九八九年、二百六十七頁。

(41) 張、前掲書、一九八九年、二百六十七、二百六十八頁。

図版20参照。

(42) 張、前掲書、一九八九年、二百六十八頁。図版21参照。

(43) 真鍋弘編『韓国現代住居学 マダンとオンドルの住様式』、

建築知識、一九九〇年、七十五頁。

(44) 張、前掲書、一九八九年、二百六十九頁。図版22参照。

(45) 瀬川拓男・松谷みよ子共編『秋田の民話』、未来社、一九八五年、二百十六、二百十八頁。

(46) ガストン・バシュラール著（前田耕作訳）『火の精神分析』、せりか書房、一九九〇年、二十六頁。

主要参考文献

秋田県教育委員会編『秋田県文化財調査報告書 秋田県の民家』、

第二十七集、秋田県教育委員会、一九七三年

秋田市編『秋田市史』（民俗編）、第十六巻、秋田市、二〇〇三年

秋田市史民俗部会編『秋田市史民俗調査報告書』（一）（二）

（三）秋田市史編さん室、一九九五年、一九九七年、一九九八年

有賀喜左衛門『村落生活 村の生活組織』、国立書院、一九五八年

大内雅利編著『戦後日本の社会変動』、農林統計協会、二〇〇五年

大河直躬『住まいの人類学』、平凡社、一九八六年

小倉強『東北の民家』、相模書房、一九七六年

ガストン・バシュラール著（前田耕作訳）『火の精神分析』、せりか書房、一九九〇年

鎌田幸男『秋田の民家と炉端』、『北海道・東北地方の住い習俗』、明玄書房、一九八三年

狩野敏次『かまど』、法政大学出版局、二〇〇四年

金思暉『古代朝鮮語と日本語』、講談社、一九七四年

杉本尚次『地域と民家 日本とその周辺』、明玄書房、一九七七年

杉浦直『東北の農村家屋』、大明堂、一九八八年

須山義幸『炉の生活史』、三省堂、一九八九年

瀬川拓男・松谷みよ子共編『秋田の民話』、未来社、一九五八年

高橋明善・蓮見首彦・山本英治編『農村社会の変貌と農民意識』、

三十年間の変動分析』、東京大学出版会、一九九二年

坪井洋文『日本民俗文化大系 8 村と村人』共同体の生活と儀

礼』、第八巻、小学館、一九八四年

中田実・高橋明善・坂井達朗・岩崎信彦編著『日本の社会学』

6 農村』、東京大学出版会、一九八六年

張保雄著（佐々木史郎訳）『韓国の民家』、古今書院、一九八九年

真鍋弘編『韓国現代住居学 マダンとオンドルの住様式』、建築

知識、一九九〇年

福田アジオ『日本村落の民俗的構造』、弘文堂、一九八二年

福田アジオ・宮田登共編『日本民俗学概論』、吉川弘文館、一九

八三年

柳田國男『地名の研究』、『定本柳田國男集』、第二十巻、筑摩書

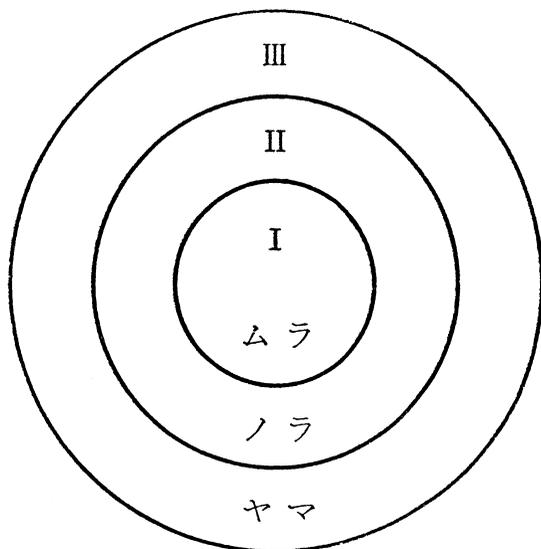
房、一九六二年

付記

本稿は、平成十八（二〇〇六）年十二月十五日（金）十三時より十七時までの間、秋田経済法科大学大会議室（三階）でおこなわれた秋田経済法科大学総合研究センター・雪国民俗館共催による民俗学講演会・パネルディスカッション「村の変革と民俗 急激な民俗の変容から」で口頭発表したものに手を加え、論文としてまとめたものである。

当日は、秋田経済法科大学総合研究センター雪国民俗館の鎌田幸男館長の講演のあと、鎌田館長の司会でパネルディスカッションがおこなわれた。パネリストは、秋田県立博物館の嶋田忠一副館長、秋田県民俗学会の齋藤壽胤事務局長とわたしの三名であった。各自「ムラ」の民俗である 衣食住 に焦点をあて、「ムラ」の変革を社会学（嶋田）・民俗学（齋藤）・文化人類学（平）の視点からそれぞれ発表した。参加した会場の一般参加者からも活発な意見が交わされ、充実したパネルディスカッションとなった。

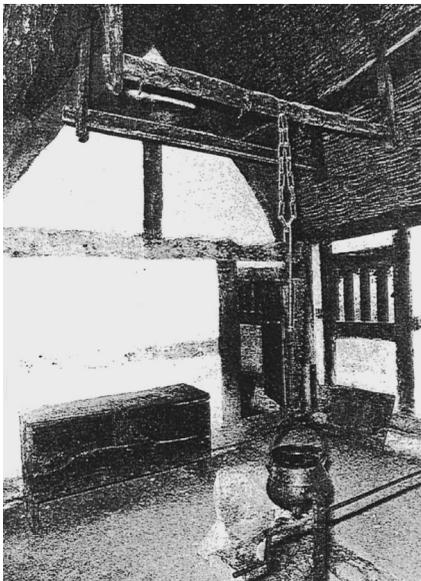
司会をつとめた雪国民俗館の鎌田館長には、今回の発表にあたって大変、お世話になった。ここに記して深く感謝の意を表したい。



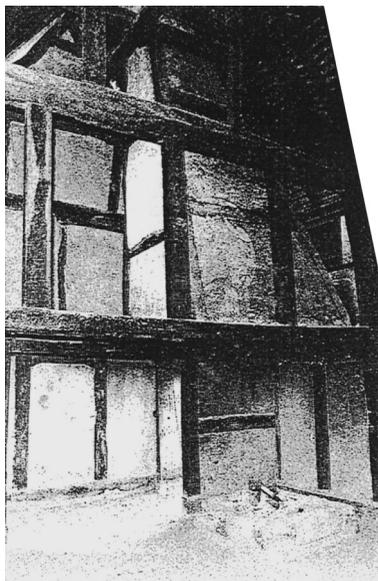
図版1「ムラ」の領域の模式図



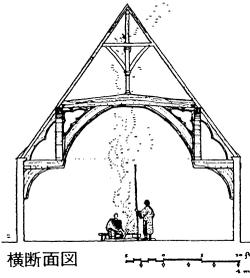
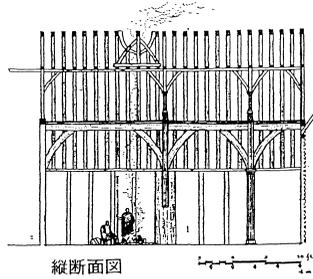
図版2「復元された堅穴住居」(登呂遺跡)



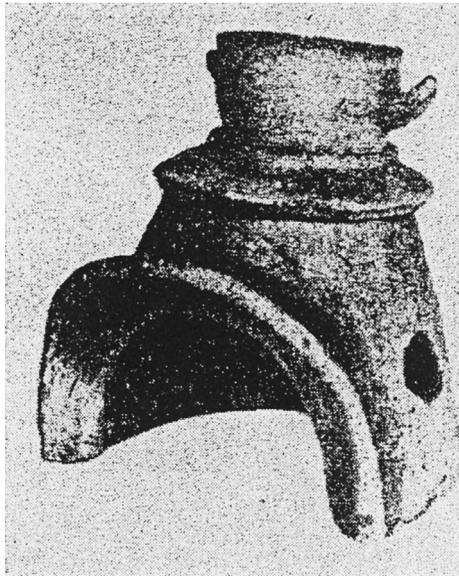
図版3「英国・ウェールズ地方の住家の地床炉」



図版4「英国・ミッドランド地方の町屋の地床炉」



図版5 「英国・エセックス地方の荘園領主邸の広間」

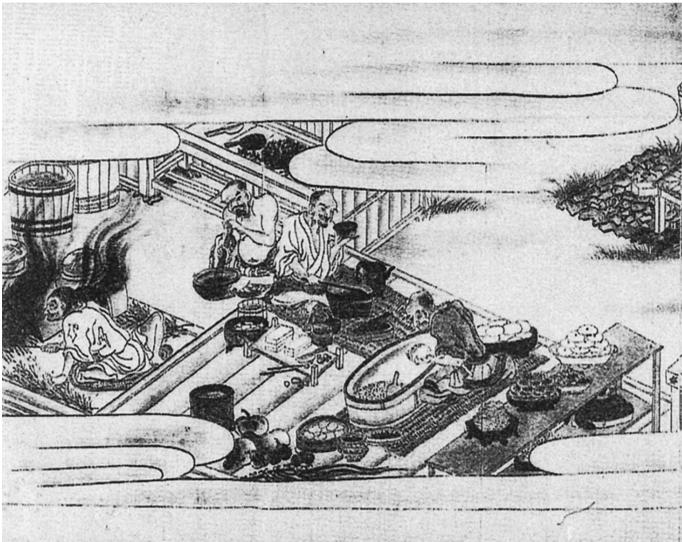


図版6 「韓竈」(奈良県忍海村出土)



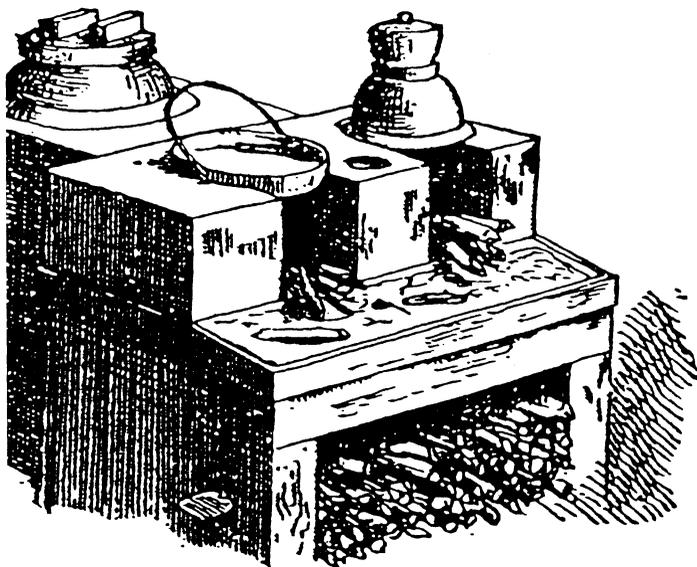
「藤袋草子」(奥平英雄編『御伽草子絵巻』より)

図版7 「藤袋草子」(左のダイドコロに二つのカマドが描かれている。)

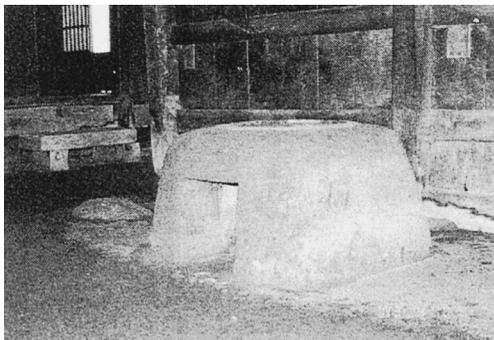


「酒飯論」(国会図書館蔵) 厨房を描いた図

図版8 「酒飯論」(左に大小二つのカマドが見える。)



図版11「都市のカマド」

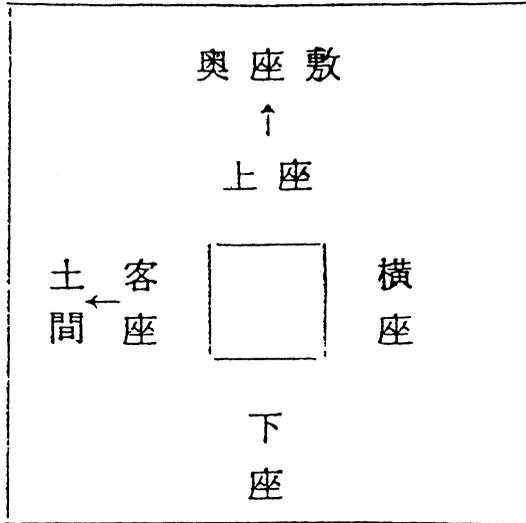


大カマド（日本民家園）

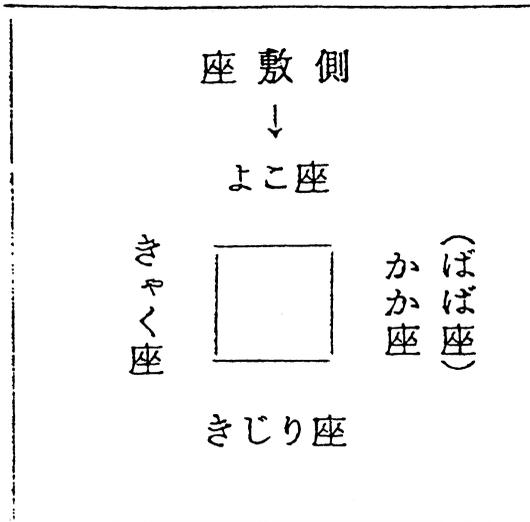


日常の煮炊き用のカマド

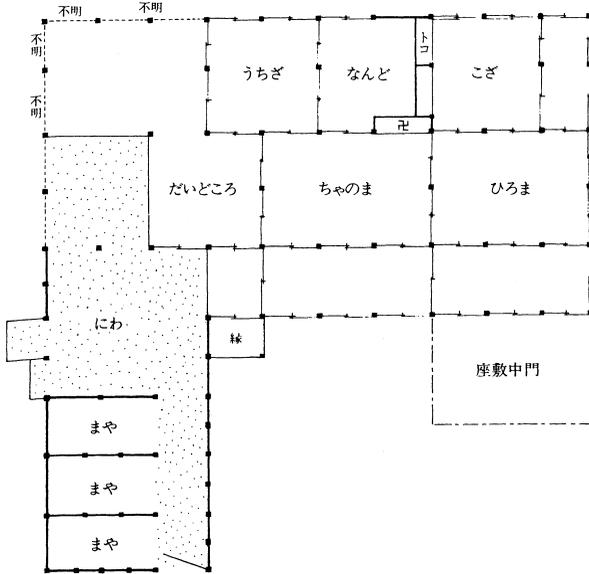
図版12「民家のカマド」



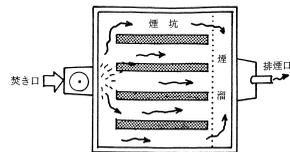
図版13「囲炉裏の座」



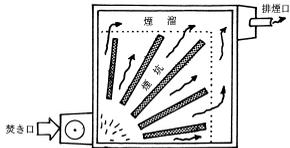
図版14「囲炉裏の座の名称」



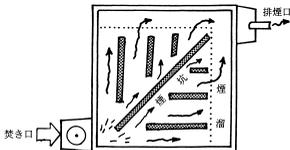
図版15「鈴木家の間取り」



(1) 平行状煙坑

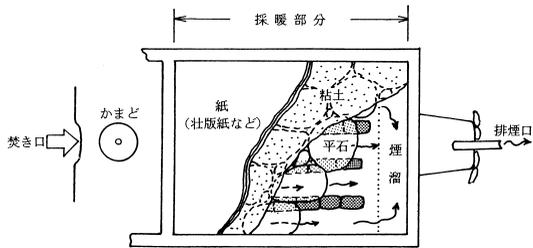
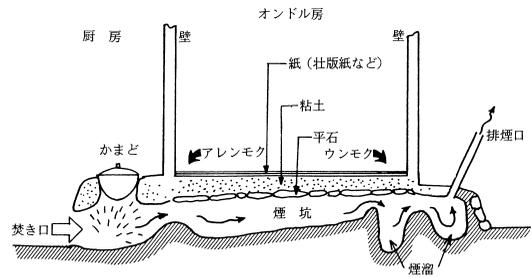


(2) 放射状煙坑



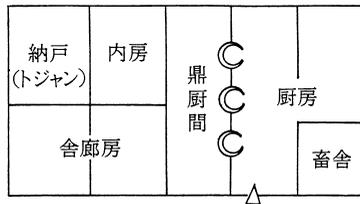
(3) 分岐状煙坑

図版16「オンドル煙坑のいろいろ」

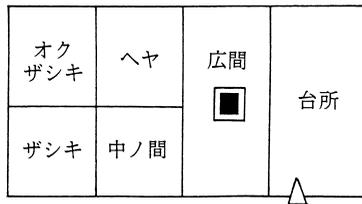


上：断面図，下：平面図

図版17「オンドルの構造」(模式図)

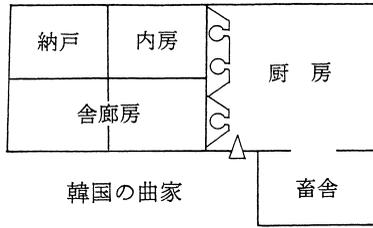


韓国の五室型



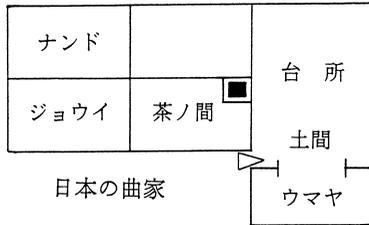
日本の広間型

図版18「韓国の五室型と日本の広間型」



韓国の曲家

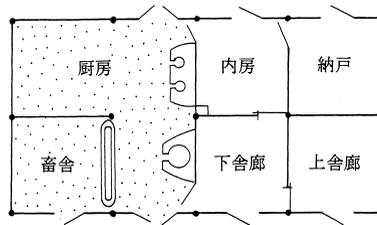
(江原道溟州郡)



日本の曲家

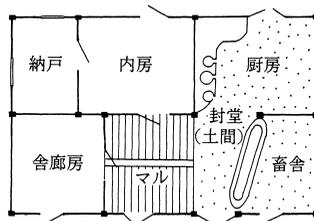
(陸中紫波郡)

図版19「韓国の曲家と日本の曲家」



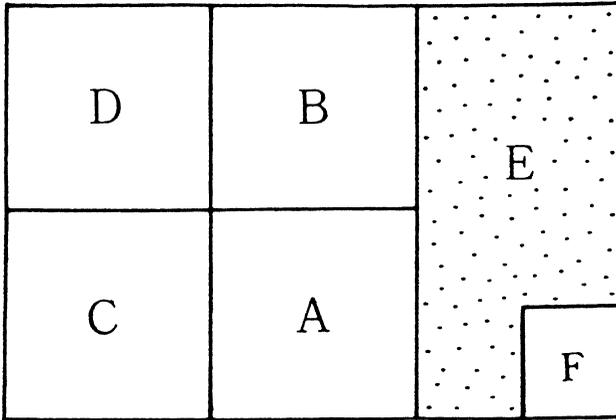
四室型直家における整型

(江原道三陟郡)

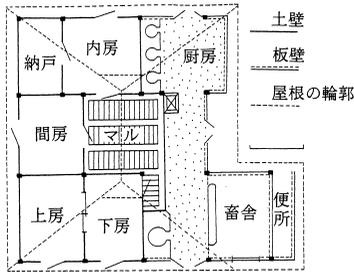


不整型(慶尚北道盈徳郡)

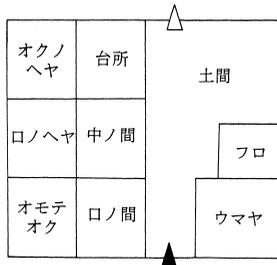
図版20「四室型直家における整型と不整型」



図版21「日本の田の字型民家の間取り」



韓国の妻入型民家
(江原道三陟郡)



日本の妻入型民家 (大阪府豊能郡)

図版22「韓国の妻入型民家と日本の妻入型民家」

論 説

社会組織ということ

嶋 田 忠 一

はじめに

基調講演講師の鎌田幸男氏による^{注1}と、村の変革は、昭和三十五年（一九六〇）以降の高度経済成長による産業構造の変革によって起こり、農村の離農化や過疎化現象を伴うものだったという。そして具体的に、村の象徴ともいえる萱葺きの曲家（内厩や作業場であった土間庭のほか、大黒柱や囲炉裏などを含む）がなくなったこと、牛馬を使用しての手作業から機械による農業になったこと、ユイ（結）や手間替えなど班・組を編成しての共同作業から個別的・家族的な作業へと移行したことなどとなって現れたというのである。それだけではなく、村内における社会組織や慣習にも影響を及ぼしたとされた。さらに、機械化による農作業の技術的な変革を第一義的変容とすれば、村内における人々の社会的な結びつきや暮らしぶり（生活様式）は第二義的変容とみることができるという。

そして、最後に、村の暮らしは「民俗の古型」と考え得るが、急激な村の変革はその文化を変容させてしまった、と記されるのである。

ここに提示された個々の用語や意義については、パネリスト間で十分な意見交換はなかったものの、筆者は、上記の「社会組織」を手がかりに話題提供をすることとなった。ただ、一般的な言葉の理解^{注2}をもとにすると大変むずかしいことになる。また、筆者には必ずしも「社会組織」が、個々の村（ムラ）を離れて一般化できるような語ではないように思われたことから、社会組織や社会あるいは組織、さらには仕組みに関わる記述や表現を頼りに民俗の記録を繙き、どのような分類や項目に認められるのかを紹介することとした。なお、事例の引用にあたっては、原文どおりとした。

民俗の記録と社会の記述

事例1 「羽後檜木内川流域の民俗」（昭和三十八年（一九六三）、東京女子大学史学科編）の構成をみると、部落、家族と同族、人の一生、結婚・産育・葬制、年中行事、俗信、となっており、社会組織の用語はないものの、地域社会の基本的なしくみは、部落、家族と同族の項で扱われ、同じような民俗事象でも部落ごとに多少の相違があることを記す。そのなから、小項目にあたるユイ慣行とユイ仲間について引用する。

ユイ慣行…… 田植え、除草の際に主に行われる相互の労働力提供である。日数の不足分などは、田植えが終ってから、金銭で精算される。田植一日分六百円、その他は四百五十円が最近の相場である。

ユイ仲間……（鎌足）地域的に上・下の二組に分かれてユイを行う。この組は固定していて、年間同じ組合せで行う。どうしても行けない時は、金銭で精算する。（八津）八津内だけで、トナリに関係なく自分と気持の合う家と行う。田の少ない人はユイに入らない。田植終了後、ユイ仲間で、餅をつき祝いをする。（堀ノ内東）毎年、相談してユイ仲間を編成する。田の多い家は手間取り（日雇い）も雇って行う。九時半・四時の二回タバコ（間食）を出す。（堀ノ内西）トナリ中心、稲こきの時もユイを行う。ユイ仲間は決まって

いる訳ではなく毎年相談して決める。これらどの部落においても、田植に際して、特定の順位はなく苗の成長具合によって行う。

事例2 「角館町雲然八割地区調査報告書」（「常民」第4号・昭和四十年（一九六五）、中央大学民俗研究会編）は、町の概況と歴史、村構成、衣・食・住、生業、家族、産育、婚姻、葬制、信仰、年中行事、伝説・民話・地名伝説、をあげる。このうち、村構成は、村役・行政組織と村役・共有財産とその私有化・寄合い・部落と環境・村入り・トナリと隣組・部落の共同作業・若衆組・加入脱退・講と組織・氏神と氏子・氏子と神社・寺院と組織、の小項目から成っている。ちなみに、行政組織と村役・寄合い・トナリと隣組・寺院と組織、では次のように記されている。

行政組織と村役…… 調査地は、旧雲然村及び旧八割村は、昭和三十年の角館町との合併以来、旧来の行政機能は実質的に解消し、各々の小部落単位（旧村時代の大字）で町行政の下部組織にくみこまれ、あらゆる旧村の行政は角館町行政の一環として行なわれている。しかし、各々の部落の組頭（組長）の権限は依然強く、今でも部落の長（チヨウ）と称せられる。組頭は現在、一年ごとに正月の初寄合いの選挙で選出するが、組頭は経済的制約が多いため、ものもち、すなわち資産のある人々の間の輪番で選出方法も事前の話し

合いで推薦の形をとるのが常である。組頭の主な仕事は寄合いの召集。部落内の紛争の処理。町役場からの伝達事を各家に口頭でフれて回ったりする。結局、自分の部落に関する問題に率先して活動する点から、組頭は経済的な面と合せて人望の厚いということが要求される。また、共有地、すなわち郷山（ゴーザン）があつたころには各々の部落を代表して、しばしば、郷寄合いに列席した。組頭、その他の村役への報酬は部落及び町役場から支給されるが、いずれも少額である。

寄合い……寄合いを、ヨライ、ヨリアイという。

現在、定期的に小部落（子部落）内で行われる寄り合いは、正月の初寄合だけで、その他、部落内及び町役場から要望があり次第、組頭（現在では常会長、囑託員と呼ばれる）が召集をかけて寄合いを開催する。寄合いの場所は組頭の家が主で、各々の家から戸主が出席（戸主が行けない場合、長兄が出席する。）し、組頭を議長に討議する。初ヨライの時は前年度の決算。年雇いの賃金の問題。今年度の計画等を討議したうえで決議する。またこの時、役員の変更をするが輪番制と推薦の形がとられる。初寄合いは定期的ではあるが日にちは定まっておらず、各部落まちまちで、元旦から七日の間に行われる。（荒屋敷では、戦前は元旦に初ヨライを行っていたが、現在では新暦の十二月二十五日に行われている。）以前、共有地、郷山があつた頃

には、正月八日に郷寄合と称するものがあつた。この日、郷総代の家に村全部の戸主が集まり郷山に関する三つの重要事項を決定した。草刈りについて。柴切り日の決定。年雇いの賃金の決定。現在、正月八日は仕事始めの日にあたるが、以前は、形式、内容からして、この日が初ヨライではなかつたかと考えられる。また、この寄合いの召集は各部落の小使役の御足歩（カチフ）、若しくは、小歩（コアルキ）と称する者がした。これは組頭を除いた一般の人々が用件ごとに輪番制で各家をフレ歩くことでこれをトナリブレと称した。御足歩は郷総代の召集で郷寄合いのフレを組頭に知らせたり、また、秘密を要する集金、伝言等にも役目を果たした。御足歩は無報酬であつたが、フレ回つた家から志としてお金をもちょうこともあつた。しかし、郷山が私有化され、寄合いが消滅すると同時に御足歩も自然消滅した。

トナリと隣組……トナリと称する考え方があり、これは冠婚葬祭に際し、本家の次に座席を占めるほどで、極めて親密な関係である。先ず、新しい家が建つて（この場合、分家して新しく家を建てるのが多い。）居住者が移つて来た時、隣の人に「トナリとして付合つて頂きたい」と云つて手土産を持って挨拶に行き、隣の人を自分の家に招待し、酒などを御馳走して親睦の意を示す。一番最初に付き合つた家を「いつ

とう」と称し二番目を「にとう」と云う。古い家ならば数個のトナリを持つている。トナリとの間に、また新しい家が建つても、以前の隣の家を元トナリと称して、新しい家と共に、前にもおとらず交際をつづけていく。トナリの間でユイの交換が行なわれるが、本家、分家関係がまだ強いのでユイの交換は後者の方は良く行なわれる。尚、現在ではユイの交換は、田植えの早遅によって施行される方がほとんどである。これをユイカシと呼ぶ。隣組は戦中からの組織であるが、現在でも冠婚葬祭に際し、行動を共にする。碇は六組、荒屋敷は六組、田頭は三組で一組の戸数は三戸から九戸までで不定である。また八割の奥村の場合五組あるが、それぞれ一組で仁王様祭っている。

寺院と組織……調査地、雲然、八割共に「田中」部落にある龍源寺の檀徒である。龍源寺は禅宗の一派、曹洞宗で檀徒は仙北郡雲沢地区（八割、雲然、西長野、下延）の広い範囲にわたっている。檀徒総代は全部で七名（雲然二名、西長野二名、八割一名、下延一名、土川一名）で、総代の任期は四年である。総代の選挙は、各檀家一票、無記名、連記投票である。又この選挙の時、寺の連絡、選挙会場造りなどの仕事をする。「組頭」とよばれる者がある。これは部落の推薦で、いわゆる行政上の「組頭」とは異質なものである。この組頭は檀徒総代の次に重要な役職で、寺の進路を決

める重要な相談の時はずし出席する。

事例3 「田沢湖町民俗調査報告」（「國學院大學民族学研究」第三号・昭和四十三年（一九六八）、國學院大學民族学研究會編）は、田沢湖の民俗管見 玉川マタギ 村人のくらし 社会生活・衣服・食生活・技術伝承・民家 民間信仰 オシラサマほか 人の一生 出産・若者制度・婚姻・葬送 年中行事 文化 クチヨセ、の構成により、社会生活について概括している。

事例4 「雄勝役内の民俗」（昭和五十二年（一九七七）、東京女子大学史学科民俗調査団編）では、社会構成 人の一生 生業 衣食住 年中行事 信仰 芸能 口承文芸、のいわゆる八門分類により、役内地区の民俗の総体を記述している。ちなみに社会構成は、概況（風土、沿革）以下、行政・共有財産・相互扶助・諸集団・組・婚姻・家族・ミマキ・本家・分家、というように、村と家および人との関わり全体にわたって記述されている。

事例5 「上小阿仁の民俗」（昭和五十五年（一九八〇）、東洋大学民俗研究会編）は、雄勝役内地区同様八門分類による。その章立ての全体を左に示した。
社会組織 人の一生 人生儀礼一覧表・概観・産育・婚姻・葬制・忌みと山 衣食住 概観・衣服・食物・住居 生産労働 概観・農業・林業・交通交

易・農具 年中行事 概観・正月の行事・春・夏の行事・盆の行事・秋・冬の行事・年中行事表 信仰 概観・神社・屋敷氏神・寺・講・雑神・巫女・祈祷師・共同祈願・俗信・民間医療 芸能 概観・獅子踊・番楽・旅芸人・競技・童戯・民謡 口承文芸 概観・昔話・伝説・世間話・謎・諺・方言、のとおりである。

事例6 『本莊市史 文化・民俗編』（平成十二年（一九二一）、「本莊市刊」）は、社会構成のもと、ムラとマチ 近隣集団・諸集団、ムラからマチへ マチの伝統・町内会の結成、家族と親族 家族の単位・家の継承と分出・親族慣行、の節と項目に分け、さらに細かな事象を見出しとしている。ここでは、右の近隣集団から、ムラの組織のうち自治運営組織に関する部分を略記した。

石沢地区……運営組織を寄合と呼び、集落の有力者が持回りで務める年番がその中心であった。戦後になると集落の総会で会長が選出され、副会長、会計が会長の指名によって決められるようになった。また代議員も七名選出される。

小友地区……常会という。かつては集落を五つの組に分け、それぞれに伍長もしくは組長を決め、さらに年番と呼ばれる連絡係が一年交代で常会の運営と連絡とを担当した。常会は月に一、二度程度で、年末の

常会をコバカリと呼んだ。常会に欠席した場合にはカケと称される罰金が科され、コバカリで精算が行われた。

子吉地区の埋田……集落を七つに分け、集落の運営が行われているが、通常の寄合としては正月に初寄合、十二月の中旬に暮勘定寄合が開かれた。

松ヶ崎集落……ブラク会は共同体運営のための組織であるとともに社団法人松ヶ崎共済会として地区の財産管理上の団体となっている。共済会の組織は七つの町内から理事が各二名出て、互選により会長、副会長、監事を選出し、通常総会は一月末から二月初めに行なっている。

神沢地区……ここでは神社を中心とする信仰目的の組織と共有財産の管理のための組織、宗教法人「神ノ沢神社」が重なり合っている。この宗教法人が設けられたのは昭和三十年代の初めで、以来、神沢町内会長が代表となり、登記継続を行なってきた。平成年代に入るとブラク会が町内会に改称された。

旧芦川村……折林と芦川のふたつの集落からなるが、折林の集落（ブラク）会を三十五会（サンゴカイ）と呼び、芦川のを八幡講と呼んでいる。両者をまとめた自治組織は共和会という名称である。かつては全体の代表であるブラク総代と、組の代表である伍長とが運営にあたってきた。このほか各集落にはコバシ

りという連絡係がいた。旧芦川村が二重の組織を持つているのは芦川郷以来の共有財産である山林の管理を行うために自治組織を統一する必要があったためである。生活上は神社の祭祀や行政の連絡の受皿などの機能は三十五会、八幡講それぞれが担うことになっている。

事例7 『秋田市史第十六巻民俗編』(平成十五年、

秋田市刊)は、「第一章 暮らしの舞台」から「第十章 民俗知識」までである。その第二章は「人々のくらしと社会」であり、第一節「村の中の暮らしと社会のうち」、村の構成(・村のしくみ・社会構成・村の運営・村の組織)がある。また、同じ節には他に、村の決まりごと、村のはたらき、生産をめぐる取り決め、農業の休みと就業時間、村の生活上の取り決め、家ごとのからみ、歳どしの組み、の八項目をあげまとめられている。以下は、村の組織の一部を引載したものである。

村組……村では氏神をまつり、祭典を行ひまた種々の共同慣行をして来た。その方法は村により様でない。村内を道路を境にして上、下、しまと三分区をしてそれぞれを一統前、二統前、三統前とよび祭典の当番組とした。また葬式では、「ムラコ」のものがだ(村の者方)の手伝いでなす」として班や組単位で手伝いをした。その指示や連絡には村の総代が当たる。

さらに奉仕作業に際しては、村内を三分して例えば道路補修、神社の祭典、山焼き事業などと分担し、各組が当番に当たるのである。このように村の必要上から村内を区分したが、これは一般に村組と称されるものに当たる。互助的な役割りをもつ組織である。

近隣組……村組に対して近隣組とよばれるものがある。家の近隣を主体に一定数にまとめて支配の効率を上げようとするものである。村組は村の必要性から生まれたものであるが、近隣組は行政上から組織されたものである。連帯責任制を考えた近世の五人組はその好例であるが、明治初期の伍長組もある。また戦時体制下の隣保班や隣組・近隣組がある。

社会組織・構成の範囲

民俗の記録を見てみると、「社会組織」という語は、「社会構成」などと同様、大きな分類上の用語であり、左に煩雑さを省みず、を掲げたが、その範囲と内容は、ほぼ一致するとともに、きわめて幅広いことが知れよう。一方、「組織」は、村組織、自治組織、運営組織などのように、個別、具体的であり、行政的・公的な仕組みについて記述されることが多いのである。

「部落・家族と同族(事例1)」の項目

農業 手間取り 製炭 栗 寄合 共有地 牧野

協同組合 水利組合 木炭組合 小部落の役員 トナ
 リつきあい ユイ慣行 ユイ仲間 手伝い 共同慣行
 無尽講 仲間入り・絶交 若い衆 戸口と家族構成
 員数 構成 夫婦の年齢差 相続 養子 本家礼 血
 縁分家 奉公分家 両本家 本家分家の実態 ミマキ
 親族の名称および呼称 通婚圏 廃疾 屋号・屋印
 (家印) ウチガミ

「社会構成(事例4)」の項目

部落会 村規約 共有林 葬具 杯・ちようず・
 膳・燭台 集会所 義務人足 ヨイツコ 屋根ふき
 講 子供会 若妻会 婦人会 青年会 消防団 クミ
 生活互助組織 水利 初婚年齢 夫婦年齢差 通婚
 圏 相手の選択 恋愛結婚 近親婚 再婚 年季賃
 家族構成 相続と隠居 養子 奉公人 ミマキ イト
 コマケ 本家・分家

「社会組織(事例5)」の項目

区の変遷 ムラ境 組 寄り合い 役員 回覧板
 ブラク会 社会組織表 世帯図 家族 相続 隠居
 本家別家 奉公人別家 兄弟分 家族の呼称 婚姻
 圏 家族員数 草分け 地主・小作 使用人 庚申講
 ユイ 葬式の手伝い 結婚式の手伝い 郷倉 無尽
 共同作業 ヤドゴ もらい風呂 共同井戸 共有地
 ワカゼ団 若者団 青年団 婦人会 老人会 子供
 会 消防団 贈答品

ところで、民俗の事典(『民俗の事典』一九七二年、岩崎美術社)に照らしてみると、このような項目は全て、「村と協同」や「家と族制」といった大きな分類の中に含まれ、内部の民俗用語として個別に解説されているのである。また、「社会組織」が行政上の役割を果たす自治組織・運営組織という限定的な意味で用いられる場合でも、主に寄合という用語のもとで、村と村を構成する各家との関わりを重要視し取りあげられているのではないだろうか。一つの共同体という意識で結ばれた村の内には、字名や組を同じくするまとまりもあれば、マキ(同族)を同じくするまとまり、講仲間もあれば、婚姻や相続などの慣行を通じた社会関係もある。これらはさまざまな類型として認められることであり、共同体の連帯感を支えるまとまりでもある。ここに、特定の村に即した、村と家との関わりを明らかにするという課題があるのではないだろうか。いずれにしろ、「昭和三五年以降の変革により……ユイ(結)や手間替えなど班・組を編成しての共同作業から個別的・家族的な作業へと移行」していったことは、一般論としては共感を得られるところであろう。しかし、「村内における社会組織や慣習」への影響については、さらに慎重に具体的に検討する必要があると思う。

共同作業から個別的・家族的な作業への移行は、テ

テレビや電話の普及、農機具の導入などと同様に、生活のなかで体験できたことがらであった。家にテレビが始めてやってきた日のこと、それによりそれまで囲炉裏の横座に座っていた当主が、自ら横座を離れてテレビの見やすい場所に移ったと言われるようなこと、部落（ブラク）や組には代々の主達（主立）がいて常会（寄合）を取り仕切っていたのが、次第に選挙制となったこと、さまざまな共同労働への責任が各戸一名などの制約がなくなり、金納が取り入れられるようになったことなど。また、会社勤務者や共稼ぎ、出稼ぎが増えることによっても、農家建築から住宅建築へ建て替え時期や生活改善などの全国的な事業展開、社会運動などによっても影響を受けてきたことである。数え上げると非常に多い。しかし、こうした社会的な要因により、それぞれの村の民俗がどう変わったのかは、個々の村における民俗調査によって知れることである。これに対し、鎌田氏のいう社会組織（自治組織・運営組織）は現象としては誠に捉えにくい、見えにくい部分と言えるのではないだろうか。外見的な表現や一般的な認識になじまないのだと考える。実例（常会や自治運営組織）を読むにつけ、各村ごとに個性的な姿をし、実情を伴い、また歴史的・地理的な影響を反映していることを知るばかりである。それとともに、社会組織という語の意味解釈は、広狭いずれに

しても、民俗の変遷をたどるうえで、産業技術の進展や時代の流行、社会現象、全国的な事業実施（例えば市町村合併や集落再編成事業、集落農場化などによる小集落の移転など）に伴う影響などを考慮することは大きなことと考える。今後は、そのような視点もあわせ、「社会組織」に限らず、他の部門にも活かせるよう検討したいところである。

一部落のインテンシブな記述

今回のシティーカレッジのテーマは、その用語からして印象的であるとともに、民俗に関わる者にとつては多くの課題を伴うものであった。それに対して確たる準備もなかったが、今まで以上に、村の民俗誌と取り組むことが必要であると考えようになつたところであり、ここに直江広治氏の一文^{註3}を引いて、筆者の今後の糧としたい。

（略）何よりもまず急激に変貌しつつある民俗事象を、できるかぎり綿密に調査し、現時点において正確に記述することを基本的な態度とした。そしてこの地域の民俗文化を、経済伝承・社会伝承・儀礼伝承・信仰伝承・芸能伝承・口承伝承という六つのわく組みで把えることにした。このように六部門に分けて記述すると、新発田市といった広い地域の民俗文化の全体像

を浮き彫りにすることはできるが、その反面において、個々の民俗事象が村落生活においてどのようなからみ合いのもとに存在し、どのような機能をもっているかという点が見落とされるという欠点が生ずる。そこで、六部門の配列に加えて、茗荷谷民俗誌という部門を設けて、一部落のインテンシブな記述を試みることにした。

おわりに

「社会組織」における変革・変容を例証すべきところ、村と家との関わりを表す語をあげるとともに、その範囲を概観するにとどまった。特定の村を離れて、筆者には、一般化できなかったからである。これを機会に、本テーマを課題とし、また「インテンシブな記述」を念頭に調査を進めたいと考える。

本稿は、基調講演講師を務められた鎌田幸男氏の演題「村の変革と民俗 急激な民俗の変容から」の概要に従い筆者が発表した要旨をもとに再構成したものであり、当日事例のなかで紹介した「夏期実態調査報告書 同族制村落のモノグラフ 鹿角市八幡平夏井」(昭和三十八年(一九六三)、明治大学社会学研究部編)などについては割愛するなど、発表そのものではないことをお断りする。

また、「村」「変革」「変容」など用語の理解を含め、企画の趣旨にそぐわないことがあったかと思つ。この場を借りてお詫び申し上げる。

注

1. 「民俗学講演会・パネルディスカッション 村の変革と民俗 急激な民俗の変容から」(平成十八年度秋田経済法科大学総合研究センター主催シティーカレッジ二〇〇六・p10)による。

2. たとえば、『日本国語大辞典』(小学館)の「社会組織」では、「一定の規律のもとに結合されている人々の相互依存的な共同様式。」という。

3. 直江広治著「監修者として 昭和四十六年七月二十四日」より『新発田市史資料第五巻(上)』所収 昭和四十七年 監修・直江広治、新発田市史編纂委員会所収

論 説

村の変革と衣食民俗

民俗の変容とはどういうことか

齊 藤 壽 胤

村の変革というものを民俗の変容から捉え直すという試みにあたって、民俗の変容が村の変革をもたらしただのか、または村の変革によって民俗が変容していったのか、という問いは、直ぐ思い至るだろう。それにしてもまずは、この場合の「村」とは何か、「民俗」とは何か、を前提として考えなければならぬだろうが、今そこに提議されたものは何もない。ここでは、要項に従うならば「村の暮らしは『民俗の古型』と考へ得るが、急激な村の変革はその文化を変容させてしまった」（民俗学講演会・パネルディスカッション「村の変革と民俗」、『秋田経済法科大学総合研究センター主催・シティカレッジ二〇〇六』要項、平成十八年度後期）として示しているに過ぎない。村の暮らしそのものが「民俗の古型」と捉えられるとしても、その村の変革は農作業の技術的変革が一義的変容で、それが社会組織や習慣に影響を及ぼすことによって暮ら

しぐりの民俗は第二義的変容と捉えられている。とすれば、これを前提として読みとるならば、村と民俗は同義とみなしていることとなる。はたして柳田國男以来の民俗学上の民俗調査といえ、村を単位として民俗資料の収集の場、民俗採集の一定範囲としての地域単位として村を抽象化して扱ってきた、その意味の「村」に等しいという見方に落ち着くであろう。けれども、村はある区域の範囲としたり、何らかの纏まり、塊とみることはしばしばなされてきている。それとても地理的立地条件を示したにすぎないのであり、実際は村はそれだけで示されるものではない。つまり、村が即民俗というだけでは成立しないことになる。民俗という概念からしても、民間伝承と同義と解釈されているように、古い生活伝承の仕方を具体的に取り上げてみることによって、恰も民俗だとするならば変革はあり得ないことになろう。なぜなら、古態が伝承されて

いるから民俗が成り立つという意味が強調されているからである。その意味での民俗事象が伝承されているといえ、これまでの民俗に变革も変容もないということになる。従って、この発題が意味するところは外にあるといえる。

民俗もまた、表層文化に対する基層文化に相当するという意味でも、基層の文化を見出し得るなら、それは消えもしない、变革もしない。ただその上にある変遷はありえるだけで、变革はないといえる。ここでの問題は、その概念規定を解こうというのではないのだが、村の变革と民俗を第一義的変容として、機械化による農業技術的な側面を捉えて、第二義的変容を村内における人々の社会的結びつきや暮らしぶりの変化においてみるならば、それまでに伝承されてきたものが、ある要因によつて失われていったという、即ちそれが变革なのだとということになる。そのうえで、失われた民俗事象、事物は何か。そしてその要因は何か、は改めて考えてみる必要がある。興味深い課題ではあるが、それとは別に、もしも変容したり変革した村や民俗があるとすれば、その変遷を辿りながら民俗の寄つてきた意義を再確認することが課題となるのではないかと思われる。本稿ではその点主眼を置いて、衣食をの民俗をとりあげて聊かの私見を述べるものである。

村の变革によつた民俗の変容をたどるのは、実は容易いことと思われる。いくつかの、これまでに知られている民俗事象をあげて、それが失われている現在をいえばその命題に答えることができよう。だがそこではない。むしろ变革を余儀なくされた民俗、その民俗とはいつたい何か、を考えることだと、この主題を受けとめることとして進めていきたいのである。まず始めに、筆者に与えられた課題としての「衣食の民俗」が現在までにどのような変容をたどつたのか、解る範囲で検討してみることとする。

衣食・住、といえば、民俗学で研究されてきたなかからいえば、瀬川清子が明示した「生活と民俗」(『日本民俗学大系6』生活と民俗 / 昭和39年 / 平凡社)にあるように、暮らしの変遷そのものであつたといえよう。衣食・住は、言い換えれば日常生活、即ち暮らしであり、その意味で衣食・住の民俗の研究は日常生活の仕方、生活様式の変遷を捉えることに成功したといえる。例えば柳田国男の指摘のように木綿をターニングポイントしてみるによつて、生活がそれ以前のもの、カラムシ・麻、または木の皮、蔓などの繊維による衣、そして木綿以後の主として近代の衣の変遷をみた如くといえよう。簡単にいえば、仕事着といえはカラムシ・麻の手織りものから、木綿の野良着であつたものが、今はジャージ、作業着というものに移

るといふ具合である。衣食・住が、消費活動であるといふ認識も忘れがちであるが、生産活動の裏には消費活動が存在することをみれば、当然なことに衣食の変遷にも大きく影響を及ぼしてきたことは明瞭である。

村では既にカラムシ・麻の野良着は全く消滅している。しかし、衣食・住は、今日のようにあらゆるものが個性に準じたものとする考え方に対し、以前はその最低においても家という単位で完結していたといえるが、場合によつては村で、地域で、そして日本全域でというような段階にみられていたこともある上に、それはほとんどが自家制作、生産による自家消費というものであった。野良着をとり沙汰するまでもないが、その変貌ぶりは激しいといわざるを得ない。だが、地域性もあつて、民俗の変容は画一でないことにおいて、村の变革と民俗を明らかにするときに複雑は否めないなのである。食でいえば、今日しばしば取りざたされている郷土食というのが格好の例としてあげられよう。

ところで、吉田三郎は民俗の変遷を早くから指摘していた。「男鹿地方に於ける民具の消滅」(『男鹿のこぼれだね』秋田文化出版社/1977・1・原文)『民具マンスリー』昭和45年10月掲載)による、衣食に関したものを引いてみると、まず、藁で作られてきた履物類があり、「ワラゲジ、シンベ、ゴンベ、アグド巻、ワラテケシ(手袋)、草履、足ナガ、ハバキ、踏み俵

といふ順序に消滅していった」と述べているように、失われていく順も明確にしていた。履物にテケシ(手袋)を入れているのは、秋田では手袋をはめる(嵌める)とは言わずにハク(履く)という方言によるとみられるが、それはともかくとして、「藁製履物は明治末からそろそろ始まるタカジョウ(地下足袋)を覆いた石工や土方人夫が村に入って、村の若者たちの目を引き、ハイカラな若者はひそかに家の米を盗んでまでも、それを買うようになった」からだ、といい、「百姓のカラピヤミ(怠け者)がこんなところから始まった」と指摘する。そして、このような傾向は「大正十年頃から、ゴム製の短靴や長靴が入つたことによる」のだ、と指摘する。吉田三郎は自ら農業をしながらその手記をまとめた『男鹿山麓寒風山農民手記』(『男鹿寒風山麓農民日録』(アチックミュージアム)などの著作で知られる人物であつたが、三郎が生まれた男鹿脇本(現男鹿市)は近世から既に石工職人がいて、寒風石を切り出しては石材加工品を造る地域として名が通つていたから、そうした石工や土方人夫が初めタカジョウを使い出したことによる影響とみていたのである。次に雨具をいう。藁製のケラ、海スゲのケラ、クゴ草の蓑、スゲ草の笠、イ草の日除けゴジヤ(莫座)も、いつの間にか姿を消した、と指摘。特に女性たちは今や(昭和四十五年頃)、頭のとっぺんから足の先

までビニールとゴムで包まれている、だから農婦たちには裁縫のワザなど知らなくとも結構農村婦人として勤まっているのだ、と述べている。そのような変遷をみた吉田三郎は、衣類の基になつてきた機織りにもふれて、「既に明治中期まで使用していた麻系のハタゴ(機織機)一式は既に消滅し、昭和十年頃には筵(むしろ)・吟(かます)など織るハタゴさえもポツリ、ポツリと無くなり、二十年頃は全く姿を消した」のだ、とされる。さらに食器類をあげて、まず、さまざまな桶類に大きな変遷がみられてきたという。カシヨゲ(水汲み桶)、ハンギリ(味噌や豆腐などを作る時に使う)、シヨツツルを漬ける大桶、味噌桶など、であつた。それらがまだ存在はしても、使わなくなつて、「折角の桶類も倉庫の中であくびをしている状態である」と、記している。そのうえ、昔は飯も鍋で炊いたものだが、それがヘツチイ釜と代わり、それがまた急激に電気釜と代わりつつある、のだといつている。直接、食事に用いた食器類にしても、全てかつては木彫りで漆塗りのものばかりであつたが、それが、瀬戸物(焼き物)、ガラス製品となり、プラスチック製品も出始めた。お膳も以前は一人ひとりチャンとお膳を持つていて、裕福な家では立派な箱膳(はこぜん)であつたが、今はほとんど全て食卓(座卓)と化した。穀物を量る枡(はかり)さえも珍しくなつた。竹細工のガツカゴ、ゴカゴという食器を入れておく籠(かご)、

大小の各箆(ざ)、味噌トシ箆、タマリトリ箆(円筒形の長い箆で味噌桶に差し込み置くと、味噌汁がその中にたまり、その汁をシヨウウユの代わりに使つた)。これら竹細工品もほとんど近代工業品に追いやられ、専門の籠屋は失業した。

衣類では、麻で作つた被り物、着物もなくなつた。麻物ではカヤ(蚊帳)、モンペ、肌着、味噌や餅を作る時のコシキに使う布など。木綿類では、ポツチ、ジギン(頭巾)、長テノゲ(手拭い)、モツクラモツペ、フゴミ(モンペの女物)、ミツカモンペ、ミツカソデ、ナガラ、サシコ、ドブゴ、キャハン、テコウ、コテコなど、使わない。今では村でもこれを作れる女も年々不足になり、もういなくなるだろう。そのほか、農具類、住宅民具類にも消滅したさまざま物が可成りあることを指摘している。

興味深いことに、吉田三郎は最後に、「これも五十年百年後には貴重な資料として役立つことを自信する」と述べていることである。貴重な資料とし役立つといふことは、恐らく、今日の博物館、資料館といつたところに保存されて、それが懐古的にみられることに一理あるというのだろう。だが、そこでの「民具の消滅」の理由を、「工業製品に圧倒されて、民具を駆逐するその場における人間集団の精神的、肉体的なものに伴つ、経済的に不利な民具は暫時に滅するし、反対

にまだ不利に至らず、それに代わるべき、有利なものが出てこない場合は、不釣り合いながら残っている」といつているのである。この見方は、村の変革と民俗の変容を経済社会面から端的に示したと思われるが、一定の現状の分析だけにとどまったものとしかれないであろう。確かに、この短い時間にかなり多くのものが代わったのであるが、それはものが大量に安く流通する経済活動と、それに伴う製品素材の開発、製品製作技術の発展などによること、加えて消費社会の風潮がもたらしたある種の社会現象によつたとみてとれる。が、実は衣食の「物」からいえば、その本質は何ら変化がないといえる。なぜなら、衣類が本来的に身体を被う、保護する、美的要素を持つなどは当然であるから、また器がヘギ木地（木製）から陶器、ガラスに代わつたとしても、食物を容れたり、その器で食べたりする基本的目的に何ら変化はなく、いずれも外形や素材などの変遷があつた、としかみられないからである。吉田三郎が指摘する民具の消滅は確かにそのものは失つたに違いないが、別の他の物（新たな民具）にとつて代わつたにすぎないといえるのではないか。そこに民俗の変容があつても大部分というのは社会変化、時代変遷に委ねられたものであり外的な激変をみながらも、民俗としては強かに生きているのと考えられるのである。

それをどう捉えるか、にもよることだが、改めて衣を取り上げてみるならば、それまでには衣服の制作、管理の技術として古くから注目されるのがサシコ（刺し子）やツツレ（綴れ）があつた。サシコという衣類は、その目的を主として仕事着夜着など耐久力を増すために全体を糸で縫う、漬し刺しなどと呼ばれるもの（ツギ（継ぎ））といつた、古布や布切れ端をすり減つたり切れたりした衣服の部分に当てて縫いつける。また、余り布や古着の良好な部分の布などでもつて大小取り混ぜ継ぎ接ぎをして仕立てたものなど、古布の再生利用にあたるとされ、民俗の知恵としても、また布の大切さも伝えた民俗伝承であつた。なかでも、サシコなどは一種の装飾ともなり、着衣類全体ばかりではなく、ナガテヌゲ（長手拭い）などの特別な被り物にも施されている。そのナガテヌゲは、秋田では峰吉川（現大仙市）がだいたい南限として、北は天王（現瀧上市）ぐらいの範囲にしかみられなかつたもので、女性のみに限定されるなど、かなり特殊な被り物といつてよい。ナガテヌゲは五尺一寸前後の、名の通りの長い手拭いであるが、藍で染めた布の端には刺し子模様を付ける。被ると端が肩に掛かるようにしたもので、刺し子が美しく栄えるようになっていく。ナガテヌゲは作業用被り物であるが、このような特殊性があるのだ。その効用には、被ることによつて身体には虫が付かない、日

除け、日焼け止めになり、汗も止められるという、い
ずれも作業的、健康の実用に適うものであった。そも
そも藍染めの衣類は、藍の染料の効力によって蛇が寄
らない、虫が付かないなどとされるといわれている。

そのうえで、この被り物にも刺し子を施してあること
は、さらに刺す（縫う）ということの呪術性が込めら
れていたとみられる。一般の刺し子模様でも文様にも
意味があるということが多いだけではなく、同時に刺
す（縫う）という行為自体には呪力を認めてきたこと
が想起されるのである。このようなナガテヌゲは消え
たが、しかしその原型とみられる、一般の手拭いその
ものは今日また再び見直されている。

被服に付けるものに背守りというのがあった。衣に
まつわる信仰のひとつであるが、特に幼児に着せる背
の襟下にお守りというのを付けたり、糸で文様を縫い
付けたりする風が遺されていた。鷹巣町（現北秋田
市）ではカラピコ（山繭）を付けたりすることもある
が、象瀉町（現にかほ市）では守り袋や小さな巾着の
なかに、豆、小豆などを少し入れたものを、そうした
背守りとして着物の背襟下に付けておいた。穀類を入
れた背守りは、飢えから守ってもらいたいと同時に豊
饒を期待して、豊饒が安泰をもたらすことになるから
と考えられる。この背守りというのは、子どもがもし
も謝って囲炉裏や井戸のなかに落ちようとするとときに

神様がこの背守りをつまんで引き上げてくれるのだと
されている。そうした信仰をもとに細工物が婦人の嗜
みと考えられていた時代風潮も次第に押し絵や細工と
いった背守りに発展させていったといわれるもので
あった。背守りとしてはこの外に、合川町（現北秋田
市）では背縫いの様にして少し縫い、その尻は糸の端
をとめずに長く残しておくものがあった。子どもが長
生きできるように、たとえ魔物に襲われて、この糸を
たぐり寄せられても、糸は長いから時間もかかるし、
そして糸止めがないからすると抜け落ち、時間を
かせいでいるうちに子どもは助かるのだというので
あった。こうした背守りが背縫い文様へと移るようにな
ると、民間でも次第に家紋もつけられるようになる
などをみて、縫うことによる霊力・呪力があること
を感じ取ってきたことと無関係とは思われない。背縫
いがそのことを端的に表しているように考えられる。

合川（現北秋田市）では、背縫いは絶対に破れないよ
うに糸が切れないように気を付けて縫うものとされ、
背縫いの始末は何回も確認するというのであった。こ
うした大人の着物には布の継ぎ合わせのために背中に
一筋の縫い目を通っている。しかし子どものも一つ身の
着物ではこの背縫いがないから背守りという背縫い糸
をつけておくのだった。縫い目には霊が宿り、魔を寄
せ付けない不思議な力を持つと考えられてきたように、

裁縫が単に衣類の製縫ではなく悪霊や疫神から守るといふ呪術行為でもあつたことが理解できる。

このような衣類にまつわる民俗伝承はそのまま裁縫にももたらされてきた。裁縫といえは、狭義にはお針とか針仕事ともいつて衣類を仕立てたり補修をするなどのための裁ち縫いを意味してきたが、広義には裁ち縫いの技能にともない、材料や着法、整理保存までも含めていふ、とされる。古代には骨の針で縫い綴るものであつたらしい衣が、旧石器時代には既に衣服したものがあつたと考えられている。現在の和裁といわれる基礎ができたのが室町時代とされ、小袖が表着となり、今日の着物が完成したのが江戸時代初期という。江戸時代には裁縫は女子の必ず納める業として盛んになり、師匠や弟子もみられるようになった。そうしたなかで裁縫は、民間でも主として一家の主婦の手に委ねられていたほか、裁ち縫いの工作の自給自足が形成されてきた。特に裁縫というのは古い時代からの慣習的な延長線上にあつた。そこにある意味で特定分掌のなかで、裁縫における習俗も形成されたといえるものを見る事が出来る。たいていは針仕事について母から娘へと教えられていったのもひとつである。その意味でも、衣の民俗をみるときにこの裁縫は見逃すことのできない民俗事象であるのだ。

裁縫にはそれに関わる行事や信仰がすくぶる多い。

正月の縫い初め、事八日（針供養）を初め、禁忌伝承も目立つ。例えば秋田における具体的な伝承をいくつかあげてみると、

- ・針供養 二月八日には裁縫で折れた針や古針を豆腐などに刺して供物をして祝う行事をおこなう。
- ・針を休ませる日 正月十六日には針仕事を一切してはならない日とした。
- ・七夕 七月七日は七夕であるが、この日は女性が糸を供えて裁縫の上達を祈るものとした。それで色糸を飾るといふ。
- などがあつた。裁縫が単なる作業の枠を超えて一種の儀礼的要素を加味してきたと理解できよう。禁忌伝承においては、
- ・しつけ系の付いた着物で川に落ちると、あがれない。
- ・着物の片袖だけ付けて、片一方を付けずにおくと幽霊がでる。
- ・裸で縫い物をする、ホトケ（死人）になる。
- ・襟を付ける途中で座を外すとき三針戻しておかないと幸福が逃げる。
- ・一枚の着物を二人で縫つてはいけない。
- ・正月の寅の日と申の日、二月の卯の日など裁ち物をしてはいけない。

さらに、継ぎ布を当てて縫つ場合にもみられた。

・横継ぎといつて、横継ぎの着物を着ると病気になる、

早死にするとという。

・横継ぎの着物を身に着けて仕事にでると怪我をする。横継ぎの着物を着て外に出ると、一命に関わる凶事がある。

・袴に横継ぎをすると人柱になる。(北秋田)

・男の人に横継ぎをすると成功しない。(全県)

・男の着物に横布を使うと山に入ったとき雪崩なだれに遭う。

(平鹿)

・女が横布を継いだのを着ると難産する。(鹿角)

・男の人に横縞の着物を着せると立身出世しない。

(南秋田)

・死者の着物を縫うときには衣と尻を止めずに、大勢で縫うものとされ、そのために日常ではこれらの行為を忌む。

などというように、数多くの伝承があった。また、布を裁断するときも作法や禁忌が伴う。その作業の日取りもあり、多くは申の日を忌む。このようないろいろな言い伝えや禁忌には、古くから裁縫が女性の技に伴うものであるとされたから、針仕事が上手になるためであったり、あるいはよい躰のためとも考えられる。だけれどもそれだけではないだろう。もっと深く探れば、例えば

・申の日に着物を裁つと間違える。裁つときには袂、物差し、衣を持って、「あさひめの数え始めし唐ころ

も、裁つたびに慶びぞます」と三回唱える。(本荘)

・悪い日(仏滅・申の日など)に裁ち物をするときには、「佐保姫の急ぎの衣を裁つときは、月をも日をも嫌わざるらん」の歌を口ずさみ、魚の尾を衣の上に載せてから裁つとよい。(山本)

・着物を裁つときに「天福皆福地福田満所願成就皆靈満足」を三回唱えれば着物の寿命が長い。(北秋田)

・着物を縫おうとするときに布を裁つにあたって、「天福かいらい、地福えんまん、一切成就、かいらい満足」と三回唱えてから裁つものだとされる。

・「千早振る神の教えをわれ知る、この宿よりぞ富はふりける」と詠ってから裁つとよい。

・裁ち祝いというのがあり、裁布の上に裁縫道具を飾り付けて、米や鯉節などを供えてから裁断するものであった。

などとしていた。加えていうならば、裁縫を針仕事といったように、縫い針は大事な道具のひとつでもあることから、次のような民俗伝承がみられる。

・縫い針を亡くしたときの唱え言葉。「西行の旅する衣を縫う針は、何処に行つたか未だ帰らず」を三回唱えると出てくるという。

考えなければならぬのは、裁縫のまつわる民俗伝承には和歌調の唱え言葉がみられていること、単純にみても一種の呪歌として伝承されてきた感があること

だ。その呪歌は信仰的意味においても民俗に深く取り入れられてきたことは間違いない。だから、裁縫には複雑な一面があることがわかってくるのである。

裁縫技術が古くは家庭内において母や姉などからの一定年齢になる女子へと伝承されていったようであるが、近代の村においては優れて技術の高い人を師匠としており、既に裁縫教育を受けてその免許状を持つ者などに、技術習得のために婦女子は通った。その技術は反物の一つ身長着物から三つ身、四つ身、本裁ち、袷、羽織、袴、綿入れ丹前、夜具などまで縫えるように習うことがあったとされる。子女は主として農閑期の習い事で数年を要したという。裁縫の師匠は特別の存在であつて、各地に師匠顕彰碑が建てられるなど、このことから、いかに裁縫が重要な存在であつたかを物語るといえよう。

ここで加えて、衣の民俗を別の角度から考えてみるならば、衣類の生み出される過程の縫い物も大切な技能であり仕事であるにもかかわらず、ややもするとこれが卑俗なものとして見下されていた感もなくはないが、本質はどうであつたのか。

着物を縫いに家に帰る習俗を詳しくしているのが、瀬川清子による『しきたりの中の女』にみえる。着物を縫うことが、かなり特別なことで、生活のなかでもとりわけ異なる意味を持っていたことが示唆されてい

る。そのうえ、他でも布を裁つときには吉日を選ぶことがあるとして、ことに酉の日を吉日としている民俗事象を記録していた。裁ち物にあたって忌み事のあることは、これを慎重ならしめるためと思われるが、一反の布を織り上げるには相当の労力を要したところから、裁つ作業を八レの日の仕事であつたと想起させるものがある。だからこそ、針仕事によつて生み出される様々な衣は、家族との愛情の糸であり、またそこから楽しみが引き出させるとしているのであるが、それとともに技術を覚え、少なくとも裁縫の基礎を身につけていないと経済性や、個性との関わり、時間の節約、応用能力などに結びつかない。つまり、そうした表出される針仕事の特性の裏には、生活に根ざした布に対する信仰が次第に醸成されていたとみてよいのではなからうかと思われる。

一旦身につけた衣服には所有者の靈魂がこもっていると考えられてきたことは、これまでの民俗事象によつて明らかにされてきた。例えば、形見分けには着物が一番多かつたし、ひとの死後にその人の着物を洗つて裏返しにしてさらに日陰に干す儀礼がある。靈魂と着物が密接な関係を示しているとみられるに、事が足りよう。ある種の色模様を着ると長生きができる、あるいは逆に病気をする。夜、衣服を外に干したままにすると物の怪に憑かれる、などの伝承も広く流布さ

れてきた。即ち、これらは靈魂の依り所と考えられてきたに違いないことだろう。また、それは袖をめぐる伝承にも顕著にみられる。片袖だけを縫いつけておくな、という伝承も広くいわれていたし、葬式にいつて転んだら片袖を干切られる(あの世にひっぱられる)。着物の袖を被つてはならないなどは、それを意味している。

このように、これまでの民俗事象は村のなかでの生活と密接な関わりの中で伝承されていくことがわかるが、それが変容したことに注視するならば、そこにはハレとケの関係が崩れたことに一因もあるうと思われる。衣からいえば晴れ着といわれるものがあつた。一般には今日も消えたわけではないが、従来の晴れ着とは大方が変化している。晴れ着ではなくフォーマルウエアと呼ばれるものとなつていのは周知のごとくである。和服といわれてきた、所謂これまでの着物、女性の訪問着などは日常にも入り込んできているのを見掛けるようになった。従来これらの着物の色柄に多種はなかつたが、大きく様変わりした感がある。変容したものがあつたれば、ハレとケの区別がつかなくなつたことに必然性があつたやに思われる。

ところが、別の方面からみると必ずしも全部が変容したともいえない。儀式即ち晴れの日の装束としては前代のものを使うなどは、それによつて改まる、正装

という感覚をもたらし、決して捨て去つたといえないからである。祝儀(結婚式)の羽織袴(男装)、打ち掛け文金高島田(女装)はその例からはずれないだろう。このようにみるならば、衣そのもののものの背後にあるものを完全に失つてしまつたのか、あるいは変容したのかは、なお疑問が残る。

裁縫のなかにみられる躰の問題も失いかけていようにみえても実は今でも、花嫁修業などとして、ひと針ぐらひは縫えるようにとか、活け花を身につけるとか、マナーなどを習うとか、はたまた着付け教室という民族衣装でもある和服の着法を身につけるといふ、極少数かもしれないが根強く残されているといつてもいいものがある。それは衣にまつわるどんな変容といえるのだろうか。

食についてもハレの食(祭り、行事などの食)、ケの食(普段の食)という区別があつた。今日では村落といわず地方といわずも、どんな珍しいものでも、季節を問わず、またハレの時でなくともさまざま食物が手に入り、望みさえすれば口にすることが可能となつていふ。また今日ではいつでも酒を飲むことが可能であるし、酒を飲む機会も多い。かつてはなにか物事があるとき、祭り、儀式などまさにハレの日だけに用意されて、飲食ができたものだった。

ということはどういうことであろうか。これは村の

変革によつてもたらされたといえるだろうか。還元すれば、食を取りあげるなら、ハレの食とケの食の、その境とか、けじめが無くなったのか、またはその前提となる祭りや儀式などがおこなわれなくなったのか。

この点は充分注意してみなければならぬ。神崎宣武は『盛り場の民俗史』（岩波書店／1993・9）において、盛り場をケハレの状態、ハレとケの間を恒常的につくり出しているのだと位置づけているが、仕事後の酒飲みというのが酒宴のような形で毎日おこなわれていても、日中が仕事というケの状態から、夜の酒飲み、酒席というハレの状態を作り出すことによつて、また次の日常へともどる、一種の祭りのサイクルを一日ごとに繰り返しているという形式を作ってきたのではないかと考えられよう。今日、全ての村に盛り場ができたのではないにしても、村の日常においても集会后の懇親会と称した酒宴は一般化しているから、仕事後の酒席に類しているといえよう。だから、盛り場とかマチ（市）場とか、ネオン光の特殊な空間をもたらしている場所と時間に移していくことを手頃にしてきた今日の状況は、飲食の民俗的変容といえなくもないのだ。酒宴発生のものが祭礼の直会から饗宴へと移つていったものと指摘されるように違いないが、村の神社の祭礼が変わつていくのは極希であるから、発生の源は遺されているといつてよい。

食の民俗の変容を考えるうえで、作物禁忌の民俗事象をあげてみよう。作物禁忌は、ある特定の作物を作つてはならない、食べてはならないなどの民俗事象であるが、例えば今日でも象潟町小滝（現にかほ市）では、村のなかで某家マキだけが夕顔は作つてはならないとしている。しかし、他家からもらつて食べるのは許されているのだ。食物は生活のなかで大部分の位置を占めていて、まさに食べることが日常であることはいうまでもないが、食べることで生産ということも古代以来の生活の最大関心事であつたに違いない。そのようななかで最初は採取物だけの生活から、次第にあらゆるものの生産を目指してきた今日において、まだ生産の不可能なものもあるとはすれども、かなり普及的な生産植物にあつても、なおまたそれを禁忌として栽培生産を忌む風習がみられるのである。

これを民俗のなかで、その食物と生産との形がどのように関わりを持つのか、いったい食物禁忌が何を意味するのか、を考えてみなければならぬであろうと思われる。とすれば、小滝という食物禁忌の夕顔に限ると、もともと南方系渡来植物であることに注目する必要があるだろう。さらに、某家一族が皆揃つて作物禁忌を墨守しているように、他の場合も同じく、その禁忌を守る社会が限定されているといつことに気付く。してみれば、宇田哲雄氏が「家例としての禁忌習俗の

発生」(『日本民俗学』一九一号/1992)で述べるように、他家、他系、他村からの自己を区別して、特色づけることによって、社会変化のなかで自家の系譜や出自のあり方を象徴的に保持しようとした結果に食物が取り入れられるという現象があった、のだと思われる。

これは家としての家礼(家例)とも関わる問題だと思われるが、例えば民俗学が正月に何を食べるのかを問題としてきたように、文化の基層を見出しうる問題だともしたことに、通じたものだろう。坪井洋文など多くの研究者で論じられてきた、餅なし正月のことである。正月元旦に餅を食べるが当たり前と思っていたのが、各地で芋正月、餛飩正月などがあることがわかっていく。小砂川(現にかほ市)の某家では正月元朝は餅三枚を焼く。昆布、串柿をつまみにして、塩納豆をその餅につけて食べる習わしである。昼は鍋ママ(飯)、おかずには豆腐とハシギで、夜はフキドリ餅(黄粉餅)二切れである。二日は薯蕷飯が恒例とされている。ここに芋正月が入り込んでいるといえるが、いずれでも正月に食べる食物が決まっていた。その食の民俗事象は、村の変革があっても某家の家礼は変わっていないという。

村が人びとの共同性、生活連帯のなかで形成されてきたものとすれば、家礼というのは家を単位としての

生活儀礼、信仰である。民俗はそうしたものを複雑に持ち伝えているのであるが、秋田では正月元旦は餅を食べ、二日は薯蕷飯であるということが大半であるが、餅を搗かないとか、元日に必ず薯蕷飯という家礼も混在しているのである。そして、下黒瀬(現秋田市)の某家ではマキ全ての家が本家に同じ家礼を保っているとされる。だが、そうした正月は一方で、家で迎えることをしない家族もや人びとも増えている。すれば、もちろん伝承されてきた家礼、正月行事はそのまま衰退することになる。温泉やホテルなどでの正月を過ごすという風に、様変わりしていることも事実である。これなどは、ひとつの解釈として、正月を単なる休養日とした意識が強いのではなからうかと思われる。確かに祭日には休養や慰安の要素もあるが、その日を休日としなければいけなかった、これまでの民俗の本質が忘れられかけているのだろう。

このように、村が変革したから、民俗も変容したのか。民俗が変容したために、村も変革されたのか、この先後関係はさらに熟慮していく必要があるが、本稿では遺憾ながらそれを決するに足りる資料の持ち合わせがない。ただ、いえることはいずれにしても民俗的な外形の変容や変遷は認めざる得ないことである。民俗事象で失ったものや失われようとしているもの、また遺されているものに関してみることは、これまでの

資料でも明確に変遷は辿り得るだろう。そのうえで民俗が失ったものは何か、と問えば、逆説的に答えるはまだ遺され続けているものがあるとしかいかいえないのではないか。そこには伝承という形の曖昧さや危うさはあるのが、それにしてもまだ存在感のある民俗が遺されていると考える。

福田アジオ氏の「むらとは何か」(『日本村落の民俗的構造』弘文堂/昭和五十七年三月)によれば、ムラとは村落を示す語であつて、農山漁村における地域社会で通常居住者同士は互いに面識を持つということであるといわれる。しかし、だからといって近接居住者による人びとの単なる組織ではなく、ひとつの独立して意志を持つ団体という面を持つとみられている。ムラとして、つまりそのような組織団体による判断もあり、ムラとしての意志を決めたうえで、ムラとしての行動をとるものとするもので、ムラの維持、存続に不可欠な生活・生産のための共同組織であるとされる。その意味からも、金足村(現秋田市)での旧暦から新暦の完全移行を共同体としても村の意志として昭和二十年後に決したことなどをみても、民俗の変遷に大きな影響を及ぼすものであつた。

今日の村は確かに変容変貌しているが、ムラの意義は失われていないと福田アジオ氏は述べている(福田アジオ他編『日本民俗大辞典』吉川弘文館/

2000・4)。都市化や各地山村・離島を中心として過疎化の進行により、多くの地方で今、それまでの生活、生産組織としての村はその力を弱め、単なる近接居住者の集まりとなつていった。特に山村の過疎化は居住戸数も極端に減少し老人世帯のみの居住地域となつたところもある。筆者の知る例でも、飛鳥(現山形県酒田市)は四十歳以下のひとが二桁に満たない(平成十五年時点)という状況がある。だからといって飛鳥は必ずしもそうとはいえないが、一般にこれまでの急激な過疎化は村の解体をもたらししているのは事実で、その意味では確かに変貌している。「しかし、生活・生産の共同体としての村は解体しても、互いに面識を持ち、訪問・贈答・協力などのつきあいを地域社会としてのムラの意義は消えていない」(前掲書同)というのである。恐らくそうであろう。

村のなかにおける生活様式が様変わりしたのは否定できないし、過疎化という村の人口減少もそれに大きな影響を及ぼしたに違いない。それに伴うかのように藁細工が消滅していった。藁細工の伝承を阻む多くの問題があつたからとみられるが、それでもいくつかは学校教育などで再現されたり、これまでの実物が資料館などに保存されたりしている実態が遺されてきた。縄というのは、藁細工のうちでも基本中の基本であるが、これも縄を綯うなということのできない村の人びと

が増えていくことも事実である。絢う、という技術は縄文時代から伝えられる民俗技術といってよい。よく考えてみると、縄は藁の確保ができなくなったことから死滅に近い民俗かもしれないが、縄そのものはまだ失っていない。紐やビニールテープという素材が変わったにしても、それを巧みに受け入れて使っていることに注意してみる必要がある。とすれば、「村の変革と民俗の変容」ということに当て嵌めてみれば、村の変革と民俗の変容は完全なる死に体をなしているとはいえないことである。筆者には、まだ村に潜む再生力があるように考えられる。その再生というのは、かつての変容した民俗の原形に復活は望めないかもしれないが、別の形で民俗が形成されつつあるのだと思われる。変貌から展望を生むことも可能だろう。今日、老人力とか地域力とかいう言葉が流行っているが、地域力という曖昧な言葉を持ち出さなくとも、村の持つ再生力に民俗もまた生きる力を得ることの可能性を持っていると考えるのは、樂觀に過ぎないだろうか。否、再生力を引き出すためにはこれまでの民俗事象、伝承を丹念に研究して、そこから導き出され意義や意味において十分な理解が得られるのだと思われる。その課題は大きいだろうが、キーワードとして例えば観光とか、郷土食などがあげられると考えられるのである。(本稿はシンポジウムの発表をもとにして加筆訂正した。)



ながてぬげは肩に刺し子があられ、それ自体でも美しいものであった。(秋田市太平)



箕は農具のひとつでありながら、家礼によるお供物の器としても使われてきた。(秋田市太平)

献呈のこゝろ

雪国の民俗文化を愛し、研究された

鎌田幸男先生の 鎌田民俗学 に魅せられて

平 辰彦

秋田栄養短期大学栄養学科教授・鎌田幸男先生の本書に対する多年に亘る大きな貢献に感謝する意を表するために、本号を「鎌田幸男教授退官記念号」とすることになりました。収録の諸論文は、一編の投稿論文を除き、すべて昨年十二月十五日、本学総合研究センターにおいて開催された「村の変革と民俗 急激な民俗の変容から」の民俗学講演会・パネルディスカッションの内容をまとめたものですが、ここに収録された鎌田先生の論文は、今日まで鎌田先生が愛され、研究されてこられた雪国の民俗文化に対する深い愛情と急激に変容する民俗に対する鎌田先生の学者としての真摯な態度が伝わってくるものです。

先生は、本年二月八日の最終講義を終え、三月、本学を定年退職されることになりましたが、今後モ秋田県民俗学会の会長として秋田県の民俗学の発展に一層

の貢献をされていくことと思われまます。

わたしが、鎌田民俗学 にはじめて触れましたのは、平成十二年四月、短大の専任講師として秋田に赴任してからです。この年、わたしは鎌田先生の許で短大の教務委員の仕事をしておりましたが、その仕事が終わると、鎌田先生の研究室は、鎌田民俗学の教室となり、鎌田先生は、わたしに「対一の大学院の授業形式で「民俗と民俗学」の違いや、「民俗学と文化人類学」の研究対象や調査方法の違いについて詳しく夜遅くまで講義して下さいました。わたしは、その講義を受ける内に「民俗学」や「文化人類学」という学問に強い関心を抱くようになり、鎌田先生のお勧めで秋田県民俗学会に入会し、「民俗学」や「文化人類学」の研究方法を学んでいきました。そしてわたしが、最初にその研究対象として選んだのが、「ナマハゲ系儀

礼」でした。特に研究テーマを男鹿の「ナマハゲ」における仮面の源流と系譜にしました。鎌田先生は、ご自身の研究論文をはじめ、貴重な「ナマハゲ」に関する一次資料をお貸し下さり、その研究に対して懇切なご指導をして下さいました。そのご指導のお蔭で学会において「ナマハゲ系儀礼」の研究発表や論文を数多く発表することができました。

平成十六年三月、鎌田先生を編集委員長としてまとめられた『ナマハゲ その面と習俗』（秋田文化出版）は、貴重な男鹿の「ナマハゲ」における仮面の集大成であり、巻末には、鎌田先生の「生きているナマハゲ」の論文も収録されています。この論文で鎌田先生は、男鹿を中心とした「ナマハゲ系文化圏」が形成されていることを指摘しております。そしてこの本が出版された年に男鹿市観光協会は、「ナマハゲ伝導士認定試験」というものを始め、鎌田先生は、その認定試験に先立っておこなわれる講義で「ナマハゲ」の歴史やその装束や仮面について講義され、すでに三百名近い「ナマハゲ伝導士」を育成しております。こうした伝導士たちは、秋田県内ばかりでなく、全国におり、その中には、首都圏の大学院で民俗学を専門に学ぶ大学院生もおり、いつの日か「ナマハゲ」行事について関心のあるこうした全国の伝導士たちが集い、鎌田先生を会長に「ナマハゲ学会」が誕生するかも知れませ

ん。またいつの日か、この秋田で世界の「ナマハゲ」たちが集結して「ワールド・ナマハゲ・サミット」が開催されるかもしれませぬ。

鎌田先生の研究業績には、この他まだまだ数えきれないほどの業績がありますが、そのひとつに平成十五年三月に刊行されました『秋田市』（第十六巻）の「民俗編」の編纂があります。先生は、その民俗部会長として長年にわたり、編纂に携わり、秋田の風土に根ざした伝統行事や生活史を明らかにされました。これは、秋田市長の佐竹敬久氏の「刊行のことば」にあるように次世代を担う若い人々が、郷土の秋田の歩みを知り、「新しい文化の創造と活力あるまちづくりのための原動力」となるものです。こうした鎌田先生のお仕事から先生の真摯な研究姿勢と教育に対する熱意が強く伝わってきます。

鎌田先生の今までの大学教育に対するご尽力と秋田県の民俗文化に対する研究成果に対して心からの敬意と感謝の意を表すると共に先生の今後のご健勝をお祈りいたします。

（秋田栄養短期大学助教授・雪国民俗館 副参与・編集委員）

研究報告

安心安全な秋田県土づくりについての考察

「平成十八年豪雪」の人的被害を検証して

奈良 洋

はじめに

秋田県が平成十二年に策定した長期計画（同年から十一年間）である「あきた二一総合計画」副題が「時と豊かに暮らす秋田」のコンセプトの第一が「安心・安全に楽しく暮らす秋田」である。このコンセプトに誰も異論はないはずであり、問題はどのように安心安全な県土を構築するかが大きな課題なのである。しかし、十七年暮れから十八年一月にかけて襲った豪雪で秋田県内では二十四人の死者と二百二十七人の負傷者合わせて二百五十一人の人的被害を出した。これは過去最高の雪による犠牲者である。死者だけを見ると新潟県の三十二人に次ぐ犠牲者である（全国では百五十二人）。しかし人口当たりでは新潟県七万千八百六十五ノ一人に対し秋田県は四万八千六百四十四ノ一人で

全国最高である。（表1）あの四十八豪雪といわれた未曾有の豪雪時よりもはるかに多い犠牲者をだした。こうした人的被害にかんがみ気象庁は「平成十八年豪雪」（以下十八年豪雪）と命名した。地球温暖化による暖冬少雪に推移してきた中での豪雪は、かつてないほどの大きな人的被害をもたらしたのである。豪雪が他の自然災害に比べていかに人身に大きなダメージを与えたかがわかるであろう。このような人的被害の実態を踏まえ、「四十八豪雪」をはるかに上回る人的被害を出した要因は何かを分析し、そのうえで抜本的・恒久的な雪対策を中心にすえた地域づくりについて考察する。いわば安心安全な県土づくりは雪対策抜きではありえないとの認識からである。

表1 平成18年豪雪による全国の主な被害及び
災害対策本部の設置状況(概況)

県名	人的被害				住宅被害						非住宅被害		災害本部	
	死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共施設	その他	都道府県	市区町村	
	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟			
北海道	18		134	268	1		97		2	1	26		3	
青森	7		74	108			22		8		12	1	14	
岩手	2		10	4	1		16				11		1	
秋田	24		71	156		3	500	4	18	3	201		26	
山形	13		160	110	2	1	41	1		6				
福島	3		27	38		1	68		19	2	17			
群馬	1		8	30			5				5			
神奈川			2	4										
新潟	32		114	174	1	2	86	5	18		269		9	
富山	4		44	58		2	16		6		20			
石川	6		11	13	1		3	1	6		28			
福井	14		36	126	1	2	46		2	2	50		2	
長野	8		106	56	4	1	25	1	10	2	65		1	
岐阜	4		49	36		2	601		7	20	431		3	
愛知	1		1	3			8							
滋賀	4		7	9	3	6	851		4		55			
京都			4	2	1	4	207		1		32			
兵庫	1		3	8	1	2	206				56			
鳥取	3		1	5			76			1	52		1	
島根	2		8	14		1	696				145			
岡山			1	2			19				15		1	
広島	4		28	12	2	1	1,062			108	841			
山口	1		2				1				1			
合計	152		893	1,243	18	28	4,667	12	101	145	2,333	3	76	

他に栃木軽傷3 千葉重傷1軽傷2非住宅その他1 山梨軽傷2 奈良住宅一部破壊15。栃木、千葉、山梨、奈良、愛媛の被害は軽微につきカット。従って合計は合わない。

死因の要素

死亡状況	65歳未満	65歳以上	合計
雪崩による死者	2		2
屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者	37	76	113
落雪等による死者	9	11	20
倒壊した家屋の下敷きによる死者	1	5	6
その他	4	7	11
合計	54	99	152

記録的な集中豪雪

「平成十八年豪雪」との命名だが、秋田県で本格的な降雪は十七年十二月からである。同三日、1cmの降雪がみられたのち十日に9cmのまとまった雪があり、その後、連日のように雪が降り続き同月の累計降雪は二百二十六cmに達した。これは秋田県で未曾有の豪雪だったいわゆる「四十八豪雪」時の二百五cm（平年値七十九）を上回り、明治二十三年秋田地方気象台が観測を始めて以来の最高降雪記録をマークした。気温も低温に推移し、同気象台の記録では同十二月の平均最低気温は〇・五六度（平年二・八度）。これは昭和四十九年の〇・三度以来三十一年ぶりの低温記録である。平均最高気温も三・一度と平年の五・八度を二・七度も下回った。

この豪雪も年を越すと年初こそ降雪があったが、その後は小康状態で一月の累計積雪は百七cm「四十八豪雪」時のそれは二百一cmであった。つまり「四十八豪雪」時には一月から二月半ばにかけても降り続き、未曾有の豪雪となったのである。いわゆる里雪型。秋田市で百十七cm、横手市二百五十九cmの最深積雪を記録した。記録的豪雪により人身事故のほか、道路、鉄道が寸断されて孤立集落が続出した。秋田県は天災融資法並びに激甚災害法が適用されたほどの大豪雪災害

に見舞われたのであった。

それに次ぐ豪雪が「十八年豪雪」である。といっても豪雪に見舞われたのは平成十七年十二月から翌一月半ばまでであった。それでも五城目町の百三十七cm、鷹巣町百二十九cm、能代市九十二cmと昭和五十四年（一九七九）観測以来の最高積雪深を記録した。しかしそれ以外、例えば秋田市での極値は七十四cm（一月五日）で、「四十八豪雪」のそれが百十七cmであることをみれば「四十八豪雪」を下回っていることがわかる。

甚大な人的被害

にもかかわらず「十八年豪雪」では人的被害が「四十八豪雪」よりはるかに多かった。死者二十四人（四十八豪雪時十五人）負傷者二百二十七人（同二十九人）にのぼった（表2）。人的被害の原因別を見ると最も多いのが雪下ろし中の死者十、重軽傷百三十五計百四十五人で全体の五七・八%を占めた。次が落雪による死者一、重軽傷三十八計三十九人で全体の一五・五%、以下除排雪計三十四人で一三・五%、発症計十二人、四・八%その他計二十一人、八・四%である。死者の原因別をみると、雪下ろし中が十人で最も多く、次いで発症七人、雪に埋まり凍死その他四人、除排雪

表2 H18年豪雪と48豪雪の死者数

区分	人員	男女別		原因別							年齢別							平均		
		男	女	雪下し	落雪	除排雪	発症	雪崩	川に転落	その他	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代		90代	
死者	H18	24	21	3	9	1	2	7	1		4	1		1	7	3	9	2	1	65.46歳
	S48	15	9	6	8				6	1				6	6	2	1			54

(県総合防災課調べ)

表3 秋田県の雪による人的被害(態様別)

雪下ろし	145人	屋根から転落	死亡	9	57.8%
			重傷	38	
			軽傷	59	
		梯子から転落	死亡	1	
			重傷	9	
			軽傷	29	
落雪	39人	屋根等から	死亡	1	15.5%
			重傷	6	
			軽傷	32	
除排雪	34人	転落等	死亡	2	13.5%
			重傷	5	
			軽傷	12	
		除雪機による	死亡		
			重傷	8	
			軽傷	7	
発症	12人	発症等	死亡	7	4.8%
			重傷	5	
			軽傷		
その他	21人	その他	死亡	4	8.4%
			重傷		
			軽傷	17	

計251人 雪に埋まり凍・窒息死等

被災者平均年齢	65歳以上割合	死亡者数	死亡者平均年齢
60.01歳	40.6%	24人	65.46歳

秋田県内死亡者の状況

発生日(認知日)	発生場所	性(年齢)	程 度	発 生 状 況
12 .11 10:00	湯沢市三梨	男(68)	死亡	雪下ろし 屋根上で発病
12 .11 13:30	大館市雪沢	男(75)	死亡	雪下ろし 屋根から転落
12 .24 16:50	八郎潟町真坂	男(78)	死亡	雪下ろし 梯子から転落
12 .27 10:55	大仙市太田	男(73)	死亡	雪下ろし 屋根から転落
12 .28 18:00	横手市平鹿町	男(74)	重傷 死亡	雪下ろし 意識が無くなる
12 .30 13:20	大仙市清水	男(55)	死亡(頭蓋骨骨折、脳挫傷)	雪下ろし 屋根から転落
01 .02 15:00	八竜町鷓川	男(69)	重傷 死亡 1 / 6 9 : 09	雪下ろし 屋根から転落
01 .08 9 : 41	大仙市長野	男(55)	死亡	雪下ろし 屋根から転落
01 .08 12:16	美郷町六郷	男(70)	死亡	雪下ろし 作業中、屋根の上で発症
01 .09 14:25	八竜町芦崎	男(51)	死亡(脳挫傷)	雪下ろし 畜舎の屋根から転落
01 .09 16:30	秋田市雄和	男(75)	重傷 死亡 1 / 15 7 : 10	除排雪 屋根からの落雪
01 .09 7 : 00	秋田市雄和	女(80)	死亡	除排雪 雪に埋まり凍死
01 .14 16:00	五城目町上町	女(71)	死亡	その他 雪に埋まり窒息死
01 .15 17:40	秋田市飯島	男(52)	死亡	その他 重機で作業中に発症
01 .16 14:30	大仙市四ツ屋	男(57)	重傷 死亡 1 / 16 22 : 00	雪下ろし 屋根から転落
01 .16 11:00	美郷町土崎	男(94)	死亡	その他 発症(心臓関連死)
01 .17 12:00	北秋田市阿仁	男(74)	重傷 死亡 1 / 21	雪下ろし 屋根上で発症
01 .21 15:00	藤里町大沢	男(82)	死亡	雪下ろし 屋根から転落
01 .21 14:40	秋田市卸町	男(57)	死亡	その他 発症
01 .30 不明	秋田市寺内	男(74)	軽傷 3 / 10 死亡	その他 雪山から転落
02 .10 11:20	仙北市田沢湖	男(20)	死亡	その他 雪崩(鶴の湯温泉)作業員
02 .11 8 : 40	大仙市払田	男(62)	死亡	除排雪 転倒
03 .20 19:40	横手市神明町	女(58)	死亡(窒息死)	除排雪 崩れ落ちた雪の下敷き
03 .31 不明	鹿角市十和田	男(47)	死亡	除排雪 除雪中用水路に転落

二人、その他一である。(表3)「四十八豪雪」では、死者は雪下ろしの八人、次が雪崩の六人その他一である。年齢別では「十八豪雪」では六十五歳以上が十四人。死者の平均年齢は六五・四六歳である。このうち鶴の湯温泉旅館で作業中に雪崩で死亡した二十歳の男性や除排雪中水路に転落した四十七歳の男性、重機で作業中に発症した五十二歳の男性のように特異な事故を除けば平均年齢は七十歳近くになる。これに対して、四十八豪雪では四十代、五十代各六人、六十代二人、七十代一人。平均年齢五十四歳である。「十八豪雪」では雪による人的被害者は高齢者に多い。ちなみに先行研究では人的被害に交通事故を含めているが、本稿は含めない(後述)。交通死亡事故が百%雪に起因するとは限らず「十八豪雪」ではむしろ死亡事故は減っているからである。

社会構造が劣化

高齢者、とりわけ独居老人、高齢世帯では屋根の雪下ろしや軒先の雪処理作業中に死亡するケースが「四十八豪雪」時より「十八豪雪」の方がはるかに増えているのは秋田県の高齢化を反映していることである。すなわち四十八豪雪直後の昭和五十年の高齢化率は八・九%であったのに平成十六年には二六・二%(全国平

均二一・〇)に達している。さらに十七年の国勢調査では二八・一%と島根県に次ぎ全国二位の高齢県になった。これは国立社会保障・人口問題研究所の推計値より一・八ポイント上回っており、十年後の推計値は三一・二%だが、実績からすればさらに三五・四%程度になり全国一の高齢県になるのは間違いない。

このような高齢化を反映して高齢世帯が急増している。秋田市における昭和五十五年の六十五歳以上の高齢者夫婦世帯は一九〇二、高齢者単身世帯が千三百七十一であったのが、平成十二年は高齢夫婦世帯一万二千八百八十一、単身世帯が七千十七。同十七年の国勢調査の数値はまだ判明していないが、これまでの趨勢からすれば高齢者世帯、同単身世帯とも十二年国調時の五割り増しになっていると思われる。特に七十五歳以上の後期高齢者世帯は夫婦、単身とも急増している。高齢世帯の雪下ろし支援のため一月九日から三日間陸上自衛隊が出動し秋田市北部十一地区百十一世帯の屋根の雪下ろしをしたほどである。

高齢者世帯は雪に対してことのほか対応力が弱い。平年並みの降雪でも玄関前、家の前の道路の雪がきかさず渋滞する。ましてや豪雪時には屋根の雪下ろしはお手上げである。高齢対策は待ったなしである。このような高齢社会での雪対策を確立しない限り、行政が目指している「安心、安全なまち」の実現は到底無理

である。雪下ろし不要の住宅造り、玄関前の雪処理対策、生活道路の除雪の確立を「十八年豪雪」はせまっているのである。

以上は秋田市だけに限定してみてきたが、高齢化率の高い他の市町村の高齢者夫婦世帯、同単身世帯の比率は秋田市よりかなり高いのである。高齢者を雪から守るハード、ソフト両面ともに対応できていないことが悲劇の根本要因である。つまり社会構造が雪に対して年毎に劣化しており、居住環境の耐雪化こそが求められているのである。

車社会への対応

雪への都市構造の劣化は車社会への対応の遅れがいつそう拍車をかけている。高度経済成長に伴ってモーターゼーションの波が秋田県にも押し寄せ、道路整備が追いつかないことが、豪雪時の市民生活を混乱におとしめているのである。国土交通省秋田運輸支局の調査によると秋田県内の自動車登録数は昭和五十年は二十九万四千八百三十八台、それが平成十七年には八十二万七千九百八十六台に上る。秋田市に限れば昭和五十五年は六万二千四百五十台、平成十七年は二十二万二千二百五十六台と三・六倍に達しているのである。しかも、他地区よりの入りこみ台数が増えている。宅

急便やコンビニ・スーパーへの配送などが交通量の増加を押し上げている。除雪が滞ると渋滞どころか、交通不能となり都市機能は麻痺する。「十八豪雪」時には幾度もなく幹線道路さえ麻痺状態に陥った。まして道幅の狭い生活道路では随所で車が轍にはまり、立ち往生した。

確かに交通マヒおよび交通事故は雪害の一つには違いない。秋田県警察の集計によると、平成十七年十二月～十八年三月（十八年豪雪）の交通事故は千六百八十八件、うち雪によるスリップ事故は三百七十四件と全体の二二・二％である。死亡事故は全十一件のうちスリップによるものは二件である。これは「十八年豪雪」より降雪が少なかった平成十六年に比べて、全交通事故は七十九件少なく、スリップ事故は三件多いだけであり、全死亡事故も十一件で前冬に比べて半減している。スリップによる死亡事故は同数の二件である。十三、十四、十五の各年についても、「十八年豪雪」と比べて有意な増加は見られなかった。雪道では運転者が慎重運転になり、また雪が車のスピードを抑制する働きをするからである。交通事故を雪害（人的被害）に入れないとしたのはこのような事故実態を踏まえてのことであり、しかも、消防庁では雪害の人的被害の取り扱いについて以下のように規定している。すなわち雪道を走行中に車両がスリップあるいは追突に

よる人身事故は雪害に含まない、との見解を各都道府県に示している（昭和五十九年二月二十四日付け）。実態からして当然の措置である。

車に限らず近代文明の利器はからきし雪に弱い。鉄道、なかんずく新幹線、航空機などハイテクを駆使した近代的輸送機関は10cmも降雪があればお手上げである。雪対策には十分配慮しているのだが、正常運転するまでの除雪には時間がかかる。平成十八年一月五日には秋田新幹線のみまちが終日全面運休した。開業以来のことである。積雪の上をかんじきをはいて、あるいはソリを引っぱってという時代にはない要素である。雪は近代的輸送手段にとって、このうえもない障害物なのである。

生活の知恵に学ぼう

人的被害のうちで屋根の雪下ろしにまつわる被害が多いのは住民の雪に対する対応が退化しているからである。換言すれば雪下ろしの対応が脆弱化しており、雪国の知恵が暖冬少雪になれて忘れているからである。例えば秋田市では屋根の雪下ろしをしたのは四十八豪雪以来実に三十二年ぶりなのである。ほとんどの住民が屋根の雪下ろしは初体験であった。経験者も雪下ろしの仕方をすっかり忘れたといつてよい。雪下ろしは

屋根の上部からするのが鉄則なのに、やりやすさから、下部から下す人が多い。雪下ろし作業は天気の良い日に行いたくなる。つまり暖気の日であり下の積雪を下すと上の雪が滑り落ちてきて雪もるとも転落し、上からの雪の下にうずもれてしまい窒息死など重大事故につながる。上からおろす分にはよしんば、滑り落ちたとしても下した雪の上に軟着陸して大事には至らない。核家族化による単独での作業も重大事故につながっている。

転落防止のため命綱をつけよ、という。しかし付け方が不完全なので宙吊りになって怪我をし、最悪の場合死亡することさえある。現に十八年十一月、秋田市で開かれた日本雪氷学会全国大会で福井の研究者から命綱が首に巻き付いて重大事故に陥った、という報告がなされた。

考えてみると科学技術の発達した現在、昔ながらの雪下ろしをしていること自体おかしいと思わなければならぬ。秋田雪の会主催の児童生徒の雪に関する研究発表会で、ある児童の発表がそのことに關して問題提起していたことを思い出す。すなわち冬の生活について祖父母、両親そして私（現在）の三世代にわたって聞き取り調査した結果、生活そのものは大きく変わった中で唯一、祖父母時代から変わらないのがあるというのである。それは屋根の雪下ろしである、との研究

結果であった。生活様式が劇的に変化している中で、あいも変わらず屋根の雪下ろしを、危険をおかして取り組んでいる姿に疑問を感じたのであろう。こうした問題提起に対して真剣に取り組まない限り安心安全な地域づくりは不可能である。

日頃から積雪寒冷地帯において雪に対する関心を絶えず抱き、雪の性質を知り「雪との対話」を大事にしていくことが肝心なのである。そこには先人の雪への生活の知恵から学ぶ場を絶えず持ち続けることが不可欠なのである。

市民の雪に対する意識

秋田市は河辺、雄和両町との合併に伴い地域の拡大、高齢化の進展などなど市政を取り巻く環境変化に対応すべく、市民の意識調査を実施した。調査対象一万人、実施期間は平成十七年十月十九日～十一月四日までである。回答率は四〇・五%であった。設問は九問だが雪にかかわるアンケート結果を抜粋する。

「秋田市の施策で最も力を入れてほしい施策は」（複数回答）では三十二問の設問に対して一位は「冬の除雪」で六〇・四%、二位の「雇用対策」四七・四%をおさえて断然トップであった。年代別にみると二十代（一位・雇用対策）、三十代（一位子育て支援）

を除き十代から七〇代以上まで各年代で「冬の除雪」を挙げた。地域別でも七区分すべての地域で「冬の除雪」を挙げている。「一番力を入れてほしいと思う施策」（一つのみ回答）の問いには「雇用対策」の一五・〇%について「冬の除雪」が二三・七%で二位につけている。地域別では西部、南部、河辺の三地区が「除雪」を一位に挙げた。

この調査は豪雪前であったにもかかわらず、「除雪」が一位を占めており、仮に「十八豪雪」後であったならもつと「除雪」のウエイトが高かったと思われる。除雪を第一に挙げているのは戸口など住宅周辺の除雪に悩まされているからである。

秋田市の生活道路の除雪は極めて稚拙である。ブルドーザーで道路の雪をかきわけ、その雪を両サイドに雪の山を築いていく。つまり玄関前であろうと車庫であろうとお構いなしに路面から剥ぎ取った硬い雪を築いてゆく。それをはがすには大変な労力を要し、女性、高齢者の始末におえないのである。市役所は「除雪車が通った後に玄関や車庫前に残った雪はご家庭で雪よせしてください」と広報で呼び掛ける。公道の雪を戸口に築かれたバリアを処理せよとお達しである。なんと行政は気軽におっしゃられることよ、である。住民が除雪に悩ませているのはこのことである。他市町村では戸口や車庫前には雪をおかないように配慮し

ている。何故、秋田市は出来ないのかとの疑問である。豪雪の年にかかわらず、アンケート結果は秋田市民がいかに除雪に悩まされているかの何よりの証左であることを示しているのである。

恒久的な雪対策

気象庁が「三十八豪雪」以来四十三年ぶりに「十八年豪雪」と命名したように、豪雪の被害は災害史に特記されるべき被害をもたらしたことにかんがみ、国土交通省は一月二十六日、全国の雪専門家らを集めて「豪雪地帯における安心安全な地域づくりに関する懇談会」を設置した。同年五月まで四回の会合を持ち、同二十五日提言をまとめた。その内容に新鮮味は薄く政策的・予算の裏づけも少ない。例えば「雪に強いまちづくり」では克雪住宅の推進などのハード面のほか、雪処理の担い手の確保、ボランティア組織の連携による高齢世帯への支援態勢の確立などハード、ソフト両面への目配りをしているとはいえ、これまでの延長線ではない。例えば耐雪住宅の普及といっても、高床式住宅にしか言及していない。秋田市のように平年において比較的積雪の少ないところでは高床式はほとんど普及していない。何故なら高床式は自然落雪屋根を前提としており、堆雪場所の確保が困難な市街地では

普及が難しい。さらに高齢世帯では高床式住宅はバリアフリーとは相反し適切性を欠くからである。

豪雪に見舞われた平成十七年度の秋田県内の除雪費は、県の集計では全町村の合計で百一億千七百万円、平年の二・五倍である。県の支出は三十九億四千七百万円、平年の一・五倍。秋田市では三十三億五千二百万円、平年の実に六・七倍である。予備費の支出では足らず、国の補助金、特別交付金でも賄えきれず財政調整資金から十億円を取り崩して充当した。財政難の折痛い出費である。豪雪に見舞われれば除雪費がかさむ道理であるが、いつまでも除雪費用の垂れ流しはやめにしたい。要するにフローからストック、つまり雪に強いまちづくりに転換することである。

排・堆雪場所が年毎に失われていく秋田市では「十八豪雪」に直面してその対応に苦慮した。通常の堆雪場所（三箇所）では足りず、臨時の場所を求めて悪戦苦闘した。市内の空地、学校のグラウンド果ては公園と堆雪場所の確保に奔走したのである。その結果、雪の消えた後のグラウンド、公園は鉄棒、滑り台など遊具の痛みがひどく、すべての臨時堆雪場所の復旧に三億六千九百万円を要した。

何の準備なしであれば、豪雪のたびに億単位の金が費消されていく。そこで雪に強いまちづくりの第一に、堆雪場所をあらかじめ整備しておくことである。遊具

を一定の場所にまとめて配置し、除雪車が入りやすくしておくなど、耐久的な堆雪場所を確保する。しかし復旧した公園の状態を見ると現状回復に過ぎないのにはがっかりさせられる。堆雪場所の確保には市街地の空地をあらかじめ指定し、固定資産税の減免措置も考慮にいれる誘導策を取ることも一方法である。

秋田市は「十八年豪雪」の教訓にかんがみ同年十月「道路除雪の基本計画」を策定した。その骨子は明確な除雪出勤基準を定め、迅速に判断し降雪量10cmで除雪を始める。予め除排雪の優先順位を決めておき、重要度に応じて車道を五段階、歩道を四段階に区分し積雪深に応じた作業をする。新たに小型ロータリー車八台増車、レンタルの除雪ドーザー二十七台を導入。堆雪場所の配置を大規模十箇所、生活道路用の堆雪場として公園等計七十七箇所を用意。除雪車両口ケーシジョンシステムを確立し、市民に除雪車両の位置を明確化する。自助、共助、公助の連携、支援態勢を密にする。等である。要するに除雪手順の明確化であり、市民への情報提供の整備、高齢者への支援ネットワークの構築である。

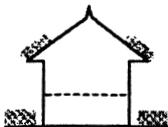
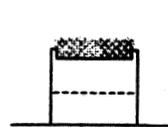
これとは別に恒久対策としての雪に強いまちづくりが求められる。その一番の道は前述のように耐雪住宅化である。高齢者が頭を悩ます屋根の雪下ろしについては、雪下ろし不要の水平屋根の普及策、屋根への融

雪装置の誘導策、そして自然落雪屋根の普及に取り組むべきである。水平屋根は建築コストが二割程度掛かり増しするが、雪下ろし費用を考えると、長い目ではコストは吸収できる。雪処理に一番必要なのは雪を極力移動させないことである。人身事故を始め被害を及ぼすのは雪の移動によつてである。したがつて被害を最小限にとどめるには、雪の移動をしないことに尽きる。とすれば水平屋根による雪を屋根に載せたままにしておくことである。記録的大雪の時は雪下ろしすることになるが、水平屋根であるから転落の危険はない安全屋根である。屋根の雪を溶かす融雪屋根タイプに比べてエネルギーを全く費消しない理想的な耐雪住宅なのであるのに、行政、雪研究者の多くはなぜか冷淡である。

また近年省エネタイプの屋根用融雪シートが開発されており屋根の融雪タイプ住宅の普及の兆しがみられる。こうした民間の開発する耐雪のツールを生かす知恵が必要だ。

高床式の自然落雪屋根住宅は前二者に比べて一番コストが安くつくせいにか、今回の懇談会の耐雪住宅造りで最も力点が置かれた。しかし、このタイプは堆雪場所が必要なのが難点である。最近の宅地分譲地は地価の関係で狭くなる一方で、堆雪場所をとるゆとりがない。堆雪場所がどの程度必要か、住宅の屋根との関連

図1 克雪住宅の種類と特徴

	落雪式	融雪式	耐雪式	高床式
概要	屋根の勾配を急にして、又は滑りやすい屋根材を用いて雪を自然に滑り落す方式	灯油、ガス、電気等のエネルギー、生活排熱を用いて屋根雪を融かす方式	2～3m程度の積雪荷重に絶えられるように住宅の構造を強くする方式	基礎部分を高くして、屋根から下ろした雪の処理を軽減する方式
概念図				
敷地条件	敷地に余裕がある場合に適す（落雪・堆雪スペースが必要）	敷地に余裕のない場合に適す	敷地に余裕のない場合に適す	落雪・融雪・耐雪式によって異なる
コスト	ランニングコストがかからない（屋根材や塗装等のメンテナンスは必要）	融雪装置の設置費用及び電熱費等のランニングコスト、設備交換費用がかかる	鉄筋コンクリート造、木造の骨組組織化のため建設費用が増大する	基礎部分（鉄筋コンクリート造）の建設費用が増大する
屋根雪処理	不要（降雪量が多い場合は必要）	不要（降雪量が多く融雪能力を超える場合は必要）	不要（降雪量が多い場合は必要、風の強い地域では屋根雪が吹き飛ばされる）	落雪・融雪・耐雪式によって異なる
居住環境（住戸内）	居室が雪に埋もれて採光が悪い 落雪の音が不快	温水式等はボイラー（灯油）の燃焼音が不快	屋根雪の荷重に耐えられるよう、壁や柱の必要、間取りへの配慮が必要	居室が雪に埋もれず通風採光が良い 床下を物置や車庫として利用可能
高齢者にとっての居住性	屋根雪下ろしの負担軽減 落下雪の処理が必要	屋根雪下ろしの負担軽減 融雪装置の運転・維持管理が必要	屋根雪下ろしの負担軽減	高齢者等の玄関・階段への配慮が必要 プライバシーが確保される反面、近隣等とのコミュニケーションがとりづらい
その他	落下雪による事故防止への配慮が必要	エネルギーの使用による環境負荷 融雪水の凍結によるつらの危険性あり	屋根の中央に横樋と堅樋を設けるM型屋根もある	玄関以外に災害時の非難経路の確保が必要

*高床式住宅は、地面から基礎までの高さが1m以上のもので、建築基準法・税制上では、特別豪雪地帯等において、床下部分の高さが1.8m以下の場合で積極的利用している部分を除き床面積に算入しない。ただし、1.8mを超える場合で、積雪時の採光・換気の確保等から建築主事が認めた場合には、床面積に算入しない。

（備考）国土交通省「安全で快適な雪国の高齢社会型住環境の形成方策調査報告書（平成14年3月）」より。

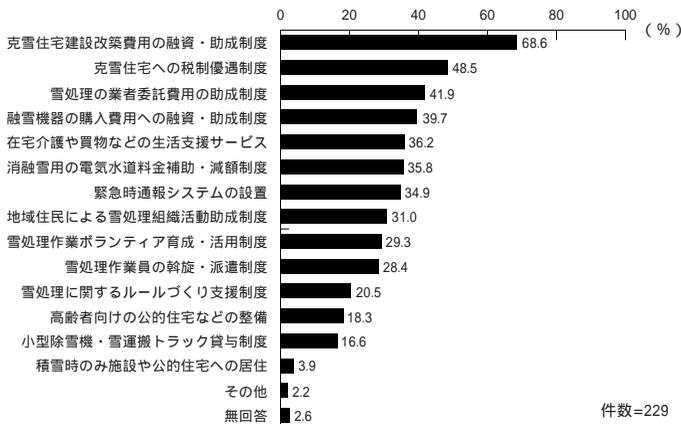
で適正な面積はどれほどかなど、専門家に研究を望みたい。何故なら以前、秋田県が横手市で自然落雪屋根のモデル住宅を建設したが、道路まで屋根の雪が飛び出し失敗に終わった例があるからである。屋根の勾配、屋根の材質・構造、積雪量などによって堆雪場所の広さが違ってくるのである。(図1)

このような雪に強い住宅に対して補助制度などの誘導策を講じるべきである。実際、新潟県などでは高床・自然落雪屋根住宅の高床分部には固定資産税の減免措置を講じた結果、この種耐雪住宅の普及が進んだ。都市構造、住宅の耐雪化が除雪経費の低減をもたらすことに、もっと目を向けるべきなのである。

国土交通省が平成十四年三月にまとめた「安全で快適な雪国の高齢社会型住環境の形成方策調査報告書」と、望ましい制度についてのアンケート(複数回答)で一番に挙げたのが「克雪住宅建設改築費用の融資・助成制度」の六八・六%、以下「克雪住宅への税制優遇制度」の四八・五%、「雪処理の業者委託費用の助成制度」の四一・五%、「融雪機器の購入費用への融資・助成制度」三九・七%と続く。

(図2)しかし、克雪住宅で唯一税制優遇措置が講ぜられている高床式住宅の新規着工住宅に占める比率は九・一%(豪雪地の全国統計・平成十五年)にすぎない。

図2 望ましい制度(複数回答)



- (備考) 1 国土交通省「安全で快適な雪国の高齢社会型住環境の形成方策調査報告書(平成14年3月)」より。
 2 (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターに「介護保険制度に係る住宅改修相談・施工事業者」として登録されている事業所(平成12年10月末現在)のうち、豪雪地帯の市町村に所在する720事業所を対象とするアンケート結果(郵送配布・回収)である。
 3 調査期間は平成13年12月7日から平成14年1月10日である。

いのである。ちなみに同省の前記アンケートと同時に行った「克雪住宅普及のための問題点についてのアンケート(複数回答)」によると、最も多かったのは「建

設置の負担が多いこと」六三・三%、次が「建設事業者の知識や情報の不足」四九・三%、「一般ユーザーの知識や情報の不足」四〇・六%「維持費の負担が大きいこと」三八・〇%「建設事業者の設計・施工技术の不足」二一・八%の順である。このアンケート結果と前期「克雪住宅への望ましい制度」のアンケート結果を照合すれば克雪住宅普及対策つまり、雪に強いまちづくりの方策への回答が出てくるはずである。故に行政の予算執行はフロー（除雪費）からストック（克雪住宅の普及）への転換が重要であることは論を待たない。

雪害は進化するか

ある研究者は「都市での雪害は進化する」とのたまう。なにをもって雪害が進化するのかわからないが、「十八年豪雪」の人的被害を直視するとき屋根の雪下ろしや屋根からの落雪によるもの、雪処理中など、雪国特有の要因が大半を占めている。いわば「古典的な雪害」なのである。進化ではなく、雪に対して都市機能が劣化している、或いはそこに住む人たちを含めた社会構造が雪に対して劣化している、と捉えることが適切ではないか、と繰り返し強調しておきたい。

行政が有効な対策を取っていない間に民間は「雪に

強い」、をセールスポイントに秋田市でマンション建設ラッシュを現出させている。雪処理は全く不要な安心安全な居住空間であることを強調し、売込みをかけている。その立地は従来の中心市街地から現在は住宅地まで進出し、高齢世帯を中心としたニーズにこたえ人気を集めている。市建築指導課の調べでは平成十七年末現在、七階以上のマンションは百棟を超え、現在も供給過剰の声をよそに建築熱は衰えていない。このようなマンションラッシュを行政が直視することによって、恒久的な雪対策が生まれてくるのである。

十九年冬は前年暮れから暖冬、雪なしの正月を迎えた。暖冬にこそ、雪問題を考えるべきである。

参考文献

豪雪地帯の現状と対策 国土交通省 平成十八年度版
豪雪地帯における安全安心な地域づくりに関する懇談
会報告書 国土交通省 平成十八年
あきた二十一総合計画・基本構想 秋田県 平成十二年

雪輪・第三十二号 秋田県における「平成十八年豪雪」被害の検証 奈良 洋 秋田雪の会 平成十八年

活動報告（平成十八年度）

- 雪国民俗館 協力員委嘱（総合研究センター 十二月十三日）
神居勝廣（下北手） 鈴木実（浜田） 須田俊夫（河辺和田） 村越謙一（下北手）
- 第一回協力員会議（総合研究センター 十二月十三日） 委嘱状交付 雪国民俗館収蔵資料の紹介（「図説 雪国の民具」から）
- その他（今後の活動について、次回会議三月を予定）
- 雪国民俗館 紹介 「プレススタ（23号）」子どものための遊びと学びの情報誌（秋田市教育委員会生涯学習室）
- 「雪国民俗（十八号）」参考資料に使用 「あきた音頭ものがたり」（無明舎出版平成十八年七月）
- 雪国民俗館 見学
 - ・家政科・生活文化学科部会「五十周年記念の集い」二十五名（六月十日）
 - ・岩谷広子他一名（東京 七月十八日）
 - ・真理大学教員十名（台湾 七月四日）
 - ・慶熙大学教員四名（韓国 八月三日）
 - ・服飾文化研究所十三名（東京 八月二十七日）
 - ・平辰彦・松川真澄（東京 十月七日）



（慶熙大学の先生方）



(家政科・生活文化学科部会の方々)



(服飾文化研究所の方々)

- ・高杉祭 本学学生二名、一般五名(十月七日～八日)
- ・永見市教育委員会四名(富山 十月十三日)
- ・青戸美代子他二名(東京「銀苑」編集 他二名は秋田 十一月二十四日)
- ・渡辺研二(本学学生 十二月二十七日)
- ・吉田泰幸(名古屋大学 大学院 平成十九年三月九日)

最終講義から

鎌田 幸男

二月九日（金）、十一時～十二時までの一時間最終講義を行った。ご依頼をいただいた時、少し躊躇したが結果的に引き受けをした。その理由は、学生たちに対して「私がどのような学問を専門としているか、また具体的にどのような研究してきたか」を伝える必要があると考えたからである。学生たちはまた、「そうした研究をしている教員から講義を受けた」ことをあらためて認識してくれると思つたからである。こうしたことから講義題は「庶民の歩みきた道 民俗学研究を通じて：二題」としたのである。講義の概要は以下の通りである。

最初に私が関心をもつた課題の一つは、海の民俗学であった。それで漁村の暮らしと文化の調査をはじめた。男鹿半島は風土論の面でも興味があつたが、そこで出あつたのがマルキブネである。プラスチック製の現代版小舟に比較して、あまりにグロテスクなスタイルに強烈な印象を受けた。まさしく「太古の遺物の観あり」と評されるものである。「男鹿村々漁船調之事」（文化九年）によると、四百艘近いマルキブネが、男鹿の海で活躍していたことになる。菅江真澄は、男鹿でこのマルキブネに乗っているが、波がフナベリのす

くそばまでくるので不安を覚えたことが記されている。しかし漁師はこの舟に絶対の信頼をもっている。凌波性に富み、潮流にも強く、また多少岩場に接触しても平気であるし、更に舟底が厚いので復元力に富むという。しかもトモ（後方）は、下方に広い台形状になっているので安定感があるという。岩礁地帯の男鹿の海には必要な舟であるが、製作可能な原木が容易に入手できないこと、仮にそれができたとしても価格が高いことが原因で製作しないという。この舟には、男鹿の漁師の生活・年輪・歴史が刻み込まれている。男鹿の風土に適した舟であり、男鹿の生活文化を伝える貴重な舟といつことができる。以来田沢湖のマルキブネ、八郎潟湖底出土のマルキブネ、八森・岩館のマルキブネ、本雪国民俗館蔵のキツツ（マルキブネ）また史料上の継舟（マルキブネ）まで調査をした。単純にマルキブネ（丸木舟）とひとくくりをしているが、木どり・形態・操法などそれぞれが特徴をもっていることがわかる。この調査過程で漁船としての川崎船と出あつた。北陸方面から伝播したと推測されるが、秋田の漁港に多数存していた。例えば文化九（一八一二）年の男鹿半島地域には数十艘も存していたのである。しかも北

北海道への出稼船としても知られていた。すなわち練漁業のため北海道までこの船で進出していたのである。こうして練を追いかけた漁師の足跡・暮らしを求めて北海道へ調査に出た。平成十六年は天売・焼尻へ、翌十七年は礼文・利尻へ、更に同十八年は枝幸へと歩いた。特に天売・焼尻へ進出した漁師は、出張漁業者（デバリ）と称されていた。旧免許漁業原簿（北海道文書館蔵）によると、明治三十五年以降大正、昭和二十年代まで盛んであったことがわかる。そして現地では、太平山三吉神社を分祠として建立、講中を組織して信仰していた。移住者もまた多数いた。

もう一つは男鹿の伝統的なナマハゲ行事についてである。実は昨年の十二月初め頃であったと思うが、読売新聞の記者が研究室を尋ねてくれた。用件は、男鹿のナマハゲのことであった。すなわちナマハゲの面づくりをしている方、ナマハゲに扮してまわり歩いている方、またナマハゲ伝承館でその実演をしているが解説をしている方とお会いして取材してきたという。そして私を尋ねた理由は、何故ナマハゲの研究をしようとしたか、その動機を知りたいというのである。

実は十年前程前、男鹿市文化会館で「ナマハゲのシンポジウム」が開かれた。関心があったので私も参加をした。あとで感想を求められたので、「秋田歴研協会誌」にその時の印象を記した。大変有意義なシンポジ

ウムであったが、私が考えているナマハゲと少し異なっていた。つまり男鹿に暮らす者は「ナマハゲが来ないと正月を迎えた気持ちになれない」というが、ナマハゲをどのようにとらえているのだろうかということである。これがナマハゲ行事ととり組むことになつたきっかけである。ナマハゲは一九七八（昭和五十三年）年に国指定の重要無形民俗文化財になっているが、その際に全集落を対象とした調査報告書がある。これを基にして発表したのが一九九七（平成九年）年「ナマハゲに関する考察」（雪国民俗（二二三））である。そして二〇〇四（平成十六）年『ナマハゲ』（共著、日本海域文化研究所）が出版された。ナマハゲの集大成ともいえるものである。この中でわたしは「生きているナマハゲの伝説」を書かしていただいた。ナマハゲの考察では、ナマハゲそのものばかりを追いかけるのではなく、男鹿の風土論的視点をもつこと、そして迎える側の意識・態度を十分に認識することであるとした。それがナマハゲ行事を継承させてきたものであり、同時に男鹿のナマハゲ理解に通じるものと思われるのである。

また次のものは講義資料（北海道の略図省略）として配布したものである。

庶民が歩みきた道

民俗学研究を通じて…二題

・二つの「みんぞく」学

民族学 (ethnology) と民俗学 (folklore)

・民俗学の研究対象

人間の暮らし 生活文化全般にわたる

柳田国男 民俗資料を「伝承の形式」と「採集技

術」から三分類

- (1) 眼で見る…旅人の学…有形文化、生活諸相
- (2) 耳で聞く…寄寓の学…口承文芸、言語芸術
- (3) 人間の心意、感覚を通じて…同郷の学…心意現象、心理伝承

・二題

- (1) 海の民俗を考える…漁村の暮らしと文化を求めて

・一九七七(昭五十二)年「秋田県における出稼の実態」(秋田経済大学論叢(19))

・一九七八(昭和五十三)年「男鹿の独木船」(雪

国民俗(6))

川崎船との出あい

・一九七九(昭和五十四)年「川崎船考」(研究

ノート)(秋大史学(26))

・一九九三(平五)年「川崎衆の海上移動をめ

ぐって」(あきた史記)

鯨場出稼を追って

・一九八一(昭五十六)年「北海道鯨場出稼の

一考察」(男鹿半島研究(11))

・二〇〇四(平十六)年「秋田県から離島(北

海道)への鯨場出稼」(東北芸術工科大学・東

北文化研究センター報告)

- (2) 男鹿のナマハゲとの出あい

・一九九七(平九)年「ナマハゲに関する考察」

(秋田民俗(23))

・一九九九(平十一)年「男鹿のナマハゲ」(民

具研究(120))

・二〇〇二(平十四)年「菅江真澄が見たナマハ

ゲから考察し得るもの」(あきた史記)

・二〇〇四(平十六)年「ナマハゲ」(共著、日

本海域文化研究所)

要するに風土論的視点をもつ(修道道との関わりを考慮)、迎える側の意識・態度に配慮することが大切

鎌田幸男教授

生年月日 昭和十六年十月十一日生

現住所 秋田県潟上市天王字長沼五十六 二十五

一九六四年三月 秋田大学学芸学部小幼課程卒業

職歴

一九六四年四月 秋田経済大学附属高等学校教諭（社会科）

一九八三年四月 学園名称変更により秋田経済法科大学附属高等学校教諭（平成三年三月三十一日まで）

一九八五年四月 秋田経済法科大学雪国民俗研究所研究委員

一九八七年四月 秋田短期大学家政科非常勤講師

一九九〇年十月 同 生活文化学科非常勤講師

一九九一年四月 秋田短期大学講師

一九九五年四月 秋田短期大学助教授

一九九五年八月 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会教員資格審査判定「可」秋田桂城短期大学講師（兼任 雪国の生活と文化）

二〇〇二年四月 秋田経済法科大学短期大学部教授

二〇〇五年四月 秋田栄養短期大学教授

二〇〇五年四月 秋田経済法科大学総合研究センター主任研究員兼雪国民俗館長

二〇〇六年六月 教育指導室長（兼任）

研究実績

(1) 著書

一九八〇年三月 秋田県地名大辞典（分担執筆、角川書店）

- 一九八一年二月
 同 五月
 同 九月
 一九八三年六月
 同 十一月
 一九八四年五月
 同 六月
 一九八五年七月
 一九八六年七月
 一九九一年二月
 一九九二年六月
 一九九三年九月
 一九九七年六月
 一九九八年三月
 一九九九年十月
 二〇〇〇年四月
 二〇〇三年三月
 二〇〇四年三月
 二〇〇四年三月
 二〇〇五年三月
 二〇〇六年三月
- 秋田県における裸潜水漁労の一考察（共著、秋田地方史論集・みしま書房）
 秋田県の漁業（共著、東北の生業・明玄書房）
 秋田大百科事典（分担執筆、秋田魁新報社）
 衣・食・住の年輪（共著、秋田県風土記・秋田協同書籍）
 秋田の民家と炉端（共著、北海道東北地方の住い習俗・明玄書房）
 平田篤胤、佐藤信測（共著、秋田の先人たち・光文書院）
 漁村のくらし（共著、新秋田風土記・創土社）
 日本海域北部で活躍した川崎船（共著、日本地域史研究会・文献出版）
 秋田市事典（分担執筆、国書刊行会）
 魚形文刻石、魚供養塚、魚祭碑の考察（共著、秋田地方史の研究・みしま書房）
 秋田の民俗（共著、写真提供、「人の一生」解説、無明舎出版）
 川崎衆の海上移動をめぐる（共著、秋田史記・秋田文化出版）
 日本民具事典（分担執筆、日本民具学会・ぎょうせい）
 男鹿半島（共著、男鹿市教育委員会・秋田協同印刷）
 日本民俗大辞典（上）（分担執筆、吉川弘文館）
 日本民俗大辞典（下）（分担執筆、吉川弘文館）
 秋田市史（第十六巻）民俗編（共著、秋田市）
 屋敷神・講・祠資料（編著、秋田市史叢書（六）、秋田市）
 マナゲ（共著、日本海域文化研究所）
 図説 秋田市の歴史（共著、秋田市）
 図説 雪国の民具（編著、秋田経済法科大学総合研究センター内 雪国民俗館）
- (2) 論文
- 社会科と国際理解教育（秋田大学社会科教育研究会誌創刊号）
 一九六九年一月

- 一九七〇年三月 現代史の取り扱い（秋大史学十七号）
 社会科教育の諸問題（秋田経済大学論叢十四号）
 国際理解教育と国際協力のための教育（日本ユネスコ国内委員会報告書）
 一九七四年六月 同 十一月
 一九七六年三月 同 六月
 一九七七年二月 同 六月
 一九七八年五月 秋田県における農業と農家の動向（秋田経済大学論叢十七号）
 秋田県農村の動き（秋田大学社会科教育研究会誌四号）
 秋田県における出稼の実態（秋田経済大学論叢十九号）
 男鹿の独木船、原木伐採から製作過程まで（雪国民俗六集）
 一九七九年三月 男鹿半島の船（男鹿半島研究九号）
 同 七月 田沢湖の独木船（雪国民俗七集）
 同 九月 胴船考（秋田大学社会科教育研究会誌五号）
 同 九月 川崎船考（北海道・東北民具研究会報）
 同 十二月 「研究ノート」川崎船考（秋大史学二十六号）
 一九八〇年十二月 漁村語彙（雪国民俗九集）
 同 十二月 岩館・八森地域の複材丸木船（同右）
 一九八一年十一月 北海道鯨場出稼の一考察（男鹿半島研究十一号）
 一九八二年六月 秋田県沿岸における製塩の考察（秋田民俗七号）
 一九八四年六月 垣内と民俗（秋田民俗十号）
 一九八五年一月 恵比寿信仰の諸様相（雪国民俗十四集）
 同 六月 秋田鵜飼漁業（秋田民俗十一号）
 同 十二月 秋田における船霊信仰（雪国民俗十五集）
 一九八六年五月 秋田のマルキ船（東北民俗二十号）
 同 六月 河川における原始漁法（雪国民俗十二集）
 同 十二月 秋田県の潜水漁業（雪国民俗十七集）
 一九八七年六月 秋田の原始漁法（秋田文化出版）

- 同 六月
荷船と生活（秋田民俗十三号）
- 同 十二月
鯉塚と供養塚（民具マンスリー第二十卷九号）
- 一九八八年一月
川崎船あれこれ（秋大社会科十号）
- 同 七月
秋田の正月行事（秋田民俗十四号）
- 同 十二月
漁民の生活暦（秋田短期大学論叢四十二号）
- 一九八九年三月
魚供養塚の考察（同右四十三号）
- 同 六月
生活文化について（秋大社会科十一号）
- 同 十月
漁業と結び（結び文化研究会）
- 同 十一月
通過儀礼に関する一考察（秋田短期大学論叢四十四号）
- 一九九〇年三月
鮭漁法の考察「雄物川流域」（同右四十五号）（日本民俗文化資料集成（第十九卷）再録）
- 同 三月
東湖八坂神社（天王町）
- 同 六月
鮭漁法の考察「大正寺地域中心」（秋田民俗十六号）（日本民俗文化資料集成（第十九卷）再録）
- 一九九二年二月
社会科教育と生活文化（秋田大学社会科教育研究会誌）
- 同 三月
秋田の出稼資料「北海道への漁業出稼」（秋田短期大学論叢四十六・四十七合併号）
- 同 五月
鯉場出稼の生活と漁具（民具研究九十三）
- 同 六月
民俗学と考古学とのつながり（秋田民俗十七号）
- 同 十一月
秋田の出稼資料（一）（秋田短期大学論叢四十八号）
- 一九九二年三月
マルキ舟小考（秋田短期大学論叢四十九号）
- 同 六月
一本釣り漁場覚書（秋田民俗十八号）
- 同 十一月
慣行専用漁業権としての鱈漁業（秋田短期大学論叢五十号）
- 一九九三年六月
秋田のことは（秋田民俗十九号）
- 同 十一月
複材丸木船「八郎潟出土」と漁船の考察（秋田短期大学論叢五十二号）

- 一九九四年三月
同 六月
一九九五年三月
同 六月
同 十一月
一九九六年六月
同 十一月
- 一九九七年六月
同 十一月
一九九八年三月
同 十一月
- 一九九九年十月
同 十一月
同 十一月
同 十一月
二〇〇〇年十月
二〇〇一年三月
同 三月
同 六月
同 七月
同 十一月
二〇〇二年九月
- 鯉場出稼の考察（秋田短期大学論叢五十三号）
キッツ考（秋田民俗二十号）
舟の推進具に関する考察（秋田短期大学論叢五十五号）
魚供養塚等に関する追稿（秋田民俗二十一号）
樺太における出稼漁業の考察（秋田短期大学論叢五十六号）
わらべ歌とその遊びに関する調査（秋田民俗二十二号）
資料からみた八郎瀧（干拓前）の漁業（秋田短期大学論叢五十八号）
（日本史学年次別論集「一九九六年版」再録）
- ナマハゲに関する考察（秋田民俗二十三号）
婚姻儀式に関する考察（秋田経済法科大学短期大学部論叢六十号）
男鹿のナマハゲの考察（なまはげ研究紀要）
八郎瀧（干拓前）の専用漁業の考察（秋田経済法科大学短期大学部論叢六十二号）
（日本史学年次別論集「一九九八年版」再録）
- 男鹿のナマハゲ（民具研究百二十号）
眼流しの基層を探る（秋田経済法科大学短期大学部論叢六十四号）
ナマハゲの考察（天王町の文化財六号）
ナマハゲを迎える里人の心情（男鹿五号）
秋田県地域史研究の課題と動向「民俗部門の視点から」（秋田歴研協）
男鹿のナマハゲ考（秋田経済法科大学短期大学部論叢六十七号）
生活文化を伝える八郎瀧の船（天王町の文化財八号）
年中行事の連続性（秋田民俗二十七号）
記録資料に見る秋田の民俗（秋田市史研究十号）
年中行事に見る農民の心情（秋田経済法科大学短期大学部論叢六十八号）
菅江真澄が見たナマハゲから考察し得るもの（あきた史記）

二〇〇三年八月
二〇〇四年三月

秋田の眠り流し考（秋田市史研究十二号）
カワと井戸と池 相関の民俗（秋田経済法科大学短期大学部論叢七十二・七十三合併号）

同 四月

秋田県から離島（北海道）への鯉場出稼（東北芸術工科大学 東北文化研究センター研究報告書）

同 六月

同 十月

屋敷神と祭日の考察から（秋田民俗三十号）
鮭漁の川かけと供養碑（民具研究百三十号、日本民具学会）（但し日本民具学会（第二十八回）シンポジウム発表原稿）

同 十一月

秋田から離島へ（焼尻・天売）（秋田経済法科大学短期大学部論叢七十四号）
伊勢参宮と菅江真澄の挿し絵（秋田民俗三十一号）

二〇〇五年六月
二〇〇六年三月

同 九月

秋田から離島へ（礼文・利尻）（雪国民俗三十号）
食文化における技術の変遷 「こつ」と「かん」の崩壊（あきた民俗懇話会）
鯉を追いかけて離島へ進出した漁師 太平山三吉信仰を中心に 秋田史記投稿中

二〇〇七年三月

(3) 調査報告書

一九七八年三月

一九八〇年三月

一九八一年三月

一九八〇年三月

一九八七年三月

一九八七～一九八八年十一月、十二月

一九九五年三月

一九九五年～一九九八年

二〇〇〇年一月

秋田の漁労用具調査報告（共著、秋田県教育委員会）

秋田の野鍛冶調査報告（共著、秋田県教育委員会）

秋田市城館調査報告（共著、秋田市教育委員会）

緊急民俗調査報告書（共著、田沢湖町教育委員会）

秋田県の年中行事（共著、秋田県教育委員会）

秋田県の木造船（共著、秋田県教育委員会）

秋田市史民俗調査報告書①～③（共著、秋田市史編さん室）

秋田市史民俗概要調査報告書（共著、秋田市史民俗部会）

秋田市史民俗概要調査報告書（共著、秋田市史民俗部会）

(4) 資料紹介

- 二〇〇二年十一月
二〇〇六年三月
秋田からの商船（秋田経済法科大学短期大学部論叢七十号）
海上出稼（北海道）史料 旧免許漁業原簿（雪国民俗三十号）

(5) 秋田民俗通信

- 一九八五年十月
一九九一年十月
一九九三年六月
一九九八年二月
二〇〇四年三月
二〇〇五年五月
二〇〇七年二月
チシゴの潮流
鯨場出稼資料に接して
正月儀礼に関する二、三の問題
秋田からの商船
豊岩のヤマメハギのこと
菅江真澄の挿し絵が語るもの
泉田地区（岩城）に伝わるナマハゲ行事

(6) 秋田魁新聞

- 一九六五年五月
一九六七年九月
一九七七年五月
一九七七年十月
一九七八年五月
一九八二年七月
一九八二年八月
一九八六年十月
ワラジノギ考
県内農村の慣習
庚申信仰
独木舟
戸賀湾の独木舟
胴舟の発見と解説（同毎日新聞五・二十五）
秋田の技（盆踊り）
秋田の技（丸木舟）
異国船と沿岸諸藩

(7) その他

- 一九七九年五月 雪国民俗資料館概要 歴史読本(六月号)
一九七九年九月 川崎船考 北海道・東北民具研究会報
一九八〇年三月 第三期秋田叢書(人名索引) 歴史図書社
一九八二年二月 農具 ステイタスト・E(二月号)
一九八四年十二月 雪国秋田の将来を展望 あすの秋田を創る生活運動協会
一九八六年四月 雪国の民具 みちのく伝統文化(二巻)
一九八六年三月 民俗解説(注 監修) 女たちは雑草のように
一九八八年六月 カマクラは男子の雄壮な遊びから 話題源地理
一九九三年三月 生活語彙の分布調査(県内) ゼミ研究から(秋田経済法科大学・学報 五十五)
一九九六年三月 海上から見る霊山(同右 六十一)
一九九六年八月 ナマハゲシンポジウムから 秋田歴研協会誌
一九九九年十月 「木境大物忌神社の虫除け祭り」について 秋田歴研協会誌
二〇〇二年三月 現代版ナマハゲ行事に接して(同右 七十三)
二〇〇三年八月 自著を語る「秋田市史」十六巻民俗篇 秋田歴研協会誌
二〇〇三年十二月 海と山の相関の民俗 秋田歴研協会誌
二〇〇三年十二月 秋田藩佐竹義宣の元旦料理 トランヴェール
二〇〇五年十二月 秋田の大正月と小正月 トランヴェール
二〇〇五年二月 暮らしの中に生きているナマハゲ 鰯田の風(三)

(8) 学会並びに研究会報告

- 一九六六年十一月 高等学校における歴史教育の現状と問題点 秋大史学会(秋田大学)
一九八一年十一月 塩田法による製塩の考察 東北生活文化学会(山形)
一九八一年十二月 秋田の鵜飼漁について 郷土研究発表会(県立博物館)

- 一九八三年七月
 一九八四年十月
 一九八五年七月
 一九八七年七月
 " 八月
 " 十月
 " 十一月
 一九八八年九月
 " 十月
 一九八九年十月
 一九九〇年七月
 一九九一年九月
 一九九一年十一月
 一九九六年八月
 一九九七年八月
 一九九九年十月
 二〇〇一年十一月
 二〇〇三年九月
 " 十一月
 二〇〇四年七月
 " 九月
 二〇〇六年三月
 " 七月
- 垣内考 秋田県民俗学会（彌高会館）
 秋田県における恵比須信仰の諸様様 東北生活文化学会（山形）
 船靈信仰二・三の問題 秋田県民俗学会（彌高会館）
 秋田の正月行事 秋田県民俗学会（彌高会館）
 イロリの民俗 男鹿地域研究会（男鹿）
 漁民の生活暦 日本民俗学会 第三十九回（武蔵大学）
 風名・潮流について 東北民俗の会
 秋田の潜水漁業 北海道・東北民具研究会（平鹿町就業改善センター）
 魚供養塚の考察 日本民俗学会 第四十回（茨城大学）
 秋田のマルキブネ 全国和船研究会 佐渡島開発総合センター
 民俗学と考古学 秋田県民俗学会（彌高会館）
 漁船の二・三の問題点 全国和船研究会（青森、小川原湖民俗博物館）
 北海道・東北民具研究会 コメンテーター 仙台市榴岡市民センター
 男鹿の丸木船の考察 全国和船研究会（男鹿・桜島荘）
 全国和船研究会・発表会 コメンテーター みちのく銀行研修会館
 秋田県地域史研究の課題と展望 民俗部門の視点から 田沢湖芸術村
 川とくらし（第十九回東北地方民俗学合同研究会、福島県文化センター）
 海と山の相関の民俗（秋田歴研協大会、千秋会館）
 サケを巡る民俗誌（第二十八回日本民具学会、宮城県、歴史博物館）
 屋敷神を考える（第三十回秋田県民俗学会、秋田市公民館）
 鯨を追って、秋田から離島（北海道）へ（平成十六年度日本生活文化史学会、京都ノートルダム女子大学）
 利尻・礼文島の調査から（鯨場出稼）（秋田県民俗学会、秋田市公民館）
 吉田三郎の民俗と生活誌（秋田県民俗学会、秋田市公民館）

社会活動

移動大学

二〇〇二年十一月

民俗学から暮らしの変容を考える

大学講座

二〇〇〇年十月

石碑はさまざまなことを語る 魚供養碑から

二〇〇二年九月

年中行事と暮らし

公開講座（短期大学）

一九九一年十一月

古代の食事と調度

一九九二年十一月

食と器

一九九三年十一月

暮らしのあしあとを考える

一九九四年十一月

すまいとところ

一九九八年十一月

ナマハゲを考える

一九九九年十一月

さまざまな民俗資料から

二〇〇〇年十一月

丸木舟は語る 田沢湖町の丸木舟から

二〇〇一年十一月

年中行事を考える その根底にあるもの

二〇〇三年十一月

年中行事が語るもの 稲作と農民

二〇〇四年十一月

年中行事を考える

シテイカレッジ講座（本学総合研究センター主催）

二〇〇五年七月

菅江真澄が見た男鹿のナマハゲ カレッジプラザ

二〇〇五年八月

暮らしの文化を伝えた丸木舟 カレッジプラザ

二〇〇六年十二月

村の変革と民俗 急激な民俗の変容から 秋田経済法科大学

その他

一九八六年十一月
一九九二年四月
同 六月
一九九五年四月
二〇〇一年一月
同 七月
同 七月
二〇〇六年四月
同 四月

国立歴史民俗博物館資料調査委員（一九九〇年三月）
秋田市史編集委員会委員（二〇〇五年三月）
同 専門委員（民俗部会長）（二〇〇五年三月）
秋田市文化財保護審議会委員（二〇〇四年四月、副委員長）
日本海地域文化研究所主任研究員
秋田県民俗学会会長
秋田市赤れんが郷土館協議会委員
潟上市文化財保護審議会委員
男鹿市文化財保護審議会委員（会長）

編集後記

・ 本学は四月からノースアジア大学と名称が変更。また留学生別科が始動した。更に観光学科の設立をめざして始動した。五十年の歴史を基礎に学園の将来展望が打ち出された。「日本人の暮らしと文化」の理解が一層高まることになろう。本館の資料も皆さんから大いに活用していただけるよう、四月以降少しずつ資料の紹介を試みたい。幸い平研究員は、副参与になり館の運営に手腕を発揮していただけたものと期待している。スタッフ一同決意を新たに頑張ろうとしている。

(編集係)

ですが、編集委員から「館長の退任記念号にはどうか」という発案が突然舞い込んできました。私はとても躊躇したのですが、編集委員の熱意に押し切られてしまいお願いすることになりました。編集内容は当初の計画と基本的に変わりませんが、退任記念号としての体裁は整えさせていただくことになった次第です。特に学長からは、過分の献辞を賜り、身に余る光栄です。恐縮に存じております。ありがとうございました。厚く御礼と感謝を申し上げます。先生方、ご多用のところありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。そしてリーダーシップを発揮して下さいました編集委員には、細部にわたるご配慮を賜りました。厚く感謝申し上げます。

(鎌田幸男)

・ 雪国民俗(三十一号)の構成は、シテイカレッジ講座(民俗学)を骨子にする予定で進行してきたの

執筆者紹介

鎌田 幸男

秋田栄養短期大学教授
雪国民俗館 館長

平 辰彦

秋田栄養短期大学助教授
雪国民俗館 副参与

嶋田 忠一

秋田県立博物館 副館長

齊藤 壽胤

秋田県民俗学会 事務局長

奈良 洋

雪国民俗館 主任研究員

編集委員

平 辰彦 橋元志保

撮影協力

上松 馨

編集協力

保坂 頼子

雪国民俗 第三十一号

平成十九年三月二十日 印刷
平成十九年三月三十日 発行

編集 雪国民俗館

発行 秋田経済法科大学総合研究センター内

秋田経済法科大学

〒〇一〇 八五一五

秋田市下北手桜字守沢四六 一

TEL 〇一八 八三六 六五九二

FAX 〇一八 八三六 六五三〇

印刷 (株)秋田情報プリント

〒〇一〇 〇九六二

秋田市八橋大畑二丁目五 三〇

TEL 〇一八 八二三 六六四八

FAX 〇一八 八六三 二一三九